

構造改革特別区域法逐条解説

(一部改正に伴う改訂版)

平成24年11月1日

内閣官房地域活性化統合事務局

目次

○第1章 総則	1
・第1条（目的）	2
・第2条（定義）	5
○第2章 構造改革特別区域基本方針	9
・第3条	10
○第3章 構造改革特別区域計画の認定等	13
・第4条（構造改革特別区域計画の認定）	14
・第5条（認定に関する処理期間）	25
・第6条（認定構造改革特別区域計画の変更）	26
・第7条（報告の徴収）	27
・第8条（措置の要求）	29
・第9条（認定の取消し）	31
・第10条（国の援助等）	33
○第4章 法律の特例に関する措置	35
・第12条（学校教育法の特例）	36
・第13条	56
・第15条（地方自治法の特例）	63
・第18条（医療法等の特例）	68
・第19条（教育職員免許法の特例）	88
・第20条（私立学校法の特例）	94
・第23条（狂犬病予防法の特例）	113
・第24条（地方公務員法の特例）	118
・第28条（酒税法の特例）	125
・第28条の2	136
・第29条（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例）	144
・第30条（老人福祉法の特例）	149
・第31条（河川法及び電気事業法の特例等）	158
・第32条（社会保険労務士法の特例）	170
・第33条（アルコール事業法の特例）	175

・ 第 3 4 条（政令等で規定された規制の特例措置）	・ ・ ・ 1 8 1
・ 第 3 5 条（地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置）	・ ・ ・ 1 8 2
○第 5 章 構造改革特別区域推進本部	・ ・ ・ 1 8 3
・ 第 3 7 条（設置）	・ ・ ・ 1 8 4
・ 第 3 8 条（所掌事務）	・ ・ ・ 1 8 5
・ 第 3 9 条（組織）	・ ・ ・ 1 8 6
・ 第 4 0 条（構造改革特別区域推進本部長）	・ ・ ・ 1 8 6
・ 第 4 1 条（構造改革特別区域推進副本部長）	・ ・ ・ 1 8 6
・ 第 4 2 条（構造改革特別区域推進本部員）	・ ・ ・ 1 8 6
・ 第 4 3 条（資料の提出その他の協力）	・ ・ ・ 1 8 7
・ 第 4 4 条（事務）	・ ・ ・ 1 8 8
・ 第 4 5 条（主任の大臣）	・ ・ ・ 1 8 8
・ 第 4 6 条（政令への委任）	・ ・ ・ 1 8 9
○第 6 章 雑則	・ ・ ・ 1 9 0
・ 第 4 7 条（規制の特例措置の見直し）	・ ・ ・ 1 9 1
・ 第 5 0 条（経過措置）	・ ・ ・ 1 9 4
○附則	・ ・ ・ 1 9 5
・ 附則第 3 条（提案を募集する期限）	・ ・ ・ 1 9 6
・ 附則第 4 条（構造改革特別区域計画の認定を申請する期限）	・ ・ ・ 1 9 7
・ 附則第 5 条（訓令又は通達に関する措置）	・ ・ ・ 1 9 8
・ 附則（平成二十四年 9 月 5 日法律第 7 3 号・抄）第 3 条（検討）	・ ・ ・ 1 9 9

第 1 章

総則

(目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

1. 「地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定」

構造改革特別区域制度が、従来の地域振興立法と大きく異なる点は、国があらかじめ地域を指定したり、当該地域で実施される施策の分野や具体的事業の内容を示したりする仕組みになっていない点です。

構造改革特別区域制度では、地方公共団体や民間事業者等における地域の活性化に向けた多様な創意工夫が可能となるように、各地方公共団体が、民間事業者等の提案も踏まえ、地域の特性に応じて、活性化を図る区域を自ら判断、設定するとともに、その区域の特性をいかして、実施する施策及びそのために必要となる規制の特例措置を判断して計画を作成し、申請する仕組みとしています。

2. 「地域の特性」

「地域の特性」とは、当該地域を特徴付ける自然的、経済的、社会的諸条件等をいい、各地方公共団体が構造改革特別区域（以下「特区」という。）を設定し、当該特区で実施しようとする特定事業の内容を判断する際の基礎となるものであり、具体的に地域がどのような地域特性を有するかの判断については、各地方公共団体の判断が尊重されることとなります。

3. 「地域の特性に応じた規制の特例措置」

「地域の特性に応じた規制の特例措置」とは、全国一律に課されている規制のうち、一定の地域の特性に応じた異なる規制手法をとっても各規制の本来の目的が損なわれないなどの一定の合理性が認められ、またそのことにより、規制が課せられている特定の事業等がより活発に実施されることなどが期待されるものについて、地域の特性に応じて講ずる特例措置のことです。

特区において、具体的にどのような規制の特例措置を講ずることができるかについては、この法律に基づく構造改革特別区域基本方針中に、「構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画」（第3条第2項第4号）として一覧で示されるとともに、この法律や政令等において特例措置に関する具体的な規定が置かれることとなります。

各地方公共団体は、これらにおいてあらかじめ定められた規制の特例措置

の中から当該地域の特性に応じて実施しようとする特定の事業の実施のために必要な規制の特例措置を選択して計画を作成することになります。

4. 「特定の事業を実施し又はその実施を促進する」

特区において、規制の特例措置の適用を受けて特定事業が実施されることになりますが、その実施主体については、計画の申請者である地方公共団体自身の場合と、国の機関や民間事業者の場合があると考えられます。

地方公共団体自らが特定事業の実施主体である場合は、特定事業を直接に実施する立場にあります。一方、特定事業の実施主体が民間事業者等である場合は、地方公共団体は、民間事業者等が実施する特定事業について、計画の作成・申請を通じて規制の特例措置の適用を実現することで、当該事業の実施を支援し、促進する立場になるものです。

5. 「教育、物流、研究開発」等の分野について

各地方公共団体が作成する計画は、実施し、又は実施を促進しようとする事業の種類等に応じて、教育や研究開発などの一定の方向性を持つことになると考えられます。このため、この法律で措置される規制の特例措置の内容や各地方公共団体等からの提案の状況なども勘案し、想定される計画の代表的な分野を例示したのですが、各地方公共団体は、例示されている分野に関わらず、計画を作成し、申請することができるものです。

6. 「規制の特例措置」と「経済社会の構造改革」及び「地域の活性化」との関係

特区においては、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の様々な経済社会の分野において、全国一律ではない地域の特性に応じた規制の在り方が実現することになりますが、今後、各特区における実績を踏まえ、特例措置が講ぜられる規制の種類や対象地域が拡大するとともに、各地域における成功事例を示すこと等により、各規制について、全国的な規制の在り方の見直しが進むことにより、全国的な経済社会の構造改革が進むことが期待されます。

また、これと同時に、地域の特性に応じて、規制の特例措置を適用した事業が実施されることにより、その地域の持つ潜在的な可能性が顕在化し、地域の特性に応じた、新たな産業の集積やより効率的で多様な住民サービスの提供等が実現されるなど、当該地域の活性化が図られることも期待されるものです。

(参考) 構造改革特別区域基本方針

1. 構造改革の推進等の意義及び目標

(1) 構造改革の推進等の意義

経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。我が国の経済社会が、人口減少・超高齢社会の到来やグローバル化の進展などの大きな環境変化に直面していることを踏まえると、一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要である。

また、我が国の景気は東日本大震災からの復興需要等を背景として緩やかに回復しつつあるものの、現在も緩やかなデフレ状況が続いており、欧州政府債務危機、電力供給制約等の様々な景気下振れリスクに鑑みると、十分な注意が必要であるが、今こそデフレという長年の問題と決別するチャンスでもある。

このため、今後、人口減少等の大きな環境変化の中で、我が国の経済が安定的な成長を続けていくには、イノベーションの促進等に効果の大きい規制改革を通じた構造改革は引き続き重要である。

その際、全国的な規制改革の実施は、様々な事情により進展が遅い分野があることを踏まえると、地方公共団体や地域の実情に精通したNPO、民間企業等（以下「民間事業者等」という。）の立案により、地域が自発性を持って構造改革を進める特区制度の意義は今後においても大きいと考えられる。

また、持続可能で活力ある地域の形成のため、やる気のある地域が独自の取組や地方と都市とのヒト・モノ・カネの交流・連携を推進し、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わるための努力を、政府を挙げて応援していくことが必要である。特区制度については、こうした基本的考え方に沿った地域の活性化を図る支援施策としての意義も重要であり、今後一層の充実を図ることが必要である。

したがって、地域は、国があらかじめ何らかのモデルを示したり、従来型の財政措置による支援措置を講ずることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される。また、そのような地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備を、内閣一体となって行っていくのが特区制度である。

（２）構造改革の推進等の目標

特区制度の導入により実現すべき目標は、以下の２つである。地方公共団体や民間事業者等は、これらの目標を実現し得るような特区構想を立案することが期待される。

ア) 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。

イ) 地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげること。

なお、特区制度の活用には、地方公共団体と民間事業者等との連携が重要である。このため、国は、法第４条第５項及び第６項に基づく提案制度の活用等により民間事業者等が特区における取組に主体的に参画できるよう、パンフレット等を通じて十分な周知に努めるとともに、地方公共団体と民間事業者等との連携の下で立案された実現可能性の高い効果的な計画に対しては、円滑な実施に向けて取り組むものとする。

(定義)

第二条 この法律において「構造改革特別区域」とは、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する区域であって、当該地域の特性に応じた特定事業を実施し又はその実施を促進するものをいう。

2 この法律において「特定事業」とは、地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業のうち、別表に掲げる事業で、規制の特例措置の適用を受けるものをいう。

1. 「区域」

構造改革特別区域（以下「特区」という。）における「区域」とは、地方公共団体が、一定の地域特性を備えているものと自ら判断し、特定事業の実施等により活性化を図ろうとして設定する当該地方公共団体の一部又は全部の区域を指します（第4条第2項）。

特区として認定された「区域」においては、特定事業に係る規制の特例措置が適用されるとともに、必要な場合には、当該規制の目的が引き続き維持されるために必要な措置が併せて講ぜられることとなります。

2. 「特定事業」

「特定事業」とは、構造改革特別区域計画に基づき、特区において、地域の活性化を図る観点から、地方公共団体又は民間事業者が実施主体としてこの法律の第4章、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）に規定される規制の特例措置の適用を受けて実施する事業を指します。

どのような規制の特例措置に基づきどのような特定事業を実施できるかについては、構造改革特別区域基本方針中に一覧で示されるとともに、この法律の別表、政令又は主務省令において規定されることとなります。

なお、この法律における特定事業は、一つの規制の特例措置を講ずることによって可能となる事業であり、各地方公共団体においては、必要に応じて一定の分野に関する複数の特定事業を組み合わせることで計画を作成することとなります。

3. 「規制」

この法律における「規制」とは、単に民間の事業活動に対する国の許認可等による具体的な制限のみを指すのではなく、手続や手数料の徴収等も含めて、広く、社会的、経済的活動一般に関して何らかの事項を規律するものすべてを想定しており、規制の対象も民間事業者に限らず、地方公共団体又は国及びその機関の活動を何らかの形で規律しているものについても含まれるものです。

3 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第十二条、第十三条、第十五条、第十八条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条及び第二十八条から第三十三条までに規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第三十四条の規定による政令等又は第三十五条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

1. 「規制の特例措置」

「規制の特例措置」とは、全国一律に課されている規制において、一定の地域の特性に応じた異なる規制手法をとっても各規制の本来の目的が損なわれないなどの一定の合理性を有し、またそのことにより、当該規制が課せられている事業等がより活発に実施されること等が期待される場合に、他の地域と異なる規制の在り方を認めるために講ぜられる法令上の措置を指します。

特区で講ずることができる具体的な規制の特例措置については、構造改革特別区域基本方針中に一覧で示されるとともに、この法律の第4章、政令又は主務省令において特例措置に関する具体的な規定が置かれることとなります。

2. 「地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置」

「地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置」とは、特区において規制の特例措置を適用するに当たって、当該規制の目的を引き続き達成するために必要な場合、当該規制の特例措置と併せて実施される措置を指します。

特例措置と併せて実施される措置の内容については、規制の特例措置ごとに当該規制の特例措置の内容と併せてこの法律、政令又は主務省令において定められることとなりますが、これらは弊害が生じないようにする観点から設けられるものであり、その内容も必要最低限で客観的なものです。

なお、この特例措置と併せて実施される措置については、規制の内容等によって、地方公共団体が計画の実施主体又は計画中の特定事業の実施主体として措置を講ずる場合以外に、特定事業の実施主体となる民間事業者等が何らかの措置を講じなければならない場合も考えられ、その場合、地方公共団体は計画の申請・実施主体として、民間事業者等に対し当該措置の実施を求めることとなります。

4 この法律（第四十三条第一項を除く。）において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村（特別区を含む。第四条第四項及び第七項並びに第十九条第一項において同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。

1. 「地方公共団体」

法令に「地方公共団体」とあれば、一般的には普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）（地方自治法第1条の3）を指すことになるところ、この法律の「地方公共団体」は、第43条第1項を除き、都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合のみを指します。

2. 「市町村」

第4条第4項及び第7項並びに第19条第1項の「市町村」には、地方自治法第281条の特別区が含まれます。

（参考）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

② 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

③ 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

（特別区）

第二百八十一条 都の区は、これを特別区という。

2・3 （略）

（組合の種類及び設置）

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規

約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 (略)

第二条の二 国及び地方公共団体は、構造改革特別区域において、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化(以下「構造改革の推進等」という。)に関する施策を推進するに当たっては、地域の活力の再生に関する施策、産業の国際競争力の強化に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るに当たっては、構造改革特別区域において規制改革を推進するのみならず、地域再生法に基づく地域再生制度を始めとする他の地域活性化策を併せて活用することにより相乗効果が期待されることから、国及び地方公共団体は、関連する施策との連携を図るよう努めることとされています。

第 2 章

構造改革特別区域基本方針

第三条 内閣総理大臣は、構造改革特別区域において特定事業を実施し又はその実施を促進することによる構造改革の推進等に関する基本的な方針（以下「構造改革特別区域基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 2 構造改革特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 構造改革の推進等の意義及び目標に関する事項
 - 二 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 三 次条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項
 - 四 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画
 - 五 前各号に掲げるもののほか、構造改革の推進等のために必要な事項その他経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する事項

1. この法律においては、構造改革の推進等に関する施策で重要なものの企画及び立案を行うために内閣に構造改革特別区域推進本部を置き、構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）の原案を作成することとしています（第38条）。

この基本方針は、すべての行政分野にわたって構造改革を進めていく上での政府全体の取組の共通の指針を示すものであるとともに、内閣総理大臣が、地方公共団体から申請された構造改革特別区域計画を認定する際の基準や特例措置の対象となる規制、特例措置の内容等についても具体的に定める極めて重要なものです。

2. このため、この基本方針の確実な推進を図る観点からも、構造改革特別区域推進本部決定のみではなく、構造改革特別区域推進本部長である内閣総理大臣がその案を作成し閣議決定によりこれを定めることとすることで、内閣総理大臣のリーダーシップの下に構造改革特別区域制度の推進に政府一体として取り組むべきことを明らかにしています。

したがって、各関係行政機関においては、この基本方針に従って、規制の特例措置の規定の整備を行うとともに、各計画における特例措置の適用への同意、規制の見直しなどを行っていく必要が生ずるものです。

3. また、構造改革特別区域において規制の特例措置を講ずる対象となる規制については、法律により規定された規制に関してはこの法律の第4章において規制の特例措置の内容等を定めるとともに、規制の特例措置を適用して実施される特定事業について別表に掲げています。

他方、政令又は主務省令により規定された規制に関しても、一覧性を確保する必要があることから、基本方針中で定められる「構造改革の推進等に関

し政府が講ずべき措置についての計画」(第3条第2項第4号)において対象となる規制、規制の特例措置の内容、規制の特例措置の適用を受ける特定事業の名称等について網羅的に定めることとしており、その内容を踏まえて法令上の必要な規定の整備が行われるものです(第4条第11項及び別表第27号)。

4. なお、訓令又は通達により規定された規制についてのこれらの規定の特例に関する措置については、第2条第3項に定める「規制の特例措置」に該当しませんが、第2項第5号の規定に基づき、この基本方針において法令に基づく規制と同様に特例措置の内容等を定めています。

また、訓令又は通達により規定された規制については、附則第5条の規定を踏まえ、法令に基づく規制の特例措置と同一の扱いとすることが基本方針中で示されています。

(参考) 構造改革特別区域基本方針

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

(4) 規制の特例措置に準じた措置に関する基本方針

法に定める特区制度の対象となる規制は、法令で定められているものであるが、法原始附則第5条を踏まえ、特区制度において本基本方針の適用に当たっては、訓令又は通達による規制についても、法令で定められている規制と同一の扱いとする。

- 3 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案を募集するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、前項の提案について検討を加え新たな措置を講ずる必要があると認めるとき、又は情勢の推移により必要が生じたときは、構造改革特別区域基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項又は前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、構造改革特別区域基本方針を公表しなければならない。

1. 第1条の目的に「地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し」と規定されていることから、その自発性を最大限に発揮させるためには、構造改革特別区域の設定や規制の特例措置の選択のみならず、地方公共団体や民間事業者等から新たな規制の特例措置を講ずるよう提案を求めることが望ましいと考えられます。このような趣旨から、毎年度定期的に提案を受け付けています。

2. 提案募集は、この法律の制定当初は閣議決定である基本方針に基づき行われていましたが、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成19年法律第14号）により、第3項に明確に位置付けることとされました。

3. これは、「提案」は、単なる「意見」ではなく、現行の規制の趣旨を正確に理解し、地域の特性を適確に把握した上で、それに応じた特例措置を講ずることの合理性を論じ、必要に応じて弊害を防止するための代替措置も併せて論ずるものである、といった提案の性質にかんがみ、これを立案するには十分な準備が本来必要であり、閣議決定に基づくのではなく、ある程度の中期にわたって国が提案を募集することが制度的に保障されることが重要であると考えられたからです。

提案募集制度を法律に明確に位置付けることにより、地方公共団体や民間事業者等がじっくりと腰を据えて、質の高い提案を検討することが可能となり、構造改革の推進及び地域の活性化という法目的が達成されることが期待されています。

4. また、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成24年法律第73号）により、構造改革特別区域制度を5年間延長することとされましたが、その間集中的に地方公共団体や民間事業者等による提案を促すとともに、5年後の見直しの際に、その状況を検討に反映させることとします。

5. 提案は「政令で定めるところにより」募集することとされていますが、構造改革特別区域法施行令第1条には、地方公共団体や民間事業者等が提案を提出するための十分な機会が確保されるよう、提案の募集は、少なくとも毎年度1回、当該提案の募集のための相当な期間を定めて行うこと、また、広く一般から提案を募集するという制度の趣旨を踏まえ、当該期間をインターネットの利用その他適切な方法により公表することを定めています。

なお、提案の募集は、現在は基本方針により、年に2回行うこととしています。

(参考) 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）

(提案の募集)

第一条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第三条第三項の規定による提案の募集は、少なくとも毎年度一回、当該提案の募集のための相な期間を定めて行うものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の期間をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

6. なお、附則第3条に、提案募集は平成28年度末までの間、行うものとするとの期限が規定されています。

第 3 章

構造改革特別区域計画の認定等

(構造改革特別区域計画の認定)

第四条 地方公共団体は、単独で又は共同して、構造改革特別区域基本方針に即して、当該地方公共団体の区域について、内閣府令で定めるところにより、構造改革特別区域として、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における当該区域の活性化を図るための計画（以下「構造改革特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

1. 構造改革特別区域計画（以下単に「計画」という。）の申請を行うことができる地方公共団体は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は地方自治法第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合です（第2条第4項）。

2. 計画を通じて地域の活性化を図る主体としては、基礎的な自治体である市町村が最も適切と考えられますので、計画の申請主体としては、基本的には市町村を想定していますが、構造改革特別区域（以下「特区」という。）の範囲が2以上の市町村の区域にわたる場合に、市町村が共同で計画を作成し、申請することも可能です。

また、都道府県が市町村間の調整を行ったり、都道府県がより広域的な事業等を実施することで市町村の取組を支援したりすることが必要な場合に、都道府県が市町村と共同して又は都道府県が関係地方公共団体を代表して計画を作成し、申請することも可能です。さらに、都道府県が自らが実施する事業に規制の特例措置を適用するため単独で計画を作成し、申請することも可能としています。

都道府県が申請者となる場合には、都道府県が市町村との連携を図ることなく、市町村の区域や事務に係る内容の計画を作成し、申請することがないように、関係市町村の意見を聴かなければならない（第4条第4項）こととしています。

3. なお、附則第4条に、認定申請は平成28年度末までに限り行うことができるとの期限が規定されています。

2 構造改革特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 構造改革特別区域の範囲

二 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日

三 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特

定事業ごとの規制の特例措置の内容

本項は、各地方公共団体が作成し、申請する計画において、内閣総理大臣が認定の判断を行うために必要な記載事項を定めたものであり、より具体的な記入すべき内容などについては、構造改革特別区域法施行規則で定める様式及び「構造改革特別区域計画認定申請マニュアル」を参照していただくこととなります。

1. 区域の範囲

特区は、地方公共団体が地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、活性化を図ろうとする当該地方公共団体内の一定の区域であり、その範囲を計画において特定する必要があります。

具体的な区域の範囲については、地方公共団体が実施しようとする事業の内容に応じて、例えば市町村の区域内の一部又はその全域、市町村の区域をまたがる特定の区域又はその全域、市町村又は都道府県内の複数の区域（いわゆる「飛び地」）など、当該事業を実施するために合理的な範囲で任意に設定することができます。

2. 特定事業の内容

特定事業の名称等を記載する必要があります。

3. 実施主体

規制の特例措置の適用を受けようとする者のことであり、規制の特例措置の適用を受けて実施する特定事業に応じて、国（の機関）、地方公共団体、民間事業者等の実施主体を記載する必要があります。

4. 開始の日

規制の特例措置が初めて適用される日を記載する必要があります。

なお、計画作成段階で特定事業の実施主体となる者が事業実施のために行う設備投資、市場調査等や、計画の認定後に行う用地取得等の準備行為は、規制の特例措置の適用を受けなくとも実施可能な行為であり、その開始が特定事業の開始となるものではありません。

5. 特定事業ごとの規制の特例措置の内容

計画において講ぜられることを希望する特例措置の具体的内容を記載する必要があります。

また、規制の特例措置と併せて講ぜられることが必要な措置や手続が規制の特例措置について定める法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）に定められている場合、その措置等を具体的にだれが、どのように実施する

かについて記載する必要があります。

- 3 前号各号に掲げるもののほか、構造改革特別区域計画を定める場合には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 一 構造改革特別区域の名称及び特性
 - 二 構造改革特別区域計画の意義及び目標
 - 三 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

1. 名称

地方公共団体が当該区域において行おうとする特定事業及びその他の取組全体の内容を端的に表す名称が記載するよう努める必要があります。

2. 特性

地域の特性とは、当該地域を他の地域と区別する自然的、経済的、社会的諸条件等ですが、特区において実施しようとする事業に関する規制について、他の地域と異なる取扱いをする必要性等及び特区において実施しようとする特定事業等と地域の活性化との関係を合理的に説明するに足りる程度のものが記載される必要があります。

3. 意義

計画を実施することが、当該地域の活性化のために必要とされている背景が具体的に記載するよう努める必要があります。

4. 目標

計画により当該特区において実現されるべき経済社会活動の状態等を目標として、できるだけ明確に記載するよう努める必要があります。

5. 経済的社会的効果

計画の実施が当該地域の活性化に関して与える効果を、実施しようとしている事業の性格にもよりますが、生産額の増加や雇用の増加など可能な限り定量的に示し、具体的かつ合理的に記載するよう努める必要があります。

- 4 地方公共団体は、構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、第二項第二号に掲げる実施主体（以下「実施主体」という。）の意見を聴くととともに、都道府県にあっては関係市町村の意見を聴かなければならない。

1. 計画の円滑かつ確実な実施を確保し、一定の実行可能性を担保する観点からも特定事業の実施主体からあらかじめ意見を聴くことが望ましいことから、計画の案の作成に当たっての地方公共団体の意見聴取義務を定めたものです。

ここで意見聴取の対象となるものは、第2項第2号に規定する計画中の実施主体と同一であり、このような実施主体が計画作成段階で特定されている限りにおいて地方公共団体は意見聴取を行う必要があります。

また、市町村が作成し、申請する計画に、都道府県が実施主体となる特定事業が含まれる場合には、本項の規定により、市町村は特定事業の実施主体としての都道府県の意見を聴く必要があります。

2. また、都道府県が計画を作成し、申請する場合、計画の対象とされる市町村の意見をあらかじめ聴くことは、関係自治体間の連携を図りつつ、特定事業に関連する諸事業等の実施を含め、当該計画を効果的かつ確実に実行する上で不可欠であることから、関係市町村からの意見聴取義務を定めています。
3. なお、聴取した意見の概要については、計画の認定に当たり当該計画の実行可能性等をより正確に判断するために、第7項の規定により、計画の申請書に添付しなければならないこととされています。

- 5 特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を実施しようとする地域をその区域に含む地方公共団体に対し、当該特定事業をその内容とする構造改革特別区域計画の案の作成についての提案をすることができる。
- 6 前項の地方公共団体は、同項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

1. 今回の構造改革特別区域制度においては、民間事業者を申請主体とはしていませんが、本制度の趣旨は、地方公共団体のみならず民間事業者も含めた地域からの自発的な立案により、地域の活性化や構造改革の実現を目指すものであることから、特定事業を実施しようとする民間事業者等は、当該特定事業を実施しようとする地域をその区域に含む地方公共団体に対し、当該特定事業をその内容とする計画の案の作成について提案することができることとしています。
2. また、民間事業者等からの提案の取扱いについての透明性を高め、民間事

業者等の自発性を最大限に尊重する観点から、民間事業者等からの提案を受けた地方公共団体は、当該提案を踏まえた計画を作成し認定を申請する場合は、提案の概要を申請書に添付することが必要であり（第7項）、さらに、当該提案を踏まえた計画を作成する必要がないと判断した場合には、その旨及びその理由を、当該民間事業者等に通知する（第6項）必要があります。

（参考）構造改革特別区域基本方針

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

（2）その他特区計画の認定の円滑化のための基本方針

②民間事業者等から地方公共団体への特区計画の案の提案

法第4条第5項及び第6項に基づく民間事業者等による地方公共団体への特区計画の案の作成についての提案は、民間事業者等のニーズを踏まえた真に地域の活性化に資する特区を実現するために設けられた制度である。

地方公共団体は、本条項に基づき民間事業者等から提案を受けた場合には真摯にそれらを検討し、特区計画の案を作成する場合には、民間事業者等からの提案を十分に踏まえたものとするのが望まれる。

また、特区計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を提案した民間事業者等に通知しなければならないが、その場合提案を受け付けてから30日以内に書面又は電磁的方法により回答することが望まれる。

さらに、全国各地への専門家の派遣等の地域活性化策の取組を活用し、内閣府は、特定事業を実施しようとする民間事業者等からの相談を受けた上で、必要に応じ、当該民間事業者等への地方公共団体の動向に関する情報提供や地方公共団体への特区計画の作成に関する助言を行うものとする。

7 第一項の規定による認定の申請には、第四項の規定により聴いた実施主体及び関係市町村の意見の概要（第五項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画についての認定の申請をする場合にあっては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならない。

内閣総理大臣が計画の認定を行うに当たり、当該計画の実行可能性等をより正確に判断することが必要であることから、地方公共団体が計画の申請を行うに当たっては、第4項の規定により聴取した特定事業の実施主体や関係市町村からの意見及び第5項の規定による提案を踏まえた計画を申請する場合の当該民間事業者等からの提案の概要を添付しなければならないことを定めたものです。

8 地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

1. 本項はいわゆるノーアクションレター制度について定めたもので、法令の解釈をめぐる地方公共団体と関係省庁との間で理解や認識が異なるなどにより計画の作成等が阻害されないように、地方公共団体が、計画において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法令の解釈について、当該規制を所管する関係行政機関の長に、その確認を求めることができるとし、確認を求められた関係行政機関の長は、速やかに、これに回答しなければならないこととしたものです。
2. この制度の対象となる事業については、特定事業に限られず、計画において、関連して実施される事業すべてが対象になります。また、対象となる規制については、この法律の規制の特例措置の対象となる規制に限られず、特定事業及びこれに関連する事業を実施する際に関係する各般の規制すべてが対象となります。
3. これまでも、地方自治法第245条の4第3項の規定により、地方公共団体の長等は国等に対し、その担任する事務の執行等に関し必要な情報の提供等を求めることができましたが、本規定は関係行政機関の長の具体的な回答義務までを定めるものであり、また、民間事業者に対する法令の適用も含めた計画の際に必要な関係法令の確認について認められる点で大きく異なるものです。
4. なお、訓令又は通達に基づく規制についても、附則第5条の規定を踏まえ、同様に本制度の対象となります。

（参考）構造改革特別区域基本方針

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(2) その他特区計画の認定の円滑化のための基本方針

① 特区計画の作成のための法令解釈事前確認制度（ノーアクションレター）

法第4条第8項に基づく法令解釈事前確認制度は、地方公共団体が特区計画の案を作成するに当たって、事前に法令の解釈を明確にすることにより、特区制度の円滑な運用を促進するための制度である。

地方公共団体は、関係府省の長に対して確認を求める際には、本部のホームページ上に公表するあて先に書面又は電磁的方法により行うものとする。

確認を求められた関係府省の長は、原則として30日以内に当該地方公共団体に対して書面又は電磁的方法により回答するものとする。30日以内に回答ができない場合には、その理由及び回答予定日を書面又は電磁的方法により当該地方公共団体に回答するものとする。

回答を行った関係府省の長は、回答の写しを内閣府に速やかに送付するものとする。個別の回答の内容については、原則として本部のホームページ上において公開するものとする。

9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった構造改革特別区域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 構造改革特別区域基本方針に適合するものであること。
- 二 当該構造改革特別区域計画の実施が当該構造改革特別区域に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

1. 計画は、個別の事業について規制の特例措置を適用させること自体を目的とするものではなく、当該地域の特性に応じて、規制の特例措置の適用を受けた特定事業やその他の取組等を一体的に実施することにより、様々な分野における当該地域の活性化を図ることを目的とするものです。

したがって、計画の認定は、地域の活性化の観点等から判断される必要があり、具体的には、「経済その他の広範な分野に係る施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図る」（内閣府設置法第3条第2項）任務に当たるものとして内閣府の長たる内閣総理大臣がこれを行うこととしています。

なお、これに伴い、内閣府の所掌事務を定める内閣府設置法において認定に関する事務を位置付ける必要があることから、同法においていわゆる分担管理事務を定めている第4条第3項の第3号の2として「構造改革特別区域法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること」が規定されています。この認定に関する事務には、計画の変更の認定、計画の取消し、是正要求等に関する事務も含まれています。

2. 内閣総理大臣は、認定を行うに当たり、地方公共団体から申請された計画

が、①構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）に適合すること、②当該特区に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること及び③円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることという基準に適合すると認められるときに認定を行うものですが、その具体的内容は基本方針に定められています。

3. このような内閣総理大臣による認定は、地方公共団体の自発性を最大限尊重して行われる必要があることから、認定基準を満たしていれば認定がなされることとなります。

4. なお、内閣総理大臣が計画を不認定とした場合には、地方自治法第250条の4の規定に基づき、内閣総理大臣から申請を行った地方公共団体に対して、書面等により不認定の理由を明示して通知が行われることとなります。その際、規制の特例措置に対する関係行政機関の長の不同意により、計画の一部又は全部の認定がなされない場合にあつては、内閣総理大臣において関係行政機関の長に同意を行わない理由を求め、その内容も併せて地方公共団体に対して通知を行うこととなります。

また、この通知は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の規定により、電磁的方法により行うことも可能です。

なお、内閣総理大臣による計画の不認定については、地方自治法第245条第1号ホに定める国の地方公共団体に対する関与に当たるものとして、同法第250条の13の規定により国地方係争処理委員会による審査の対象となり得ます。

（参考）構造改革特別区域基本方針

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

（1）特区計画の認定に関する基本方針

③特区計画の作成に当たって必要な事項

地方公共団体は、下記の事項に従って特区計画を作成する必要がある。

ア) 特区において講じようとする規制の特例措置が、法令で定められているところに適合するものであること。

イ) 地方公共団体が実施しようとしている事業の内容に照らして、特区の範囲の設定が妥当であること。

ウ) 実施しようとしている事業の内容と講じようとする規制の特例措置とが整合していること。

エ) 民間事業者等から提案を受けて作成した場合における民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること。

④特区計画認定の基準

法第4条第9項各号に定める基準の具体的な事項は以下のとおりである。

i) 1号基準（特区基本方針に適合するものであること）

ア) 「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること

地方公共団体が特区計画を作成するに当たって、上記1. に定める構造改革の推進等の意義及び目標に合致していることを立証する必要がある。

その際、特区計画の内容が、地域特性に応じた地域活性化のみならず、上記1. (2)

ア) に示したように、将来全国的な構造改革へと波及し得るような地域発の構造改革たり得るものであることに留意する必要がある。

イ) 「特区計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること

特区計画に記載されている事項が、上記③ア) からエ) を満たすことが判断基準である。

ii) 2号基準（当該特区計画の実施が当該特区に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること）

特区において特区計画に定める事業を総合的に行うことにより期待される経済的社会的効果が、具体的かつ合理的に説明されていることが判断基準である。

iii) 3号基準（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること）

特区計画が認定された場合に

ア) 規制の特例措置を受ける主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと

イ) 事業の実施スケジュールが明確であること

が判断基準である。なお、特区計画の申請時点では規制の特例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、特区計画を認定することができる。

⑥認定しなかった場合、不同意の場合の理由等の通知

地方公共団体が作成する特区計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても特区計画に記載された規制の特例措置の一部について関係府省の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由を当該地方公共団体に書面又は電磁的方法により通知するものとする。

10 内閣総理大臣は、前項の規定による認定（次項、第十二項及び次条において「認定」という。）をしようとするときは、第二項第三号に掲げる事項について関係行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該事項が、法律により規定された規制に係るものにあつては第四章で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては構造改革特別区域基本方針に即して政令又は主務省令で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

1. 今回の制度においては、内閣総理大臣による計画の認定によって個別の規制の特例が適用されることになることから、内閣総理大臣は計画の認定に際して個々の規制を所管する関係行政機関の長に対し、その同意を求めることとしたものです。
2. 同意を求められた関係行政機関の長は、地方公共団体が申請する計画の規制の特例措置の内容が、この法律の第4章の各条、政令又は主務省令に定める内容に適合するかどうかについて同意の判断を行います。各地方公共団体の判断が尊重されるため、規制の特例措置の内容が、基本方針の別表1の「同意の要件」に該当する部分についてこの法律の第4章、政令又は主務省令に適合していれば、この法律の第4章、政令又は主務省令の内容に明らかに反している場合を除き、同意を行うものです。
3. このように、関係行政機関の長の同意は、裁量性の高いものですが、この点については、基本方針においても明確にされているところです。
4. なお、関係行政機関の長が同意をしない場合としては、法令に規定された要件に客観的に適合しない場合が考えられますが、その場合であっても直ちに計画全体が不認定になるのではなく、当該規制の特例に関するもののみが認められないのであり、計画全体については認定基準を満たしていれば、認定が行われます。

(参考) 構造改革特別区域基本方針

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑤ 関係行政機関の長による同意の手続

内閣総理大臣は、地方公共団体から申請のあった特区計画を認定すべきであると判断した場合は、法第4条第10項に基づき期限を付して個別の規制の特例措置について関係府省の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

同意を求められた関係府省の長は、期限までに書面又は電磁的方法により同意又は不同意の回答を行うものとする。別表1に定める「特例措置の内容」及びこれについて規定した別表1の内容に合致して定められる法令（以下「特例措置の内容等」という。）に定められている事項への適合の判断は地方公共団体が行うものとする。

関係府省の長は、特区計画に記載された規制の特例措置が別表1に定める「同意の要件」及びこれについて規定した別表1の内容に合致して定められる法令（以下「同意の要件等」という。）に適合していれば、特区計画に記載された特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き、同意するものとする。

関係府省の長が不同意と回答する場合には、特区計画に記載された規制の特例措置につ

いて、どの部分が「同意の要件等」又は「特例措置の内容等」を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。関係府省の長は不同意と回答しようとする場合には、あらかじめ内閣総理大臣にその旨を申し出るものとし、内閣総理大臣は当該特区計画の認定を行う前に、当該特区計画を作成した地方公共団体及び関係府省から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

また、関係府省の長は、同意する場合にあっては、当該特区計画の認定に当たって「同意の要件等」に関する条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができる。

11 認定を受けた構造改革特別区域計画（以下「認定構造改革特別区域計画」という。）に基づき実施主体が実施する特定事業については、次章で定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

1. 内閣総理大臣が第9項の規定による計画の認定を行うことにより、当該特区で実施される特定事業について、この法律の第4章、政令又は主務省令で定められた規制の特例措置の規定が適用されることを明らかにしたものです。
2. なお、規制の特例措置が実際に適用されるまでの間に特定事業を実施するために行われる準備行為などは、事実上の行為として行われることとなります。

12 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第4条第9項の規定により内閣総理大臣が認定した計画については、

- ① 新たに特区において特定事業の実施主体となり得る当該特区内外の民間事業者等、特区内の住民、規制の特例措置の適用を受けて特定事業を実施する者のサービス等を利用する可能性のある者等に対して、規制の特例措置及び併せて講ぜられる措置の内容等を周知する必要があること
- ② 当該地方公共団体が責任をもって計画を実施することを対外的に明らかにするとともに、他の地方公共団体の取組の参考とされることが期待されること

等から、内閣総理大臣において官報により公示することとしています。

(認定に関する処理期間)

第五条 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

構造改革特別区域制度を迅速に実施するためにも、できる限り速やかに申請を処理することが望ましいと考えられることから、内閣総理大臣は構造改革特別区域計画の認定申請を受けてから3月以内に処分を行わなければならない義務を負うことを明らかにしたものです。

また、内閣総理大臣が迅速に構造改革特別区域計画の認定に関する処分を行うためには、各規制の特例措置の適用に関する関係行政機関の長の同意等が速やかに行われることが必要であることから、関係行政機関の長にあっても迅速に対応する義務を課したものです。

(認定構造改革特別区域計画の変更)

第六条 地方公共団体は、認定構造改革特別区域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第四条第四項から第十二項まで及び前条の規定は、前項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更について準用する。

地方公共団体が、認定を受けた構造改革特別区域計画の変更（内閣府令（構造改革特別区域法施行規則）で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならないことを定め、変更に際しては、第4条第4項から第12項まで及び第5条の規定が準用される旨定めたものです。

(報告の徴収)

第七条 内閣総理大臣は、第四条第九項の規定による認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。第三十二条を除き、以下「認定」という。）を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画（前条第一項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

1. 内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画（以下「認定計画」という。）が認定された内容に従い円滑に実施されているかについて必要に応じて把握できるようにする必要があることから、内閣総理大臣は認定計画の実施状況について、地方公共団体に報告を求めることができることとしています。
2. この報告は、特定事業の実施状況及び個別の規制の特例措置の適用の状況など認定計画全般について、認定計画の進捗状況なども踏まえ、必要に応じて適宜行われるものです。
3. なお、特定事業の実施主体が地方公共団体ではなく民間事業者等の場合についても、その特定事業の実施状況又は規制の特例措置の適用状況については、認定計画の実施主体である地方公共団体にその状況の把握及び報告を求めることとなります。

2 関係行政機関の長は、認定を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画に係る規制の特例措置の適用の状況について報告を求めることができる。

1. 内閣総理大臣の認定に際し、同意を行った規制の特例措置が認定計画どおり適切に実施されているかについて必要に応じて把握できるようにする必要があることから、関係行政機関の長は、規制の特例措置の適用の状況について地方公共団体に報告を求めることができることとしています。
2. この報告は、規制の特例措置が法令に定めるところに適合して適正に適用されているかという点に限って必要に応じて適宜行われるものであり、認定計画全体の実施状況等について報告を求めるものではありません。
3. なお、規制の特例措置が適用される特定事業の実施主体が地方公共団体で

はなく民間事業者等の場合についても、その規制の特例措置の適用状況については、認定計画の実施主体である地方公共団体にその状況の把握及び報告を求めることとなります。

(措置の要求)

第八条 内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定を受けた地方公共団体に対し、当該認定構造改革特別区域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

1. 内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画（以下「認定計画」という。）の適正な実施を確保するため、認定計画が円滑に実施されず効果を上げていない場合等、認定計画の実施状況が第4条第9項各号に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときに、地方公共団体に対して、認定計画を認定どおりに実施するよう、必要な措置を講ずることを求めることができることとしています。

なお、構造改革特別区域基本方針においては、内閣総理大臣が第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）を通じて、構造改革特別区域推進本部令に基づき本部に設置された評価・調査委員会の意見を求めるものとされています。

2. 内閣総理大臣が措置の要求を行うことになると考えられる具体的なケースとしては、

- ① 特例措置又は特例措置と併せて実施される措置が適正に実施されていないため、何らかの弊害が生じている場合
- ② 特例措置等は適正に実施されているが、実施主体による特定事業の実施が遅延している等、その他の事情で特定事業が円滑に実施されない等、認定計画の一部又は全部が円滑に実施されず、効果を上げていない場合などが考えられます。

2 関係行政機関の長は、認定構造改革特別区域計画に係る規制の特例措置の適正な適用のため必要があると認めるときは、認定を受けた地方公共団体に対し、当該規制の特例措置の適用に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

1. 関係行政機関の長は、規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、地方公共団体に対して必要な措置を講ずることを求めることができることとしています。

なお、構造改革特別区域基本方針においては、規制の所管省庁が第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見

を求めるものとされています。

2. 関係行政機関の長が措置の要求を行うことになる具体的なケースとしては、同意された特例措置と異なる内容の措置が講ぜられていたり、特例措置と併せて講ずべき措置が適切に実施されていない場合であり、これらは、関係行政機関の長が同意する事項に限定されたものであり、地方公共団体が構造改革特別区域において実施する事業全体に対して関与を行うものではありません。

(参考) 構造改革特別区域基本方針

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

(認定の取消し)

第九条 内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画が第四条第九項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

1. 内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画（以下「認定計画」という。）が円滑に実施されず効果を上げていない場合等、第4条第9項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認める場合に、認定計画の全部又は一部を取り消すことができることとしています。
ただし、その場合も、直ちに取消しを行うことは想定されず、第7条の規定による報告聴取を行うとともに、必要な場合には第8条の規定による認定計画の適正な実施に関し所要の措置を講ずることを求めるなどの対応をとることになります。
2. どのような場合に認定を取り消すことになるかについては、各認定計画の内容が農業、教育、社会福祉など幅広い分野にわたることからその具体的な内容に応じて判断されることとなります。
また、認定計画が取り消された場合の規制の特例措置の取扱いについては、それぞれの特例措置の内容に応じて、特例措置を定める法令において必要な規定が定められており、例えば、教育職員免許法の特例（第19条第3項）では、認定が取り消された場合でも市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者及び免許管理者は、当該市町村の教育委員会とされています。
3. なお、内閣総理大臣は個別の規制の特例措置に関する各大臣の同意の取消しを前提とせず、認定計画の認定を取り消すことができますが、構造改革特別区域計画（以下「計画」という。）の認定に当たって関係行政機関の長の同意を得ることとされていることから、取消しを行う場合には通知を行うこととしています。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

1. 認定計画の認定に当たってなされる各大臣の同意は、それ自体は直接法的効果を有さず、内閣総理大臣による計画の認定により、当該認定された構造

改革特別区域内の特定事業に適用されるという法的効果をもつものです。

したがって、関係行政機関の長自身は直接、規制の特例措置に対する同意を取り消すことはできず、内閣総理大臣において認定計画の一部（又は全部）の認定取消しが行われる必要があります。

2. このため、関係行政機関の長による措置要求（第8条第2項）にもかかわらず地方公共団体又は特定事業の実施主体により、必要な措置が講ぜられない場合に、関係行政機関の長は内閣総理大臣に対して認定の取消しを申し出ることができることとしたものです。

<p>3 第四条第十二項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。</p>

第4条第12項の規定により、同条第9項による内閣総理大臣の認定を受けた計画については、公示がなされることとされていますが、第1項の規定により認定の取消しが行われた場合も、区域の住民や民間事業者に周知されることが必要であることから、同様に公示を行うこととしています。

（参考）構造改革特別区域基本方針

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

（1）特区計画の認定に関する基本方針

①認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

(国の援助等)

第十条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うように努めなければならない。

認定構造改革特別区域計画（以下「認定計画」という。）の実施は、国として喫緊の課題である経済社会の構造改革の推進と地域の活性化に寄与するものであることから、認定計画が円滑かつ確実に実施されることを国としても最大限担保する必要があるため、必要な助言その他の援助に努めることとしたものです。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定構造改革特別区域計画に係る特定事業の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

1. 本項は、認定計画に係る特定事業を実施する際に、規制の特例措置以外の許可等が必要な場合も多く、当該許可等の処分に時間を要し、特定事業の実施が遅れることがあるなどの地域からの指摘を受けて、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成19年法律第14号）により、規定されたものです。
2. 第1項が国を対象とした努力義務であるのに対し、本項は地方公共団体も対象としており、また、許可その他の処分を求められたときは、当然に適切な配慮をすべきことが義務付けられています。
3. 「その他の執行機関」とは、地方自治法第138条の4及び第180条の5の規定により地方公共団体に設置される、執行機関である農業委員会などを指します。
4. 配慮の具体的な例としては、関連する許認可等に関する情報提供、相談、審査の弾力化、迅速な処理等が考えられます。

(参考) ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、

法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

第百八十条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
 - 四 監査委員
- 2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。
- 一 公安委員会
 - 二 労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
- 3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
- 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、地方公共団体及び実施主体は、認定構造改革特別区域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

認定計画の円滑かつ確実な実施のため、国からの一方的な援助だけではなく、地方公共団体及び特定事業の実施主体を含めた関係者が一体となって相互に連携を図りながら協力しなければならないこととしたものです。

(参考) 構造改革特別区域基本方針

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(2) その他特区計画の認定の円滑化のための基本方針

④認定特区計画の円滑かつ確実な実施のための関係行政機関等の配慮等

認定特区計画の円滑かつ確実な実施のため、内閣総理大臣及び関係府省の長は認定地方公共団体等に対して積極的に援助を行い、及び協力を行うとともに、関係府省の長は、特定事業が通常とは異なる主体により行われ、また、事業の内容も想定外のものとなる場合があること等を踏まえ、特定事業の実施に関する他の制度の許認可等を求められた場合には、その処理に当たって特定事業が円滑かつ迅速に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

具体的には、関連する許認可等に関する情報提供、相談、審査の弾力化、迅速な処理等を行うものとする。

第4章

法律の特例に関する措置

(学校教育法の特例)

第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。）が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第一項中「及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）」とあるのは「、私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社（次項、第四条第一項第三号、第九十五条及び附則第六条において学校設置会社という。）」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）」と、同法第九十五条（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）中「諮問しなければならない」とあるのは「諮問しなければならない。学校設置会社の設置する大学について第四条第一項の規定による認可を行う場合（設置の認可を行う場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第十三条の規定による命令を行う場合も、同様とする」と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」とする。

【事業の名称】 学校設置会社による学校設置事業

【現行制度の概要】

教育基本法第6条第1項は、「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」と定め、学校教育法第2条はこれを受け、法律に定める法人として「学校法人」のみを定めています。

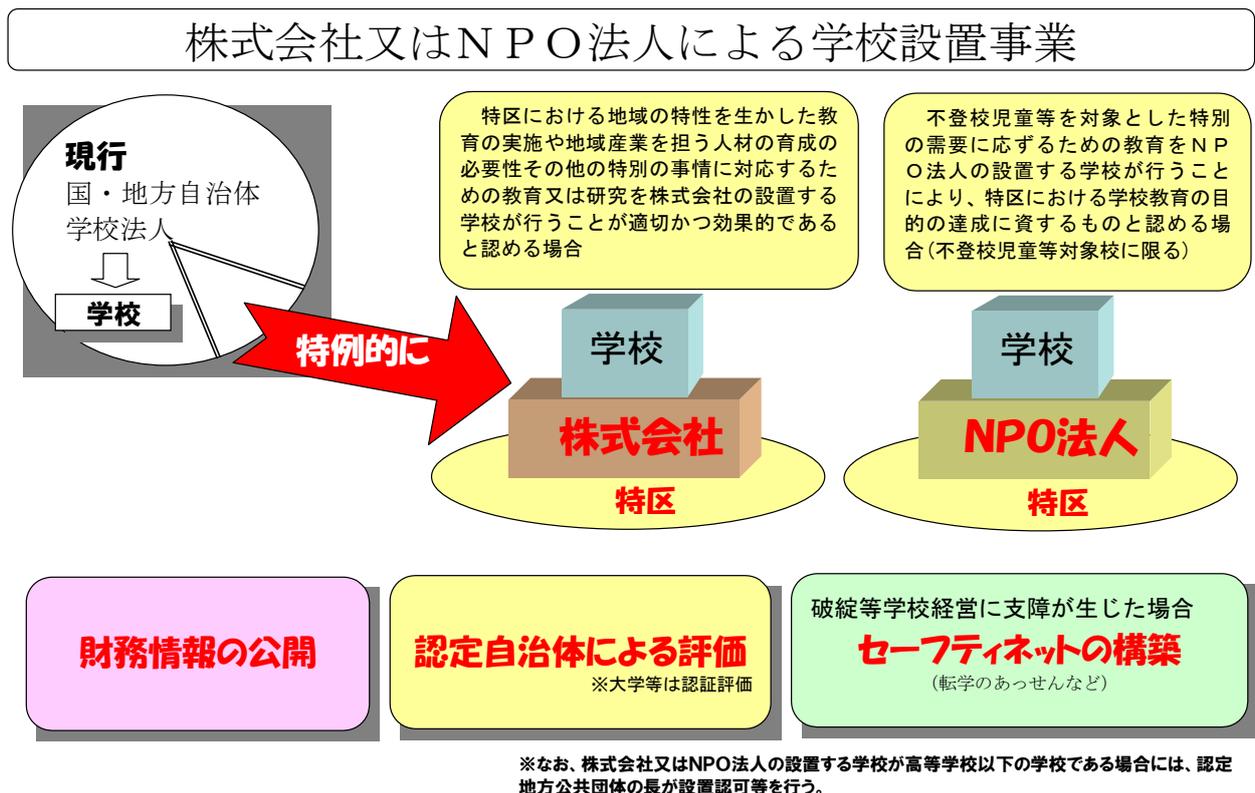
公教育を担う学校教育法に基づく学校の設置主体に、内部組織の強化（理事に学校長を必ず入れることなど）、学校経営に必要な資産の保有、解散時の手続（所轄庁の認可、残余財産の帰属先の制限）を求め、公共的で、安定的・継続的な学校経営を担保する趣旨です。

【特例措置の内容】

地域の産業との連携を図り人材育成や研究の促進を目指すことや、不登校児童生徒などを対象とした既存の取組を活用することなど、地域の特別の教育ニーズに対応し、学校教育の活性化を図るために、構造改革特別区域（以下「特区」という。）において株式会社が学校を設置することを認めるものです。

なお、その際、学校の公共性、安定性・継続性を担保することにより、教育の質の確保と学生・児童・生徒等の利益に配慮することが必要不可欠であることから、株式会社やNPO法人（次条を参照下さい。）に学校の設置を認めるに当たっては、学校経営に必要な資産の保有や役員に学校経営に必要な知識経験を有すること等を求めるとともに、情報公開・評価の実施、セーフティネットの構築等を整備することとしています。

また、高等学校以下の学校については、通常、都道府県が認可を行います。株式会社立の学校は、構造改革特別区域制度の趣旨にかんがみ、認定地方公共団体が当該自治体に第三者機関を設け認可を行うこととしています。



【趣旨】

地方公共団体が、特区において、地域の特性を生かした人材育成その他の特別の事情に応ずるため、株式会社の設置する学校によることが効果的であると認められる場合に、一定の措置を講ずれば、株式会社であっても学校を設置することができるようにし、ひいては多様な住民サービスの提供により地域の活性化を図ろうとするもので

す。

【説明】

- 1 「地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。）が行うことが適切かつ効果的であると認め

て」
どのような場合に地方公共団体が申請できるかについて定めたものです。「地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性」は例示であり、例えば①株式会社が行う不登校児童生徒を対象とした教育施設を学校とするケース、②地域に根差した産業の技術力を活用した研究を行うとともに、当該産業の後継者を育成する観点から、株式会社が大学を設置するケースなど、様々なケースが考えられます。

- 2 設置者要件緩和のための学校教育法の読替え（学校教育法第2条第1項関係）

教育基本法第6条第1項は、学校の設置者を国又は地方公共団体以外には「法律に定める法人」のみに限定しています。この「法律」は学校教育法を指し、同法第2条第1項において「私立学校法に定める学校法人」として具体的に規定されています。

特区においては、学校教育法のうち第2条第1項の規定を読み替えて適用し、一定の要件を満たす株式会社も学校を設置することができるものとします。

なお、「株式会社の設置する学校」は、学校教育法第1条にいう「学校」であることから、学校教育法の規定はもちろん、「学校」に適用される関係法令は、特別な法的措置を伴うことなく、全て適用されることとなります。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（読替え前）

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

（読替え後）

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）、私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社（次項、第四条第一項第三号、第九十五条及び附則第六条において学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。

- 3 学校教育法における「私立学校」としての位置付けに係る読替え規定（学校教育

法第2条第2項関係)

学校教育法第2条第2項は、「私立学校」を「学校法人の設置する学校」と定義していますが、株式会社の設置する学校にも学校教育法上の私立学校に係る規定を適用するため、特区においては、同項を下記のように読み替えて適用するものです。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

第二条 （略）

② この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人又は学校設置会社の設置する学校をいう。

4 学校教育法附則第6条に係る読替え

また、学校教育法附則第6条は「私立の幼稚園は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない」としていますが、当該規定についても、特区においては下記のように読み替えて適用されます。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

附 則

第六条 私立の幼稚園は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人又は学校設置会社によつて設置されることを要しない。

5 認可権者等を認定地方公共団体の長の権限や事務とするための読替え規定（学校教育法第4条第1項関係）

さらに、以下のように学校教育法を読み替え、株式会社立学校（大学・高等専門学校を除く。以下同じ。）の設置認可等の権限や事務を認定地方公共団体の長の権限や事務とすることとしています。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下全日制の課程という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）及び通信による教育を行う課程（以下通信制の課程という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第六十九条の二第二項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園 都道府県の教育委員会

三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園 都道府県知事 （学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）

上記の読替えにより、学校教育法における以下の「都道府県知事」の権限や事務が、株式会社立学校については、認定地方公共団体の長の権限や事務となります。

なお、前述の学校教育法第2条第2項の読替えにより株式会社立学校にも学校教育法上の私立学校に係る規定が適用されます。

① 第10条

私立学校の校長の届出の規定です。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第十条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

② 第14条

私立学校の変更命令の規定です。学校が法令違反等を行った場合には株式会社の設置するものについては、認定地方公共団体の長が変更命令を行うものとするものです。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第十四条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。

③ 第44条

私立小学校の所管の規定であり、幼稚園（第28条）、中学校（第49条）、高等学校（第62条）、中等教育学校（第70条第1項）、特別支援学校（第82条）において準用する場合も含め、株式会社の設置するものについては認定地方公共団体の長の所管に属するものとするものです。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第四十四条 私立の小学校は、都道府県知事の所管に属する。

④ 第54条第3項

高等学校の広域通信制課程（3つ以上の都道府県をまたがって行う通信制高校）の認可を都道府県知事が行う場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出ることとされていますが、第4条第1項の読替えに伴い、認可権者が認定地方公共団体の長に移管されることから、認定地方公共団体の長が届け出るよう取り扱うものです。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第五十四条 （略）

② （略）

③ 市町村の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る第四条第一項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県の教育委員会がこの項前段の政令で定

める事項を行うときも、同様とする。

- ⑤ なお、第13条の私立学校の閉鎖命令の規定についても、読み替えられた第4条第1項により、株式会社の設置する学校に対して認定地方公共団体が命ずることとなります。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第十三条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

- 一 法令の規定に故意に違反したとき
- 二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
- 三 六箇月以上授業を行わなかったとき

2 前項の規定により学校教育法第四条第一項の認可を受けて学校を設置することができる株式会社（以下この条及び第十九条第一項第一号並びに別表第二号において「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。

- 一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
- 二 当該学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。

【説明】

学校法人以外の者である「株式会社」が学校を設置する場合にあっても、公共的かつ安定的で適正な運営が担保されるよう、学校設置会社が備えるべき要件を定めるものです。

第1号の「学校の経営に必要な財産の保有」は、学校を安定的・継続的に運営するために求めるものであり、また、第2号及び第3号の、役員に求められる「必要な知識又は経験」と「社会的信望」については、学校を適切に運営することが期待できない者が、学校の設置者として認められることのないよう、設置する株式会社の役員に一定の資質を求めるものです（これらは、いずれも学校法人についても求めているものです。）。

また、第1号に定める施設設備についての「文部科学省令で定める基準」とは、現在既に文部科学省令として制定されている小・中・高等学校等それぞれの設置基準を指すものです。株式会社が設置したとしても学校教育法に定める「学校」である以上、これらの基準がそのまま適用されるものであり、同号は、これらの基準において求め

られている施設及び設備（又はこれらに要する資金）を備えることを資産要件として求めているものです。

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

（資産）

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 （略）

○ 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）

第一 学校法人の寄附行為を認可する場合

三 役員等について

（一） 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められ、かつ、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。

3 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第十三項及び次条第五項において「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。

4 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

【説明】

株式会社については、会社法上、株主や債権者の請求に応じ、貸借対照表、損益計算書及び事業報告を閲覧させることが義務付けられていますが、学校の教育の質等を担保するとともに、設置する学校への入学希望者が適切に学校を選択できるよう、入学希望者からの請求があった場合にも閲覧を義務付けるものです。

なお、本項は、株式会社については、株主や債権者のみならず入学希望者等から請求があった場合にも閲覧させることを義務付ける点で、特例となるものです。

【文部科学省令で定める事項】

第3項及び第4項第2号にいう文部科学省令においては、学校を設置する株式会社が備えるべき業務状況書類等について、その作成期限及び備付けの期間などについて定めています。具体的には、会社法において既に株式会社が備え置くものとされている貸借対照表、損益計算書及び事業報告を毎事業年度終了後3月以内に作成し、各学校に3年間備え置くべきものとしています。また、業務状況書類等が電磁的記録として保存されている場合の閲覧は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法によることとしています。

○会社法（平成十七年法律第八十六号）

（計算書類等の作成及び保存）

第四百三十五条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 （略）

（計算書類等の備置き及び閲覧等）

第四百四十二条 株式会社は、次の各号に掲げるもの（以下この条において「計算書類等」という。）を、当該各号に定める期間、その本店に備え置かなければならない。

一 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第四百三十六条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。） 定時株主総会の日の一週間（取締役会設置会社にあつては、二週間）前の日（第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から五年間

二 （略）

2 株式会社は、次の各号に掲げる計算書類等の写しを、当該各号に定める期間、その支店に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、支店における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

一 前項第一号に掲げる計算書類等 定時株主総会の日の一週間（取締役会設置会社にあつては、二週間）前の日（第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から三年間

二 （略）

3 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 （略）

5 第一項の認定を受けた地方公共団体（以下この条において「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。

【説明】

学校設置会社により設置された高等学校以下の学校については、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、当該学校の教育の質等を担保するための事後チェックシステムの一つとしてその教育状況などについて、特区認定を受けた地方公共団体が評価を行うこととしたものです（その具体的方法については、評価を行う地方公共団体が判断することになります。）。

なお、大学等を設置する場合には、文部科学大臣が設置認可を行うことから、その教育研究の状況については既存の国公立大学と同様に、学校教育法に基づき認証評価機関による評価を受けることとなります。

6 前項の規定による評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

【説明】

前項の第三者評価の結果について、認定地方公共団体が、当該学校へ通知するとともに、これを公表することによって、学校の透明性を確保するとともに、学校の質の向上を図るものです。

認定地方公共団体による評価の結果を当該学校に通知することにより、学校が自主的に教育水準の維持向上に努めることに期待するとともに、広く社会一般に公表することにより、受験生等の利害関係人が学校を選択する上での判断材料の一つとして活用できるようにするのみならず、評価の内容が既存の国公・学校法人立学校にも知られることにより、結果として当該地域の教育全体の活性化につながることも期待されます。

特区認定を受けた地方公共団体による評価は、上記の観点から、できるだけ詳細な公表が望ましいですが、具体的な公開内容、方法等については実際に評価を行う地方公共団体の判断によることとなります。

なお、大学等を設置する場合には、学校教育法に基づき認証評価機関による評価を受け、その結果が公表されることとなります。

7 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。

【説明】

株式会社による学校設置を認めるための申請を行い、認定を受けた地方公共団体に、学校経営が破綻した場合等の必要な措置（セーフティーネット）を講じさせることにより、学生等の修学の維持を図る規定です。

具体的には、認定地方公共団体が当該学校で学ぶ児童生徒、学生等の立場に立って、最も適切な措置を選択すべきであると考えられますが、近隣の学校への転学のあつせんその他には、例えば、当該学校が小・中学校の場合に、できるだけ当該児童生徒の希望にかなった公立学校に受け入れることや、他の学校についての情報を提供することや相談に応ずることなどのきめ細やかな支援が考えられます。

8 認定地方公共団体の長は、第一項の規定により学校教育法第四条第一項の認可又は同法第十三条若しくは第十四条の命令をするときは、あらかじめ、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

【説明】

所轄庁が学校の設置廃止の認可等の権限を行使するに当たっては、公正、適正な判断が求められることから、特区において株式会社が設置する学校について、認可や不利益処分を都道府県知事ではなく当該認定を受けた地方公共団体の長が行うときは、その認可等の行政の適正性、公正性、専門性を確保する観点から当該地方公共団体に置かれる審議会その他の合議制の機関に諮問することとしたものです。

その構成等については、行政の適正性、公正性、専門性を確保することができるものであれば、教育に係る有識者や企業の経営者など、当該地方公共団体の判断に委ねることとしています。

(参考) 審議会等の調査審議の対象について

1. 認可を受けるべき事項に関する事項
 - ① 学校の設置廃止、設置者の変更
 - ② 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制課程、定時制課程及び通信制課程の設置廃止
 - ③ 学校教育法施行令第23条に規定する事項
2. 学校の閉鎖命令に関する事項
3. 学校の変更命令に関する事項

9 認定地方公共団体の長は、第一項の規定により学校教育法第四条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

【説明】

学校教育を行うために必要な事務（教科書の無償給付事務等）の円滑な実施のため、都道府県知事が、当該都道府県内に設置された株式会社立学校を把握できるようにするものです。

10 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

【説明】

私立学校法第6条と同様、所轄庁が教育の調査、統計その他に関する報告を求めることのできる法律上の権限を定めるものです。その形式は報告書に限らず、口頭で報告を徴したり、資料の提出を求めることなども考えられます。

なお、本権限についても株式会社の設置する学校の認可等の権限と同様、認定地方公共団体の長の権限としています。

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）
（報告書の提出）

第六条 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。
（表一略）

【説明】

学校設置会社に他の法律を適用する場合に必要な読替えを規定するもので、読替え内容の概要は以下のとおりです。

- ① 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替え（教育職員免許法、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法）
- ② 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替え（教育職員免許法、教育職員免許法施行法）
- ③ 学校設置会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替え（地方交付税法、旧軍港市転換法、産業教育振興法、理科教育振興法、学校給食法、

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律)

- ④ 学校設置会社の教職員について、私学共済制度の適用を除外するための読替え(私立学校教職員共済法)
- ⑤ 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替え(著作権法)

1 教育職員免許法の読替え

【説明】

(第2条第3項)

教育職員免許法では、私立学校の教員については都道府県知事が所轄庁とされています。本規定は、学校設置会社の設置する学校の教員については、所轄庁を特区の認定を受けた地方公共団体の長とするものです。なお、特区認定を受けた地方公共団体が都道府県である場合における所轄庁は、都道府県知事となります。

○ 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)(抄)

(読替え後)(下線部が読替えによる追加部分)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律で「所轄庁」とは、大学附置の国立学校(学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。)又は公立学校の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、私立学校の教員にあつては都道府県知事(学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下同じ。))の設置する私立学校の教員にあつては、同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)をいう。

4・5 (略)

(第7条第2項)

学校法人の理事長は、教育職員検定受検予定の私立学校教員から請求があつたときは、その者の人物等に関する証明書を発行しなければならないものとされています。本規定は、学校設置会社の代表取締役等について、教育職員検定受検予定の株式会社立学校教員から請求があつたときは、その者の人物等に関する証明書を発行しなければならないこととするものです。

○ 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)(抄)

(読替え後)(下線部が読替えによる追加部分)

(証明書の発行)

第七条 (略)

2 国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)の理事長又は学校設置会社の代表取締役若しくは代表執行役は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

3 (略)

(第14条の2)

学校法人は私立学校教員が成年被後見人等に該当すると認めるとき等は、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならないものとされています。本規定においては、学校設置会社についても同様としています。

○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

（報告）

第十四条の二 学校法人又は学校設置会社は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めるとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

（附則第5項の表備考第1号、別表第3備考第2号）

教員の検定に当たって、学校の教員として良好な成績で勤務した旨の証明が必要となる場合がありますが、この証明の責任者（実務証明責任者）は、私立学校教員についてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とされています。本規定においては、株式会社立学校教員については学校設置会社の代表取締役等としています。

○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

附 則

5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「別表第八まで」とあるのは、「別表第八まで（別表第三については、附則第五項の規定の適用がある場合を含む。）」とする。

（表省略）

備考

一 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長又は学校設置会社の代表取締役若しくは代表執行役とする。（附則第九項及び第十八項の表の場合においても同様とする。）

二 （略）

別表第三（第六条関係）

（略）
備考 一 （略） 二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長又は学校設置会社の代表取締役若しくは代表執行役とする（別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第三欄の場合においても同様とする。） 三～十 （略）

2 教育職員免許法施行法の読替え

【説明】

実務証明責任者は、私立学校教員についてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とされています。本規定においては、株式会社立学校教員については学校設置会社の代表取締役等とするものです。

○ 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

（従前の規定による学校の卒業生等に対する免許状の授与）

第二条 次の表の上欄各号に掲げる者は、免許法第六条第一項の規定による教育職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授与を受けることができる。

（表省略）

備考 この表中「実務証明責任者」とは、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校の教員にあつては免許法第二条第二項に規定する所轄庁、学校教育法第二条第二項に規定する私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の理事長又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）の代表取締役若しくは代表執行役をいう。

3 地方交付税法の読替え

【説明】

学校設置会社は、道府県又は市町村に標準的に置かれる施設ではないことから、基準財政需要額の算定基礎としない旨規定するものです。

○ 地方交付税法（昭和三十五年法律第二百十一号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

（測定単位及び単位費用）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の下欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の下欄に定めるものとする。

地方交付団体の種類	経費の種類	測定単位
道府県	（略）	（略）
	5 その他の教育費	人口 高等専門学校及び大学の学生の数 私立の学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものを除く。以下同じ。）の幼児、児童及び生徒の数
（略）	（略）	（略）

2 （略）

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
（略）	（略）	（略）
二十六 私立の学	最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の私立の幼稚園、	人

校の幼児、児童及び生徒の数	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（構造改革特別区域法第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するこれらのものを除く。）に在学する幼児、児童及び生徒の数	
(略)	(略)	(略)

4 旧軍港市転換法の読替え

【説明】

旧軍用財産は、学校教育法第1条に規定する学校の用に供するときは、当該公共団体又は学校の設置者に対して、時価の5割以内において減額した対価で譲渡することができるものとされています。

学校設置会社の設置する学校については、こうした国による旧軍用財産の減額譲渡の対象としないことから、減額譲渡の対象外とする旨規定するものです。

○ 旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

（特別の措置）

第四条 国は、旧軍港市転換事業の用に供するため、旧軍港市の都市計画の区域内において有する旧軍用の土地、施設その他の財産（以下「旧軍用財産」という。）を、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭和三十二年法律第七十四号）の例により、処理することができる。この場合において同法第二条第一項及び第三条第一項の規定は、それぞれ第一号及び第二号のように変更するものとする。

一 旧軍用財産は、公共団体において医療施設、社会事業施設若しくは引揚者の寮の用に供するとき又は学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものを除く。）の用に供するときは、当該公共団体又は学校の設置者に対して、時価の五割以内において減額した対価で譲渡することができる。

二 (略)

2 (略)

5 産業教育振興法の読替え

【説明】

産業教育の振興を図るため、国は公立又は私立の高等学校等における産業教育のための実験実習の施設又は設備等で政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、設置者に対し、予算の範囲内において補助することができることとされています。

学校設置会社の設置する学校については、こうした国庫補助の対象としないことから、国庫補助の対象外とする旨規定するものです。

○ 産業教育振興法（昭和三十六年法律第二百二十八号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

（私立学校に関する補助）

第十九条 私立学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものを除く。次項において同じ。）に関する国の補助については、第十五条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第一項第一号中「中学校」とあるのは「中学校又は高等学校」と、同項第二号中「施設」とあるのは「施設又は設備」と、同条第二項第一号及び第二号中「都道府県の教育委員会」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

6 理科教育振興法の読替え

【説明】

理科教育の振興を図るため、国は公立又は私立の小中学校等における理科教育のための設備等で政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の2分の1を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することとされています。

学校設置会社の設置する学校については、こうした国庫補助の対象としないことから、国庫補助の対象外とする旨規定するものです。

○ 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

（国の補助）

第九条 国は、公立又は私立の学校 （構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものを除く。以下この条において同じ。） の設置者が、次に掲げる設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

- 一 小学校、中学校又は高等学校における理科教育のための設備（算数又は数学に関する教育のための設備にあつては、標準的なものとして備えられるべき教材以外のもので、当該教育のため特に必要なものとする。）
- 二 理科教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行う大学が当該現職教育又は養成のために使用する設備

2・3 (略)

7 私立学校教職員共済法の読替え

【説明】

私立学校教職員共済法附則第10項は、学校教育法第102条と同じく、法制定時に個人立の幼稚園が現に存することを念頭に置いて、その教職員については特例的に私学共済の加入者として扱うこととしたものです。仮に、学校設置会社の設置する学校の教職員に私学共済制度を適用することとした場合、同一法人内に健康保険及び厚生年金の適用を受ける者と私学共済の適用を受ける者が併存することとなり、法人内における人的流動性を阻害することとなるなどの不都合が生じるため、学校設置会社の設置する学校の教職員については私学共済制度を適用しない（通常の株式会社におけるのと同様に健康保険及び厚生年金を適用）こととする旨規定するものです。

○ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

附 則

（学校法人とみなされるもの）

10 私立の幼稚園を設置する者 （構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。） は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、

学校法人とみなす。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第一百零二条 私立の幼稚園は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない。

② 私立学校法施行の際現に存する私立学校は、第二条第一項の規定にかかわらず、私立学校法施行の日から一年以内は、民法の規定による財団法人によつて設置されることができる。

8 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の読替え

【説明】

義務教育の政治的中立性を確保し、これに従事する教職員の自立性を擁護するため、特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動を行った者に対して罰則が科されているものです。当該処罰の請求権は義務教育諸学校における教育に責任を持つ公的機関である所轄庁に付与されており、株式会社の設置した学校については所轄が特区認定を受けた地方公共団体の長とされるため、当該長に請求権を与える旨規定するものです。

○ 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第五十七号）
（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

（処罰の請求）

第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、次に掲げるものの請求がなければ公訴を提起することができない。

一・二 （略）

三 私立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を所轄する都道府県知事（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものにあつては、当該学校を所轄する同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）

2 （略）

9 学校給食法の読替え

【説明】

学校給食の普及充実に図るため、国は私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができることとされています。

学校設置会社の設置する学校については、こうした国庫補助の対象としないことから、国庫補助の対象外とする旨規定するものです。

○ 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

（国の補助）

第十二条 国は、私立の義務教育諸学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。）に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

2 （略）

10 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の読替え

【説明】

夜間課程を置く高等学校における夜間学校給食の普及充実に図るため、国は夜間課程を置く私立の高等学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、夜間学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができるものとされています。

学校設置会社の設置する学校については、こうした国庫補助の対象としないことから、国庫補助の対象外とする旨規定するものです。

- 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）（抄）
（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）
（国の補助）

第六条 国は、夜間課程を置く私立の高等学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。）に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、夜間学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

1 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の読替え

【説明】

私立学校の所轄庁である都道府県知事は、私立学校に関する事務を管理し、執行するにあたって、都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができることとされています。

学校設置会社の設置する学校については、所轄庁が特区認定を受けた地方公共団体の長とされるため、当該長が認定を受けた地方公共団体の教育委員会に対して、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる旨規定するものです。

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）（抄）
（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）
（都道府県知事に対する都道府県委員会の助言又は援助）

第二十七条の二 都道府県知事（学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）の設置する私立学校に関する事務にあつては、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）は、第二十四条第二号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会（学校設置会社の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会）に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

1 2 著作権法の読替え

【説明】

（第35条第1項）

学校設置会社の設置する学校の教育を担当する者及び授業を受ける者についても、著作権法第35条第1項が適用されることを定めるものです。

- 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）
（読替え前）
（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 （略）

（読替え後）

（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除き、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十八条第一項において同じ。）の設置する学校を含む。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 （略）

（第38条第1項）

学校設置会社が、公衆又は観衆から料金を受けずに教育又は研究目的で利用する場合には、著作権法第38条第1項が適用されることを定めるものです。

○ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（読替え前）

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2～5 （略）

（読替え後）

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆若しくは観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用する場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2～5 （略）

12 第三項又は第四項の規定に基づき文部科学省令を制定し、又は改廃する場合には、当該文部科学省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

【説明】

文部科学省令において、学校を設置する株式会社が備えるべき業務状況書類等の作成期限及び備え付けの期間などを定めていますが、第3項及び第4項で規定する業務状況書類等の作成・備置、閲覧の義務は第13項の規定により罰則をもって担保され

るものであることから、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において所要の経過措置を定めることができることとしたものです。

13 第三項の規定に違反して業務状況書類等を備えて置かず、業務状況書類等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四項各号の規定による請求を拒んだ学校設置会社の取締役、執行役又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

【説明】

第3項及び第4項の規定に違反した学校設置会社の取締役、執行役又は清算人は、20万円以下の過料に処する旨規定したものです。

第十三条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校（学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。以下この条及び別表第三号において同じ。）を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児（次項において「不登校児童等」という。）を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。）の設置する学校が行うことにより、当該構造改革特別区域における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第二条第一項中「設置することができる」とあるのは「設置することができる。ただし、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する特別の需要に応ずるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（次項、第四条第一項第三号及び附則第六条において学校設置非営利法人という。）は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十三条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）」と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」とする。

【事業の名称】 学校設置非営利法人による学校設置事業

【現行制度の解説】

前条を参照下さい。

【特例措置の内容】

特定非営利活動法人については、学校法人に比べ、公共性、継続性・安定性などについて懸念される点がある一方で、不登校児童生徒やLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）のある児童生徒等といった教育上特別に配慮を要する児童生徒等に対する教育に実績があるものがあり、地域のニーズと対応して不登校児童生徒等

の支援の充実を図るため、このような実績のある特定非営利活動法人に限り、学校の設置を認めることとしたものです。

なお、その際、学校の公共性、安定性・継続性を担保することにより、教育の質の確保と学生・児童・生徒等の利益に配慮することが必要不可欠であることから、特定非営利活動法人に学校の設置を認めるに当たっては、学校経営に必要な資産の保有や役員に学校経営に必要な知識経験を有すること等を求めるとともに、情報公開・評価の実施、セーフティネットの構築等を整備することとしています。

また、通常、高等学校以下の学校については、都道府県が認可を行いますが、特定非営利活動法人の設置する学校は、構造改革特別区域制度の趣旨にかんがみ、認定地方公共団体が当該自治体に第三者機関を設け認可を行うこととしています。

【趣旨】

不登校児童等を対象として、特別の需要に応じた教育を特定非営利活動法人の設置する学校（大学・高等専門学校を除く。以下同じ。）が行うことにより、構造改革特別区域（以下「特区」という。）における学校教育の目的の達成に資することとなります。

【説明】

- 1 「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校（学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。以下この条及び別表第三号において同じ。）を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児（次項において「不登校児童等」という。）を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。）の設置する学校が行うことにより、当該構造改革特別区域における学校教育の目的の達成に資するものと認めて」

どのような場合に地方公共団体が申請できるかについて定めたものです。「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児」を対象とした既存の「学校の設置者によっては満たされない特別の需要」とは、例えば、不登校や発達障害により教育上特別の指導が必要であると認められる子どもたちを対象とした特別の需要に応ずる教育であり、様々なケースが考えられます。

- 2 設置者要件緩和のための学校教育法の読替え（学校教育法第2条第1項関係）

特区においては、学校教育法のうち第2条第1項の規定を読み替えて適用し、一

定の要件を満たす特定非営利活動法人も大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができるものとします。

なお「特定非営利活動法人の設置する学校」は、学校教育法第1条にいう「学校」であることから、学校教育法の規定はもちろん、「学校」に適用される関係法令は、特別な法的措置を伴うことなく全て適用されることとなります。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校教育法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。ただし、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する特別の需要に応ずるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（次項、第四条第一項第三号及び附則第六条において学校設置非営利法人という。）は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる。

3 学校教育法における「私立学校」としての位置付けに係る読替え規定（学校教育法第2条第2項関係）

学校教育法第2条第2項は、「私立学校」を「学校法人の設置する学校」と定義していますが、特定非営利活動法人の設置する学校にも学校教育法上の私立学校に係る規定を適用するため、特区においては、同項を下記のように読み替えて適用することとするものです。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

第二条 （略）

② この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人又は学校設置非営利法人の設置する学校をいう。

4 学校教育法附則第6条に係る読替え

また、学校教育法附則第6条は「私立の幼稚園は、当分の間、学校法人によって設置されることを要しない」としていますが、当該規定についても、特区においては下記のように読み替えて適用するものです。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

附 則

第六条 私立の幼稚園は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人又は学校設置非営利法人によって設置されることを要しない。

5 認可権者等を認定地方公共団体の長の権限や事務とするための読替え規定（学校教育法第4条第1項関係）

さらに、以下のように学校教育法を読み替え、特定非営利活動法人の設置する学校の設置認可等の権限や事務を認定地方公共団体の長の権限や事務とすることとしています。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下全日制の課程という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）及び通信による教育を行う課程（以下通信制の課程という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第六十九条の二第二項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
- 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園 都道府県の教育委員会
- 三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園 都道府県知事（学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十三条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）

上記の読替えにより、学校教育法における「都道府県知事」の権限や事務が、特定非営利活動法人の設置する学校については、認定地方公共団体の長の権限や事務となります。なお、前述の学校教育法第2条第2項の読替えにより特定非営利活動法人の設置する学校にも学校教育法上の私立学校に係る規定が適用されます（前条第1項の解説5を参照下さい。）。

- 2 前項の規定により学校教育法第四条第一項の認可を受けて学校を設置することができる特定非営利活動法人（以下この条及び第十九条第一項第二号並びに別表第三号において「学校設置非営利法人」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、不登校児童等を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。
- 一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
 - 二 当該学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
 - 三 当該学校設置非営利法人の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。
 - 四 不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること。

【説明】

学校法人以外の者である「特定非営利活動法人」が学校を設置する場合にあつても、公共的かつ安定的で適正な運営が担保されるよう、学校設置非営利法人が備えるべき要件を定めるものです。

第1号の「学校の経営に必要な財産の保有」は、学校を安定的・継続的に経営するために求めるものであり、また、第2号及び第3号の、役員に求められる「必要な知識又は経験」と「社会的信望」については、学校を適切に運営することが期待できない者が、学校の設置者として認められることのないよう、設置する特定非営利活動法人の役員に一定の資質を求めるものです（これらは、いずれも学校法人についても求めているものです）。

また、第1号に定める施設設備についての「文部科学省令で定める基準」とは、現在既に文部科学省令として制定されている小・中・高等学校等それぞれの設置基準を指すものです。特定非営利活動法人が設置したとしても学校教育法に定める「学校」である以上、これらの基準がそのまま適用されるため、同号は、これらの基準において求められている施設及び設備（又はこれらに要する資金）を備えることを資産要件として求めているものです。

第4号において、「不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること」としているのは、不登校や発達障害により教育上特別の指導が必要であると認められる子どもたちを対象とした特別の需要に応ずる教育を行う特定非営利活動法人で、一定の実績を有するものについて、特に特区における学校教育の目的の達成に資することから、情報公開、評価やセーフティネットの構築等を求めた上で、学校設置を認めることとしたものであり、その前提として、不登校児童等を対象として行う活動について相当程度の実績を求めるものです。

3 前条第三項から第十項まで及び第十二項の規定は、学校設置非営利法人が学校を設置する場合について準用する。この場合において、同項中「第三項又は第四項」とあるのは、「次条第三項において準用する第三項又は第四項」と読み替えるものとする。

【説明】

構造改革特別区域法第12条（学校設置会社）に係る規定を学校設置非営利法人が学校を設置する特区においても準用するものであり、必要な読替規定を置くものです。

① 情報公開（前条第3項及び第4項）

学校設置非営利法人については、特定非営利活動促進法上、社員その他の利害関係人の請求に応じ、事業報告書、貸借対照表、収支計算書等を閲覧させることが義務付けられていることから、設置する学校への入学希望者についても、利害関係人として閲覧を求めることができますが、書類の備え付ける場所が「主たる事務所」に限られていることから、閲覧者の便宜に資するため、学校に備え付けることを義務付けるものです。

なお、準用する前条第3項及び第4項第2号の文部科学省令で、学校を設置する特定非営利活動法人が備えるべき業務状況書類等について、その作成期限及び備付けの期間などについて定めています。具体的には、特定非営利活動促進法において既に特定非営利活動法人が備え置くものとされている事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を毎事業年度終了後3月以内に作成し、各学校に3年間備え置くべきものとしています。また、業務状況書類等が電磁的記録として保存されている場合の閲覧は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法によることとしています。

○ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（次項、次条及び第四十三条第一項において「事業報告書等」という。）並びに役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（次項、次条及び第四十三条第一項において「役員名簿等」という。）を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条において準用する民法第五十一条第一項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録。次条第二項において同じ。）、役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し（次条及び第四十三条第一項において「定款等」という。）の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

② 認定地方公共団体による評価（前条第5項及び第6項）

学校設置非営利法人により設置された高等学校以下の学校については、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、当該学校の教育の質等を担保するための事後チェックシステムの一つとしてその教育状況などについて、特区認定を受けた地方公共団体が評価を行うこととしたものです（その具体的方法については、評価を行う地方公共団体が判断することになります。）。

特区認定を受けた地方公共団体による評価は、広く社会一般に公表することにより、学校選択や修学の継続をする上で必要な判断材料として活用できるようにするため、できるだけ詳細な公表が望ましいですが、具体的な公開内容、方法等については実際に評価を行う地方公共団体の判断によるものと考えられます。

③ セーフティネットの整備（前条第7項）

④ 審議会その他の合議制の機関への諮問（前条第8項）

⑤ 認可した場合の都道府県知事への通知（前条第9項）

⑥ 報告書の提出（前条第10項）

⑦ 文部科学省令の制定・改廃に伴う所要の経過措置（前条第12項）

これらについては前条をご覧ください。

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(表一略)

【説明】

学校設置非営利法人に他の法律を適用する場合の必要な読替えを規定するものです。なお、読替えの対象となる法律及び読替内容は、前条第11項と同じです（著作権法に関する部分を除く。）。

5 第三項において準用する前条第三項の規定に違反して業務状況書類等を備えて置かず、業務状況書類等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三項において準用する同条第四項各号の規定による請求を拒んだ学校設置非営利法人の理事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

【説明】

第3項において準用する第12条第3項及び第4項の規定に違反した学校設置非営利法人の理事又は清算人は、20万円以下の過料に処する旨規定したものです。

(地方自治法の特例)

第十五条 都道府県が、都道府県知事の権限に属する事務を、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）又は第二百九十一条の二第二項の条例の定めるところにより、当該都道府県内の市町村（特別区及び都道府県の加入しない同法第二百八十四条第一項の広域連合を含む。以下この条において同じ。）が処理することとした場合（当該都道府県内において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合に限る。）において、当該市町村が処理する事務（以下この項において「特例事務」という。）に係る経由事務（同法第二百五十二条の十七の三第三項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務をいう。）を行わないことが、当該都道府県の実務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認め、当該特例事務を処理するすべての市町村の区域を含む構造改革特別区域を設定して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特例事務については、同法第二百五十二条の十七の三第三項（同法第二百八十三条第一項及び第二百九十一条の二第三項の規定により適用し、又は準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

【事業の名称】 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業

【現行制度の概要】

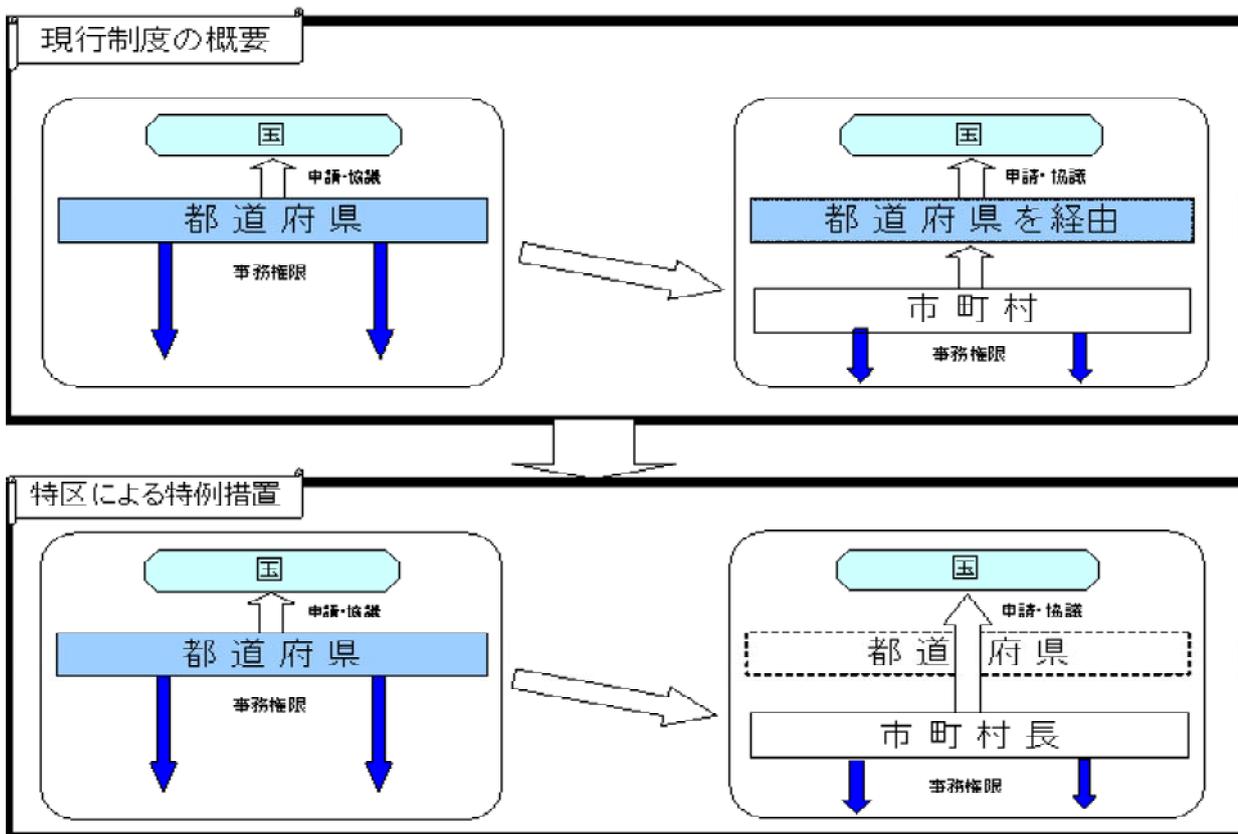
- 地方自治法第11章第4節に定める事務処理特例制度は、平成11年7月に制定された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（いわゆる「地方分権一括法」）により創設されたものですが、その趣旨は、住民に身近な行政は、できる限りより住民に身近な地方公共団体である市町村が担当することができるようにすることにあります。当該制度により、都道府県は、地域の主体的な判断に基づき、事務処理特例条例を定めることにより、市町村の規模、能力等に応じて都道府県知事の権限を市町村長へ移譲することができます（地方自治法第252条の17の2第1項）（明文でもって事務処理特例制度の適用を除外している場合、又は明文では除外していないものの、個別の法令若しくは個々の規定の趣旨・目的から、事務処理特例制度の適用が除外されると解釈される場合があります。）。
- この場合、当該事務権限を定める個別法令上都道府県に関する規定については、市町村へ適用があるものとされています（同法第252条の17の3第1項）。したがって、当該事務権限を定める個別法令上、国と都道府県が協議等（国からの協議及び国への協議並びに国への申請等をいう。以下同じ。）を行うこととされている場合において、事務処理特例制度により市町村長に権限を移譲したときは、上記の規定により、本来は、国と、権限移譲を受けた市町村が直接協議等を行うものとされるべきところですが、これらの協議等については、市町村は都道府県を経由して行うこととされています（同法第252条の17の3第3項）。
- この「経由」の規定は、（国の同意等を得ることなく）都道府県の自らの判断により事務処理特例条例を定めることにより、国が、47の都道府県ではなく、多くの市町村との協議等に対応しなければならなくなる実態にかんがみて、国の行政機関に対

する地方公共団体の窓口の一元化等国の行政機関の便宜を図るほか、事務の性格によっては都道府県に必要な事実を承知させ場合により併せて都道府県から意見を徴することが、国、都道府県及び市町村を通じた事務の適正な遂行の観点から適当であることから設けられたものです。

【特例措置の内容】

都道府県が、事務処理特例条例を定めることにより、都道府県知事の権限に属する特定の事務のすべてを市町村において処理することとしている場合で、当該都道府県事務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときに、当該特定の事務に関し当該市町村が行うこととされる国の行政機関との協議又は国の行政機関への申請等について、都道府県を経由せず行うことができるようにするものです。

(特 例 の イ メ ー ジ)



【趣旨】

都道府県において、経由を含めた一切の事務を行う必要がなくなることにより、都道府県事務について大きな合理化効果が期待されます。また、このような場合、国・地方を通じた行政事務の合理的かつ円滑な処理にも資すると考えられます。このため、地方自治法第252条の17の3第3項に規定される経由事務を行わないこととする地方自治法の特例を設けるものです。

【説明】

1. 「当該都道府県内の市町村（特別区及び都道府県の加入しない同法第二百八十四条

第一項の広域連合を含む。以下この条において同じ。)が処理することとした場合(当該都道府県内において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合に限る。)

国の行政機関の便宜を図ること等の国、都道府県及び市町村を通じた事務の適正な遂行を図る観点にかんがみれば、事務処理特例制度における都道府県経由規定の一般的必要性は、引き続き変わりません。

しかしながら、一定の要件の下、都道府県において、地方自治法第252条の17の3第3項に規定される経由事務を行わないこととすることにより、経由を含めた一切の事務(相当程度の専門知識の蓄積等)を行う必要がなくなり、都道府県の事務について大きな合理化効果が期待されるものであり、都道府県知事の権限に属する特定の事務のすべてを市町村(特別区及び都道府県の加入しない広域連合を含む。以下同じ。)が処理することとなる場合には、この規定の適用除外を認めることが適当です(例)参照)。

逆に、そうでない場合に都道府県による経由を行わないこととしても、都道府県には引き続き自ら処理する事務が残ることから、大きな合理化効果は期待できないところです。

(例) A県に計5市存在する場合

(1) 都道府県の権限に属するある事務を4市が処理することとなるケース

A県は4市に係る経由を行わないこととしても、残りの1市に係る事務を自ら処理することから、引き続き相当程度の専門知識等の蓄積を要し、大きな事務の合理化効果は期待できない(逆に、引き続き経由を行うこととしても、経由を行わない場合に比して追加的な専門知識の蓄積等の必要性は小さい。)

(2) 当該事務を5市すべてが処理することとなるケース

A県が引き続き経由を行う場合、適切に経由事務を処理するため必要となる相当程度の専門知識等の蓄積を必要とするが、5市すべてに係る経由を行わないこととすれば、こうした蓄積を行う必要がなくなり、大きな事務の合理化効果が期待できる。

なお、「都道府県内において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合」とは、都道府県内のすべての市町村が事務を処理することとなる場合だけではなく、仮に事務が移譲されたとしても当該事務を処理することがない市町村(例：港湾に係る事務の移譲を行う場合の海面に面しない市町村)以外のすべての市町村が事務を処理することとなる場合も含まれます。

2. 「経由事務・・・を行わないことが、・・・、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認め、」

事務処理特例制度において、都道府県を経由することで、国の便宜を図り又は都道府県に必要な事実を承知させ場合により併せて意見を徴することが、「国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行」のために必要である場合には、同法第252条の17の3第3項の適用除外を認めることは適当ではありません(「想定される支障事例の3つの類型」参照)。

(想定される支障事例の3つの類型)

- ①市町村と国の協議等の件数が多大であるため、都道府県が経由しないことにより、国の事務が多
大となり事務の適正な遂行ができないケース
- ②市町村と国の協議において、都道府県が経由しないことにより都道府県による意見の添付がなく
、このため国（又は市町村）が適切な判断ができず（あるいは国（又は市町村）が都道府県の
意見を求めることにより事務が多大となり）、事務の適正な遂行ができないケース（市町村か
らの申請のケースも同様）
- ③都道府県が経由しないため、市町村と国の協議等の内容を把握できず、都道府県における、それ
に関連する事務の適正な遂行ができないケース

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2～4 （略）

（条例による事務処理の特例の効果）

第二百五十二条の十七の三 前条第一項の条例の定めるところにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合においては、当該条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用があるものとする。

2 前項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる助言等、資料の提出の要求等又は是正の要求等は、都道府県知事を通じて行うことができるものとする。

3 第一項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により市町村が国の行政機関と行うものとなる協議は、都道府県知事を通じて行うものとし、当該法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる許認可等に係る申請等は、都道府県知事を経由して行うものとする。

（許認可等の基準）

第二百五十条の二 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体からの法令に基づく申請又は協議の申出（以下本款、第二百五十条の十三第二項、第二百五十一条の三第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十二条第一項及び第二百五十二条の十七の三第三項において「申請等」という。）があつた場合において、許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為（以下本款及び第二百五十二条の十七の三第三項において「許認可等」という。）をするかどうかを法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならない。

2・3 （略）

2 都道府県知事は、前項の認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知しなければならない。

【説明】

第1項の規定により、都道府県が本特例に係る認定を受けた場合には、認定の日以後は、地方自治法に基づく事務処理特例制度により国の行政機関との協議等を要する市町村は、都道府県知事を経由することなく、当該国の行政機関と直接協議等を行うこととなります。

本項は、認定後の当該協議等の事務の円滑化の観点から、都道府県知事に対し、第1項の認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村へ通知することを義務付けるものです。

なお、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、本特例措置の適用を受けるための構造改革特別区域計画の作成段階において、都道府県は関係市町村の意見を聴かなければならないこととされているところです。

(医療法等の特例)

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における医療の需要の動向その他の事情からみて、医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）をいう。第八項において同じ。）による療養の給付並びに被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養に該当しないものであって、放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断その他の厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療（以下この条において「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件の全てに適合すると認めるときは、都道府県知事（診療所においては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）は、同条第五項の規定にかかわらず、同条第一項の許可を与えるものとする。

- 一 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令並びに同法第二十一条の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。

【事業の名称】 病院等開設会社による病院等開設事業

【現行制度の概要】

(1) 医療法の非営利原則

- 医療法は、営利を目的とする者には許可を与えないという方針を前提として立法されており、その後の運用も営利を目的とする者には許可を与えないという方針に従ったものとなっています。

〔参考〕医療法人制度導入時の提案理由説明（抜粋）

「医療法は、医療事業の特殊性ないし非営利性にかんがみ、商法上の会社等が病院、診療所の経営主体となることを期待しておらず、かつまた都道府県知事においても、かような経営主体に対しては、病院、診療所等の開設許可を与えない方針をとっている現状」

「この点にかんがみ、医療事業の非営利性を考慮し、本事業の経営主体に対して、容易に法人格取得の道を与えるために、この際医療法の一部を改正して、医療法人の章を追加しようとするもの」

- 具体的には、現行の医療法は、第7条第5項で営利を目的とする者には同条第1項による許可を与えない旨を定めるとともに、第54条で医療法人の剰余金の配当を罰則をもって禁止するなど医療事業の非営利性を前提として構築されています。

（2）医療法の非営利原則の趣旨

- 医療法第7条第5項は、営利目的で開設される医療機関については次のような弊害が懸念されることから、このような弊害を未然に防止する観点から設けられたものです。
 - ① 経営戦略により医療の内容が左右され、患者の利益を損なうおそれがあるのではないか。
 - ② 利益が上がらない場合の撤退により地域の適切な医療の確保に支障が生じるのではないか。
- 今日においては、新たに営利目的で参入した場合には医療費の高騰を招くおそれがあり、医療制度改革の最大の課題の一つである医療費の抑制に支障を来しかねないといった問題もあります。

（3）開設許可の権限を有する主体

医療機関の開設許可は、医療法第7条第1項に規定するとおり、

- ① 病院の開設であれば開設地の都道府県知事、
 - ② 診療所の場合には開設地の都道府県知事、ただしその開設地が保健所設置市又は特別区の区域にある場合は保健所設置市長又は特別区長
- が行うこととなっています。

※ なお、開設許可は、都道府県等の自治事務です。

（4）規制の適用を受ける者

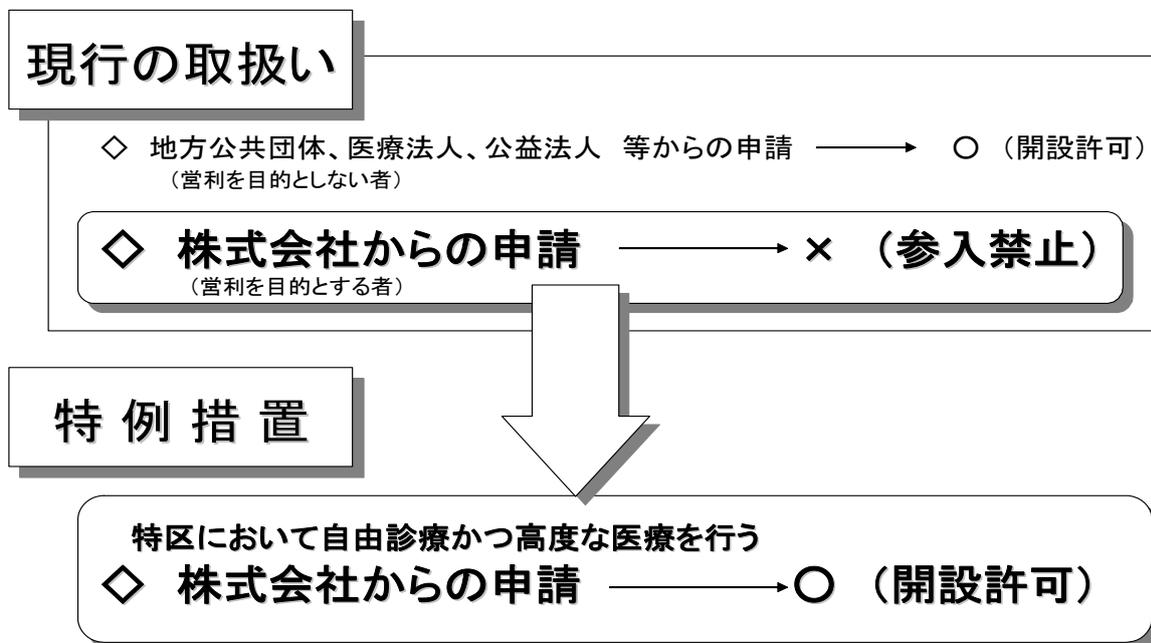
- 次の者が医療法第7条第1項による開設の許可の規制の適用を受けることとなっています。
 - ① 病院を開設しようとする者
 - ② 医師及び歯科医師でない者で診療所を開設しようとするもの

- ③ 助産師でない者で助産所を開設しようとするもの
- また、医療法第7条第5項の非営利原則については、営利を目的として病院、診療所又は助産所を開設しようとする者が規制の適用を受けることとなっています。

【特例措置の内容】

株式会社から高度な医療を提供する病院・診療所の開設許可の申請があった場合には、所要の要件を満たせば、医療法第7条第5項の規定にかかわらず、許可を与えることとするとともに、開設の許可を受けた株式会社が開設する病院・診療所については、健康保険法第65条の規定にかかわらず、保険医療機関の指定は行わないこととするものです。

医療法等の特例 (病院・診療所の開設許可)



【趣旨】

高度な医療の提供を促進する構造改革特別区域（以下「特区」という。）の認定を受けたときは、当該特区内において株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設することを認める医療法等の特例を設けるものです。

【説明】

(1) 開設許可の特例

1) 特区において株式会社参入を認める考え方

特区では、平成15年6月27日に策定した「特区における株式会社の医療への

参入に係る取扱い（成案）」を踏まえ、株式会社から高度な医療を提供する病院・診療所の開設許可の申請があった場合には、所要の要件を満たせば、開設を許可するとともに、開設の許可を受けた株式会社が開設する病院・診療所については、保険医療機関の指定等を行わず、自由診療によることとしています。

今回特区において株式会社の参入を認める趣旨は、株式会社の資金調達能力及び研究開発意欲を活用することが、高度な医療の開発・普及を促進するという観点から、適切かつ有効かどうかを検証することにあります。

このため、医療法第7条第5項の適用除外などについて、構造改革特別区域法（以下「特区法」という。）に所要の規定を整備するものです。

2) 「都道府県知事（診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）」

一般に病院等を開設する場合については、医療法第7条第1項に基づき都道府県知事（診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。）の許可を受けることとされています。このため、特区において株式会社が病院・診療所を開設する場合の許可権者についても、医療法の規定と取扱いを合わせて都道府県知事とし、診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長としています。

(2) 医療法等の特例を適用する地域

特区法は、地域の特性に応じた規制の特例措置を適用することにより地域の活性化を図ることを目的とするものであることにかんがみ、医療法等の特例が適用される地域を、当該特区における医療の需要の動向その他の事情からみて、医療保険各法による療養の給付等に該当しない高度な医療の提供を促進することが特に必要と認められるものとしています。

(3) 高度な医療

1) 「放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断その他の厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療」

- ① 「高度な医療」の内容・範囲を明確化し、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の申請や株式会社の参入を円滑化するとともに、
- ② 特区の趣旨に沿って地方の自主性を尊重しつつ、国において安全性、倫理性の最終チェックを行うことを可能とするためには、

厚生労働大臣が高度な医療の範囲、条件をあらかじめ指針として示し、都道府県知事が開設の許可を行う際の判断基準とすると同時に厚生労働大臣が地方公共団

体の特区計画に同意する際の要件とすることが適切であることから、厚生労働大臣が指針を定めることとしたものです。具体的には、告示により示しています。

条文上は、その内容を分かりやすくするため、精度の高いがんなどの検査法として普及しつつあることを踏まえ PET（陽電子放射断層撮影装置）による画像診断を例示として掲げています。

- 2) 「医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）をいう。第八項において同じ。）による療養の給付並びに被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養に該当しないもの」

高度な医療については、医療保険各法による療養の給付等を除外することとしています。これは、

- ① 技術的に既に一定程度定着した医療は、高度な医療の開発・普及の促進を主眼とする今回の措置にはそぐわない、
- ② 基本的な医療は医療保険の対象として国民に等しく提供されるべきであり、全額自己負担による医療の提供を図る必要に乏しい

こと、また、株式会社立の病院・診療所が提供する医療を開発・普及がなされていない範囲にとどめなければ、資本・技術の集積が適切に行われず懸念が生ずるとともに、参入後撤退した場合において地域医療に及ぼす影響が大きくなることによるものです。

（4）開設許可の要件

- 1) 「医療法第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令並びに同法第二十一条の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること」

特区において株式会社が開設する高度医療の提供を行う病院・診療所については、通常の医療法人等の開設主体の開設する病院・診療所と同様に、安全衛生を確保する観点から医療法で定められている基準を満たすことが必要です。このため、通常の開設許可の際の要件を規定する医療法第7条第4項で引用されている同法第21条及び第23条で定める要件を株式会社が開設する病院・診療所にも適用することとしています。

具体的には、医療法第21条及び第23条並びにそれらに基づく厚生労働省令及び同法第21条の規定に基づく都道府県の条例において定められる、医師、

歯科医師、看護師等の人員配置基準、各科専門の診察室、手術室、処置室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等を満たす必要があります。

2) 「当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること」

高度な医療が適切に提供される体制を確保するとともに、都道府県知事による許可事務を円滑に進めるために、開設の許可の申請に係る範囲の高度な医療に関し知識経験を有する医師、高度な医療を提供する上で必要な機器や施設設備を有していることなど、ガイドラインで定める高度な医療の種類ごとに高度な医療を適切に適用し得ると認めるために必要な人的・物的要素などの基準に適合すべきものであることを定めています。その具体的内容は、厚生労働省令で規定しています。

3) 「当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること」

患者に良質かつ適正な医療を継続的に提供するためには、開設許可の申請に係る高度医療の提供を行う病院・診療所の経営状況を自らの確に把握する必要があることから、病院・診療所を営む事業とその他の営利事業を区分して整理することを求めています。

〔厚生労働大臣が定める指針〕

内閣総理大臣が認定する特区において、株式会社がその開設する病院・診療所で提供することのできる「高度な医療」とは、高度な技術を用いて行う倫理及び安全性の観点から問題がないと認められる医療であり、次のいずれかに該当するものとしています。

- ① 特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断
- ② 脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療
- ③ 肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療
- ④ 高度な技術を用いて行う美容外科医療
- ⑤ 提供精子による体外受精
- ⑥ その他前各号に類するもの

〔厚生労働省令で定める基準〕

株式会社が、内閣総理大臣が認定する特区において、医療法第7条第1項に基づき、高度な医療の提供を行う病院・診療所として都道府県知事による開設許可を受けるために満たさなければならない構造設備、その有する人員その他の事項に関する基準は次のとおりとしています。

ア 特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断（以下「高度画像診断」という。）を行う場合の基準

- ① 高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師が1名以上置かれているこ

と。

- ② 高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の診療放射線技師が1名以上置かれていること。
- ③ 陽電子放射断層撮影装置その他高度画像診断を実施するために必要な設備（④に規定するものを除く。）を設けていること。
- ④ 高度画像診断に用いる放射性同位元素その他の物質（以下「使用元素等」という。）を製造するために必要な設備及び製造の方法を記載した文書を備えていること、又は他の者から安定的に使用元素等の供給を受けることができること。
- ⑤ 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文章が作成されていること。

イ ^{せき} 脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療（以下「高度再生医療」という。）を行う場合の基準

- ① 高度再生医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師が1名以上置かれていること。
- ② 幹細胞の分離、保存等を行う装置その他の高度再生医療を実施するために必要な設備（③に規定するものを除く。）を設けていること。
- ③ 高度再生医療に用いる細胞その他の物質（以下「使用細胞等」という。）を培養若しくは製造するために必要な設備及び培養若しくは製造の方法を記載した文書を備えていること、又は他の者から安定的に使用細胞等の供給を受けることができること。
- ④ 高度再生医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会が置かれていること。
- ⑤ 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文章が作成されていること。

ウ 肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療（以下「高度遺伝子治療」という。）を行う場合の基準

- ① 高度遺伝子治療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師1名以上が置かれていること。
- ② 遺伝子を導入するための装置その他の高度遺伝子治療を実施するために必要な設備（③に規定するものを除く。）を設けていること
- ③ 高度遺伝子治療に用いる遺伝子その他の物質（以下「使用遺伝子等」という。）を組換え若しくは製造するために必要な設備及び組換え若しくは製造の方法を記載した文書を備えていること、又は他の者から安定的に使用遺伝子等の供給を受けることができること。
- ④ 高度遺伝子治療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会が置かれていること。
- ⑤ 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。

エ 高度な技術を用いて行う美容外科医療（以下「高度美容外科医療」という。）を行う場合の基準

- ① 高度美容外科医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師1名以上が置かれていること。
- ② 無菌箱、高度なレーザー照射装置その他の高度美容外科医療を実施するために必要な設備（③に規定するものを除く。）を設けていること。

③ 細胞その他の物質（以下「使用物質」という。）を用いることを必要とする高度美容外科医療を行う場合にあっては使用物質を培養若しくは製造するために必要な設備及び、培養若しくは製造の方法を記載した文書を備えていること又は他の者から安定的に使用物質の供給を受けることができること。

④ 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。

オ 提供精子による体外受精（以下「高度体外受精医療」という。）を行う場合の基準

① 高度体外受精医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師1名以上が置かれていること。

② 採卵室、移植室その他の高度体外受精医療を実施するために必要な施設を設けていること。

③ 無菌箱、ふ卵器その他の高度体外受精医療を実施するために必要な設備を設けていること。

④ 高度体外受精医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会が置かれていること。

⑤ 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第七条 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の登録を受けた者に限る。以下この条、第八条及び第十一条において同じ。）でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

2・3（略）

4 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前三項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令並びに第二十一条の規定に基づく都道府県の条例の定める要件に適合するときは、前三項の許可を与えなければならない。

5 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。

2 前項の規定により医療法第七条第一項の許可を受けて株式会社が開設する病院又は診療所に対する同法第七条第二項及び第四項並びに第二十九条第一項の規定の適用については、同法第七条第二項中「病床数」とあるのは「病床数、提供する高度医療（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十八条第一項の認定に係る同項に規定する高度医療をいう。）の範囲」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「要件」とあるのは「要件並びに構造改革特別区域法第十八条第一項第二号に掲げる要件」と、同法第二十九条第一項中「場合においては」とあるのは「場合、構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により第七条第一項の許可を受けた株式会社が開設する病院若しくは診療所の提供する医療が同法第十八条第一項に規定する高度医療に該当しなくなつたと認めて厚生労働大臣が同法第八条第二項の規定により必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらずなお適切な措置が講じられなかつた場合において当該病院若しくは診療所の業務を継続することが適当でない」と認めるとき、又は同法第十八条第一項第二号に掲げる要件に適合しなくなつたと認める場合は」とする。

【説明】

（１）高度医療の変更の手續

1) 考え方

株式会社が開設する病院・診療所については、申請に係る高度な医療を提供することを前提として開設が許可されるものであり、許可に当たっては、当該申請に係る高度な医療を提供するに足る技術的能力などがあるかどうかを基準に照らして判断することとしています。

したがって、提供しようとする高度な医療の範囲を変更しようとする場合には、再度その新たに行おうとする高度な医療を行うに足る技術的能力があるかどうかを確認する必要があることから、都道府県知事等の変更許可を得ることを求めています。

2) 具体的手續

具体的には、例えば、再生医療の脊髄損傷患者に対する神経細胞の再生、移植を行うことで開設の許可を得ていたが、新たに肺がんや先天性免疫不全症の遺伝子治療を行おうとするときには、本項による変更許可を得ることが必要となり、都道府県知事に変更の許可を申請し、厚生労働省令で定める人的・物的要素などの基準に適合を有していることが確認されれば、変更を許可されることとなります。

（２）開設許可の取消事由

株式会社が開設する病院・診療所については、他の病院・診療所の場合と同様に、医療法第29条第1項の規定による開設許可の取消等の規定が適用されることとな

りますが、このほか、本特例措置による開設許可を受けるための要件とされている第1項各号に適合しなくなったと認める場合は、許可を与えた前提に反することになることから、当該許可を取り消すことが必要です。ただし、第1項各号のうち、第1号に適合しなくなったときは医療法第29条第1項による取消しが可能であり、第3号については、適合しなかったとしても、改善指導の対象にとどまるものと考えられることから、取消事由からは除外することとしています。

また、株式会社が開設する病院・診療所の提供する医療が厚生労働大臣の指針で定める高度な医療に該当しなくなった場合には、厚生労働大臣は特区法第8条第2項の規定に基づき特区計画の実施主体たる地方公共団体に対して必要な措置を講ずるよう求めることができ、この措置要求にもかかわらず、なお適切な措置が講ぜられない場合には、都道府県知事が当該病院等の業務の継続が適当でないと認めるときは、開設の許可を取り消すことができることとしています。

○ 構造改革特別区域法による読替え後の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

（下線部は、読替箇所）

第七条（略）

- 2 病院を開設した者が、病床数、提供する高度医療（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十八条第一項の認定に係る同項に規定する高度医療をいう。）の範囲、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数、提供する高度医療（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十八条第一項の認定に係る同項に規定する高度医療をいう。）の範囲その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。
 - 一 精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）
 - 二 感染症病床（病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症（結核を除く。）及び同条第七項に規定する指定感染症（同法第七条の規定により同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）並びに同法第六条第八項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）
 - 三 結核病床（病院の病床のうち、結核の患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）
 - 四 療養病床（病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）
 - 五 一般病床（病院又は診療所の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。以下同じ。）
- 3（略）
- 4 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前二項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令並びに第二十一条の規定に基づく都道府県の条例の定める要件並びに構造改革特別区域法

第十八条第一項第二号に掲げる要件に適合するときは、前二項の許可を与えなければならない。

第二十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合、構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により第七条第一項の許可を受けた株式会社が開設する病院若しくは診療所の提供する医療が同法第十八条第一項に規定する高度医療に該当しなくなつたと認めて厚生労働大臣が同法第八条第二項の規定により必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらずなお適切な措置が講じられなかつた場合において当該病院若しくは診療所の業務を継続することが適当でないと認めるとき、又は同法第十八条第一項第二号に掲げる要件に適合しなくなつたと認める場合は、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

一 開設の許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。

二 病院、診療所（第八条の届出をして開設したものを除く。）又は助産所（同条の届出をして開設したものを除く。）が、休止した後正当の理由がないのに、一年以上業務を再開しないとき。

三 開設者が第六条の三第六項、第二十四条第一項又は前条の規定に基づく命令又は処分違反したとき。

四 開設者に犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき。

2～6 （略）

3 厚生労働大臣は、第一項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

【説明】

厚生労働大臣が定めることとされている指針は、高度な医療の範囲の具体的な考え方を示すものであり、特区計画の申請を行おうとする関係者及び参入しようとする株式会社に対してその内容を明らかに示す必要があります。このため、指針を定めたとき及びこれを変更したときには、指針を対外的に明らかにすることを定めたものです。

公表の方法については、官報告示、ホームページへの掲載、報道機関への資料配布、広報誌・印刷物への掲載等が想定されます。

4 第一項の規定により医療法第七条第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下この条及び別表第八号において「病院等開設会社」という。）については、同法第五十二条第一項（同項第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第六十三条及び第六十四条（これらの規定を同法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第六十六条の二（同法第六十四条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、

第六十七条（同法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含み、同法第六十四条第二項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに第七十六条（同法第五十二条第一項、第六十三条第一項及び第六十四条第二項に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同法第五十二条第一項中「医療法人」とあるのは「構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により第七条第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）」と、「毎会計年度」とあるのは「毎事業年度」と、「事業報告書等」とあるのは「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書」と、同法第六十三条第一項及び第六十四条第一項中「医療法人の」とあるのは「病院等開設会社が開設する病院若しくは診療所の」と、「定款若しくは寄附行為」とあるのは「若しくは定款」と、「その運営」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の運営」と、「当該医療法人」とあるのは「当該病院等開設会社」と、同法第六十三条第一項中「その業務」とあり、同法第六十四条第二項中「業務」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の業務」と、同項中「医療法人」とあるのは「病院等開設会社」と、同項及び同条第三項並びに同法第六十七条第一項中「役員」とあるのは「取締役、執行役若しくは監査役」と、同法第七十六条中「医療法人の理事、監事又は清算人」とあるのは「病院等開設会社の取締役、執行役又は監査役」と読み替えるものとする。

【説明】

高度な医療かつ自由診療の適正な提供を担保するためには、開設者・管理者に対する規制・監督と合わせて、通常の医療法人に準じて第1項の規定により医療法第7条第1項の許可を受けて病院・診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）に対する一定の規制・監督を行うことが必要となります。このため、医療法人に係る監督規定のうち、以下のとおり、病院等開設会社にも適用することが適切な事業報告書等の届出、報告徴収・立入検査、法令等の違反に対する措置、弁明の機会の付与、及び罰則の規定について、特区において病院・診療所を開設する病院等開設会社に準用することを定めたものです。

（1）医療法第52条に定める事業報告書等の届出

経営の実体を把握し、医療が適正に提供されるよう適切に指導を行うためには、経理状況はその前提として重要な情報であり、行政として必要な情報を把握した上で医療法第63条第1項の規定に基づく業務報告の指導など必要な措置を講ずることが必要となります。

また、今回の株式会社参入は特区における検証であることから、経理面も含めて株式会社参入の効果・問題点をトータルで検証する必要があり、その際事業報告書等の決算書類は一つの重要な資料となります。

このため、医療法人に係る規定を準用することによって、医療法人と同様に、病院等開設会社に毎事業年度の事業報告書等を行政機関に届け出ることを求めること

としています。

事業報告書等の届出先としては、通常、医療法人からの決算の届出を受け、かつ、立入検査及び指導の権限を有する都道府県知事に対して行うことが指導の実効性を確保するために適切であることから、都道府県知事あてとしています。

なお、具体的に提出すべき書類は、医療法人の場合には、その開設する病院・診療所に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに平成18年度の医療法人制度の見直しの結果新たに追加された事業報告書、監事等の監査報告書等ですが、病院等開設会社の場合には、財産目録、貸借対照表及び損益計算書に加え、既に会社法上作成することとされており、かつ、医療に係る事業の実施状況の把握に資すると考えられる事業報告書とされています。

(2) 医療法第63条の立入検査、第64条の法令等の違反に対する措置、第66条の2の厚生労働大臣による処分指示及び第67条の弁明の機会の付与

特区において高度医療、自由診療に限定して参入する病院等開設会社については、特区における適正な高度医療の開発・普及を図るとともに自由診療の前提を維持する観点から、その業務運営に係る行政的監督が必要です。特に、病院・診療所と法人本部が分離して設置されている場合に、病院・診療所に係る規制のみでは必要な監督が十分に行えなくなるおそれがあります。

ところが、株式会社については、現行の会社法によれば、その業務運営について特段の行政的監督等を受ける仕組みとはなっておらず、仮に不適正な法人運営が行われたとしても、是正命令等の行政的監督が働く仕組みとはなっていないために、医療機関の各開設主体に共通して行われる規制を適用することが必要となります。

このため、最も標準的な医療機関運営形態である医療法人に係る医療法から、行政的監督規定等所要の規定を準用することで、特区における病院・診療所を開設する病院等開設会社の運営の適正を図ることとしています。

具体的には、医療法第63条を準用することにより、病院等開設会社の病院・診療所に係る業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分若しくは定款に違反している疑いがあり、又はその開設する病院・診療所の運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該株式会社に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができることとしています。

また、医療法第64条を準用することにより、都道府県知事が、病院等開設会社の病院・診療所に係る業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分若しくは定款に違反し、又はその開設する病院・診療所の運営が著しく適正を欠くと認めるときに、当該病院等開設会社に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができることとするとともに、病院等開設会社はその命令に従わないときは、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解任を勧告することができることとしています。

さらに、業務の停止を命じ、又は役員解任を勧告するに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこととしています。

加えて、医療法第64条第2項の準用により役員解任を勧告する際は、同法第67条の規定に従って、弁明の機会の付与等を行わなければならないこととしています。

また、医療法第64条の規定は都道府県知事の自治事務であることを受けて、緊急に地方公共団体の自治事務の的確な処理を確保するため特に必要がある場合の措置として、同法第66条の2に国の関与の規定が設けられているところですが、開設主体が株式会社であっても、処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときには、法令遵守、運営の適正確保を図るため国が指示することにより、公益の早急な回復を図ることが適当であることから、同条の規定を同法第64条の規定に係る場合に限り準用することとしています。

(3) 医療法第68条の2

今後、第1項の規定による特区が複数の都道府県内の地域で認定された場合には、同一の株式会社が2以上の都道府県内の特区において病院・診療所を開設するケースが想定されます。

医療法では、複数の都道府県で医療機関を開設する医療法人については、医療法第68条の2の規定により、厚生労働大臣が認可、監督を行うこととされています。

上記のような株式会社については、医療法第52条、第63条及び第64条の監督に係る規定を適用する際に、その権限の主体をどうするかが問題となりますが、都道府県によって具体的適用に食違いが生じることは適当ではないことから、医療法人の考え方を踏まえ、厚生労働大臣が監督を行うこととしています。

(4) 医療法第76条に定める過料

業務運営に関する行政的監督の実効性を担保するためには、非違行為について罰則をかけることが必要です。医療法人に対する行政的監督との均衡を維持する上でも、医療法人と同様の罰則であることが適切です。

このため、医療法第76条を準用し、

- ① 決算の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき、
 - ② 業務若しくは会計状況の報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、
 - ③ 業務の全部又は一部停止命令に違反して業務を行ったとき
- には、病院等開設会社の取締役、執行役又は監査役に対し20万円以下の過料を課すこととしています。

○ 構造改革特別区域法による読替え後の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

（下線部は、読替箇所）

第五十二条 構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により第七条第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

一 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書

二・三 （略）

2 （略）

第六十三条 都道府県知事は、病院等開設会社が開設する病院若しくは診療所の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分若しくは定款に違反している疑いがあり、又はその開設する病院若しくは診療所の運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該病院等開設会社に対し、その開設する病院若しくは診療所の業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2 第六条の八第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六十四条 都道府県知事は、病院等開設会社が開設する病院若しくは診療所の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分若しくは定款に違反し、又はその開設する病院若しくは診療所の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該病院等開設会社に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 病院等開設会社が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該病院等開設会社に対し、期間を定めてその開設する病院若しくは診療所の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は取締役、執行役若しくは監査役の解任を勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止を命じ、又は取締役、執行役若しくは監査役の解任を勧告するに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第六十六条の二 厚生労働大臣は、第六十四条第一項及び第二項、第六十四条の二第一項、第六十五条並びに前条第一項の規定による処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、これらの規定による処分を行うべきことを指示することができる。

第六十七条 都道府県知事は、第四十四条第一項、第五十五条第三項若しくは第五十七条第四項の規定による認可をしない処分をし、又は第六十四条第二項の規定により取締役、執行役若しくは監査役の解任を勧告するに当たっては、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、その指名した職員又はその他の者に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をするべき日時、場所及び当該処分又は当該勧告をするべき事由を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

3 第一項の規定による弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、かつ、当該処分又は当該勧告をする必要があるかどうかについて都道府県知事に意見を述べなければならない。

第六十八条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第四十二条の二第一項及び第二項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書及び第二項、第四十六条の四第三項第四号、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項から第三項まで、第五十二条、第五十五条第三項、第四

項（第五十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第五項、第五十七条第四項、第五十八条、第六十四条から第六十六条まで、第六十七条第一項及び第三項並びに前条第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十二条の二第一項第四号中「所在地の都道府県に」とあるのは「所在地のすべての都道府県に」と、同条第二項、第四十五条第二項、第五十五条第四項、第六十四条第三項、第六十四条の二第二項及び第六十六条第二項中「都道府県医療審議会」とあるのは「社会保障審議会」と、第四十九条第二項中「第四十六条の二第一項ただし書の認可」とあるのは「第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第一項ただし書の認可」と、第六十三条第一項中「都道府県知事は」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事は」と、「都道府県知事の」とあるのは「厚生労働大臣の」とする。

2 (略)

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、病院等開設会社の取締役、執行役又は監査役は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

一の二 第五十条第三項又は第五十二条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二～四 (略)

四の二 第六十三条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 第六十四条第二項又は第六十四条の二第一項の規定による命令に違反して業務を行ったとき。

六～八 (略)

5 病院等開設会社が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第六条の五第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定による同法第七条第一項の開設の許可又は第二項の規定により読み替えて適用される同条第二項の変更の許可の範囲に係る高度医療（次項において「許可に係る高度医療」という。）を提供している旨を広告することができる。

【説明】

(1) 医療法第6条の5の広告規制に係る基本的な考え方

患者が自らの判断により適切な医療機関を選択するために必要な情報については、幅広く患者・国民に対し提供されることが望まれます。しかし、医療は専門性の高いサービスであり、患者と医療機関との間での情報の不均衡が大きいことから、医療機関が行う医療の内容に関する情報については、客観性を保ちながら、できる限り分かりやすく提供される必要があります。このため、医療法では広告できる事項を客観的で検証可能な事項に限定することとされています。

なお、平成19年4月から、患者等に対して必要な情報の更なる提供により自己

の病状等に合った適切な医療機関の選択を支援する観点から、広告可能な内容の拡大など広告規制の見直しがされています。

これに基づき、医療法第6条の5第1項各号及び同項等に基づく告示「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」において、広告可能事項を具体的に列挙しているところですが、これらの規定は保険診療を前提とした医療行為を想定した事項となっていることから、病院等開設会社が開設する病院・診療所が実施する高度な医療については、現行制度の下では広告できないこととなっています。

(2) 「医療法第六条の五第一項の規定にかかわらず」

特区において病院・診療所を開設する株式会社の立場からは、その開設する病院・診療所において高度な医療を提供している旨を広告するニーズがあります。

また、病院等開設会社の開設する病院・診療所については、その提供する医療の範囲が高度な医療に限定されていることを患者等に知らせることを可能とする必要があります。

一方、特区において開設の許可又は変更の許可を得た病院等開設会社の開設する病院・診療所については、当該許可に係る高度な医療を提供する人的・物的要素等の基準を満たしていることが開設許可等の際に確認されています。

このため、医療法第6条の5第1項の適用除外とした上で特区法の特例を定め広告を可能とするものです。

〔厚生労働省令での規定事項〕

内閣総理大臣が認定する特区において、医療法第7条1項の許可を受けて株式会社が開設する病院・診療所に関しては、医療法第6条の5第1項の規定にかかわらず、次の基準をすべて満たせば「高度医療」を提供している旨を広告することができることとしています。

- ① 医療法施行規則第1条の9各号に規定する広告の方法及び内容に関する基準に適合すること。
- ② その内容が虚偽にわたらないこと。

※ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）

第一条の九 法第六条の五第四項及び第六条の七第三項の規定による広告の内容及び方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと
- 二 誇大な広告を行つてはならないこと
- 三 客観的事実であることを証明することができない内容の広告を行つてはならないこと
- 四 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告を行つてはならないこと

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第六条の五 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一～十三 (略)

2～4 (略)

6 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

【説明】

(1) 「病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者」

病院・診療所の管理者は、当該施設における管理の法律上の責任者であり、病院・診療所を統一的に運営管理する立場にあります。

医療法では、管理者に必要な監督義務を担わせた上で、報告の徴収、立入検査等、さらには不適當な場合の管理者の変更命令等を通じて必要な行政的監督を行うという構造が一つの基本的な形態となっていることから、一般の医療機関の場合と同様に管理者の責務として定めるものです。

(2) 「許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。」

特区においては、病院等開設会社の資金調達能力を活用することで高度な医療の開発・普及を促進することとしており、そのためには資本・技術の集積を図る必要があること、また、病院等開設会社の経営戦略により不採算部門からの撤退による地域医療への影響を回避する必要があることから、病院等開設会社が開設する病院・診療所が提供することのできる医療の範囲を高度な医療に限定することとしています。

具体的には、第1項により開設の許可を受けた高度な医療の範囲、又は第2項により変更の許可を受けた際の当該許可に係る変更後の高度な医療の範囲に限るものとしします。

(3) 「許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」

病院等開設会社の開設する病院・診療所が高度な医療を提供しようとする場合、当該医療に付随して、許可を受けた高度な医療以外の医療も併せて提供することが必要となる状況も想定されます。このため、高度医療を提供する上で必要があると認められる以下のような医療については、病院等開設会社の開設する医療機関における実施を認めることとしします。

①高度な医療の必要性の診断に至るまで状態を安定させるために必要な医療、入

院、検査、投薬等診断を行うために必要な医療

- ②高度な医療の対象となることが判明した者に対する高度な医療の提供に付随する入院、投薬等
- ③高度な医療の提供が終了した後当該高度な医療の効果を維持する上で必要と認められる医療

(4) 「診療上やむを得ない事情があると認められる場合」

また、やむを得ず、許可を受けた高度な医療以外の医療を行わざるを得ない状況も想定されます。このため、診療上やむを得ない事情があると認められる以下のような医療については、病院等開設会社の開設する医療機関における実施を認めることとします。

- ①患者の症状が重篤で応急処置が必要であるにもかかわらず、株式会社立病院等以外の病院等に搬送する時間的余裕がない場合
- ②高度な医療を受けるため株式会社立病院等に入院中の者について、他の疾病等の治療が必要となったが転院できない場合

(5) 高度医療以外の医療を提供した場合の取扱い

病院等開設会社の開設する病院・診療所の管理者が、(3) 又は(4) 以外で高度医療以外の医療を提供した場合には、(1) のとおり、医療法第28条の規定により、開設者に対して管理者の変更の命令をかけることができるとなります。さらに、この変更命令に開設者が従わなかった場合には、同法第29条第1項第3号の規定により、開設許可の取消等の処分を行うことができるとなります。

7 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第六十五条第三項の規定にかかわらず、同法第六十三条第三項第一号の指定をしないものとする。

【説明】

健康保険法に基づく厚生労働大臣による保険医療機関の指定については、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行うこととされていますが、当該申請が健康保険法に定める必要な要件を満たし同法に定める拒絶事由に該当しない場合には、指定を拒否することができないと解されています。

特区法に基づき特区において病院等開設会社が開設する病院・診療所については、医療保険財政への影響を回避するため「自由診療」であることを前提としていることから、これを担保するために、病院等開設会社が開設する病院・診療所を、保険医療機関としない旨を法律上明確にするものです。

8 医療保険者（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。）は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第六十三条第三項第二号の指定若しくは船員保険法第五十三条第六項第二号の指定をし、又は国家公務員共済組合法第五十五条第一項第二号（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）の契約若しくは地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第二号の契約を締結してはならない。

【説明】

健康保険法第63条第3項第2号等の規定により、健康保険や共済組合などの保険者は被保険者に療養の給付を行うため、厚生労働大臣の指定する保険医療機関のほか、自ら病院・診療所を指定又はそれらと契約することができることとなっています。

- ・ 健康保険法第63条第3項第2号 … 保険者の指定
- ・ 船員保険法第53条第6項第2号 … 協会の指定
- ・ 国家公務員共済組合法第55条第1項第2号 … 組合が契約
- ・ 私立学校教職員共済法第25条 … 日本私立学校振興・共済事業団が契約
- ・ 地方公務員等共済組合法第57条第1項第2号 … 組合が契約

特区法に基づき特区において病院等開設会社が開設する病院・診療所については、医療保険財政への影響を回避するため「自由診療」であることを前提としていることから、第7項と同様の趣旨で、医療保険の保険者は、病院等開設会社が開設する病院・診療所の指定又はこれらの契約を行ってはならない旨を法律上明確にするものです。

(教育職員免許法の特例)

第十九条 市町村の教育委員会が、第十二条第一項に規定する特別の事情、第十三条第一項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、次に掲げる者に特別免許状（教育職員免許法第四条第一項に規定する特別免許状をいう。以下この条及び別表第九号において同じ。）を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第二項中「免許状」とあるのは「免許状（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）を除く。）」と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあってはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と、同法第五条第七項中「教育委員会（）」とあるのは「教育委員会（特例特別免許状にあっては、構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会。）」と、同法第九条第二項中「有する」とあるのは「有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する」と、同条第五項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」と、「までとする」とあるのは「までとし、特例特別免許状（同一の授与権者により授与されたものに限る。）を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする」と、同法第二十条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（特例特別免許状にあっては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」と、同法別表第三中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」とする。

- 一 第十二条第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四条第一項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員（教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。）に雇用しようとする者
- 二 第十三条第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四条第一項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者
- 三 その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する給料その他の給与をいう。）又は報酬等（同法第一条に規定する報酬等をいう。）を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者

【事業の名称】 市町村教育委員会による特別免許状授与事業

【現行制度の概要】

教員は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）による各相当の免許状を有する（免許法第3条第1項）とともに、その免許状の授与は、大学における教職課程の単位の修得により行うことが原則とされています（免許法第5条第1項）。また、免許状は都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与することとされています（免許法第5条第7項）。ただし、大学において教職課程を修了していなくても、社会人で優れた知識経験や技能を有する者について、免許状を授与し、学校現場に迎え入れるために、特別免許状の制度が設けられています（免許法第4条）。

特別免許状は、①担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有するとともに、②社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者について、教員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において推薦を行い（免許法第5条第4項）、これに基づいて授与権者が、受検者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行った上で、授与するものです（免許法第5条第3項、第6条第1項）。授与された特別免許状は、授与権者の置かれる都道府県においてのみ、効力を有します（免許法第9条第2項）。

【特例措置の内容】

市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会において、当該市町村が設定する構造改革特別区域（以下「特区」という。）における教育上の特別の事情等に対応するため、構造改革特別区域法（以下「特区法」という。）の規定に基づき市町村の長が設置の認可を行った学校を設置する株式会社や非営利法人が教育職員に雇用しようとする者や、当該市町村が給料その他の給与又は報酬等を負担して当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者に特別免許状を授与する必要があると認められた場合において、当該市町村の教育委員会が当該特別免許状の授与権者となることを可能とする等、教育職員免許法の特例を設けるものです。

【趣旨】

市町村教育委員会が特別免許状を授与する途を開くことにより、当該市町村において特色ある教育を行うために適切な教員を登用することを、より支援しようとするものです。

教育職員免許法の特例について



特別免許状制度とは…

大学での教職課程を履修していないが、優れた知識経験や技能等を有する社会人を学校現場に迎え入れるため、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により免許状を授与する制度。

○改正のポイント

特別免許状の授与権者に市町村の教育委員会を追加

○趣旨

市町村教育委員会が特別免許状を授与する途を開くことにより、当該市町村において特色ある教育を行うのに適切な教員を登用することを、より支援しようとするものです。

<改正イメージ>

都道府県教育委員会が授与

国公立学校に任命・雇用しようとする全ての者

市町村教育委員会が授与

市町村が給与等を負担し任命しようとする者

学校設置会社・学校設置非営利法人が雇用しようとする者※

より地域の特性を踏まえた教育が可能に！

※市町村が設置の認可を行う学校の教員に限る。



現行制度との主な相違

現行制度

○授与した**都道府県内**においてのみ有効

○免許管理者は**都道府県教育委員会**
(免許管理者…授与原簿の保存、書換・再交付、失効・取上げ、有効期間の更新に係る事務を行う。)

※特区市町村における特別免許状の授与要件、手続等は現行と同様。
※特区市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、都道府県の教育委員会に通知。

特区における特例

○授与した**特区市町村内**においてのみ有効

○免許管理者は**市町村教育委員会**



【説明】

市町村の教育委員会において、特区法第12条第1項に規定する特別の事情（「地域の特性を生かした教育の実施の必要性」、「地域産業を担う人材の育成の必要性」等）、特区法第13条第1項に規定する特別の需要（不登校児童等を対象とした既存の設置者による学校教育では満たされない特別の需要）その他当該市町村が設定する特区における教育上の特別の事情に対応するため、以下の者に特別免許状を授与する必要があると認める場合において、当該市町村の教育委員会が当該特別免許状の授与権者となることを可能とするものです。

- 特区法の規定に基づき当該市町村の長が設置の認可を行った学校を設置する株式会社や非営利法人が教育職員に雇用しようとする者
- 当該市町村が給料その他の給与又は報酬等を負担して当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者

また、当該特別免許状は、当該市町村の特性を生かした教育を行うために授与する

ものであることから、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有することとし、当該市町村教育委員会は当該特別免許状の免許管理者として、当該特別免許状の失効・取上げに関する事務を行うこととしています。

なお、当該特別免許状は市町村教育委員会が授与する市町村限りの免許状であり、全国的に有効な普通免許状へ切り替えることは適切でないことから、普通免許状への上進制度（所定の在職年数と単位修得により上位の免許状を取得できる制度）は設けないこととしています。

また、教員免許更新制が平成21年度4月から実施されていることに伴い、特区認定市町村におかれましては、以下の業務を行っていただく必要があります。

- 免許状の有効期間の更新（平成21年度前に授与された特区特例特別免許状（以下「旧免許状」という。）の場合は更新講習修了確認）
- 免許状の有効期間の延長（旧免許状の場合は修了確認期限の延長）
- 特区特例特別免許状所持者に対する免許状の有効期間の更新の通知（旧免許状所持者に対する免許状の更新講習修了確認の通知）

なお、特区特例特別免許状については、特区特例特別免許状以外の免許状の更新を受けたことをもって、特区特例特別免許状の有効期間の更新（旧免許状の場合は、更新講習修了確認）を受けたことにはなりませんし、同一市町村以外で授与を受けた免許状により、有効期間を延長（旧免許状の場合は、修了確認期限の延期）することはできませんので注意が必要です。

特区認定市町村は上記の事項について、特区特例特別免許状所持者に対して周知徹底を行う必要があります。

○構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による読替え後の教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）
（抄）

（下線部は、読替箇所）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律で「免許管理者」とは、免許状（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）を除く。）を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあつてはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう。

3～5 （略）

（授与）

第五条 （略）

2～6 （略）

7 免許状は、都道府県の教育委員会（特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会。以下「授与権者」という。）が授与する。

（効力等）

第九条 （略）

2 特別免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する。

3・4 （略）

5 普通免許状又は特別免許状（特例特別免許状を除く。）を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第一項、第二項及び前項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとし、特例特別免許状（同一の授与権者により授与されたものに限る。）を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。

（その他の事項）

第二十条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）で定める。

2 前項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第七項の規定により、市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

【説明】

1 特別免許状の授与権者に市町村教育委員会を追加すると、特別免許状についての免許事務を行う者として、都道府県教育委員会と市町村教育委員会の二者が並存することとなります。このため、免許事務を円滑に遂行する観点から、ある特別免許状について失効、取上げ事由に該当することが判明した場合に当該失効、取上げに係る事務を誰が行うべきかにつき、あらかじめ明らかにする必要があります。

また、市町村教育委員会が行う特別免許状の授与事務について、都道府県教育委員会が適切に指導、助言を行うためには、市町村教育委員会が授与した特別免許状に係る状況についての情報を把握しておく必要があります。

2 このようなことから、市町村教育委員会が特別免許状の授与を行ったときは、遅滞なく、授与を受けた者の氏名、職種、授与の目的、当該免許状に係る学校種及び教科その他文部科学省令で定める事項について、当該市町村を包括する都道府県教育委員会に通知しなければならないこととするものです。

この通知を契機として、特別免許状の授与に関し、都道府県教育委員会から市町村教育委員会に対して必要に応じて指導、助言を行うことが可能です。

〔文部科学省令で定める事項〕

文部科学省令では、授与した日及び授与を受けた者が勤務する学校名を規定しています。

3 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合であっても、同項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第七項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者（同項に規定する授与権者をいう。）及び免許管理者（同法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。）は、当該市町村の教育委員会とする。

【説明】

1 第1項の規定により、市町村が構造改革特別区域計画の認定を受けて、当該市町村の教育委員会が特別免許状を授与した場合において、その後当該市町村が受けた当該認定が特区法第9条第1項の規定により取り消された場合には、取消しの日以後は、当該市町村の教育委員会は、特別免許状を授与することはできなくなるが、当該市町村教育委員会が既に授与した特別免許状については、授与を受けた者の身分の安定を図る必要があること等から、当該市町村において引き続き効力を有することとしています。

2 さらに、構造改革特別区域計画の認定が取り消された場合であっても、既に市町村の教育委員会が授与した特別免許状についての授与原簿の保存（免許法第8条第2項）、書換・再交付（免許法第15条）、失効・取上げに係る事務（免許法第10条～第13条）について適切に行う必要があることから、当該市町村の教育委員会を引き続き当該特別免許状についての授与権者及び免許管理者とするものです。

(私立学校法の特例)

第二十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園（以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下この条において「協力学校法人」という。）を設立しようとする者であって第六項の指定を受けたもの（第三項において「指定設立予定者」という。）が、所轄庁（同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。）に対し、同法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第二十五条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。

【事業の名称】 公私協力学校設置事業

【現行制度の概要】

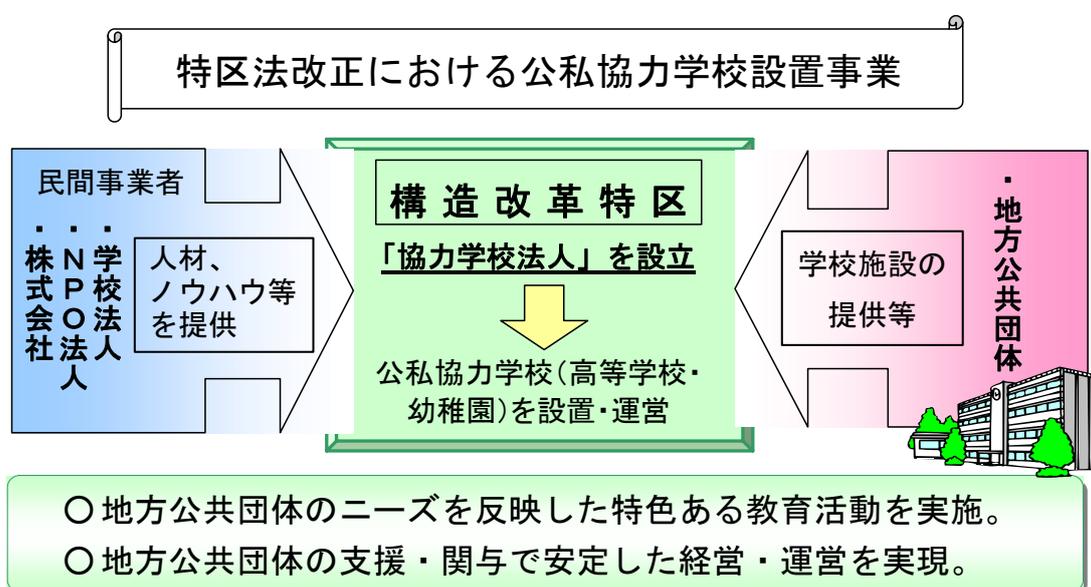
- 学校教育法第2条においては、学校は、原則として、国（国立大学法人等を含む。）、地方公共団体（公立大学法人を含む。）又は学校法人のみが設置できるものとされており、わが国の学校教育は、これまで、国又は地方公共団体が（公費により）直接設置運営する国公立学校と、私人の寄附財産等により設立された学校法人が設置運営する私立学校により、担うものとされてきました。
- 私立学校の設置主体である学校法人については、建学の精神に基づく教育を行うものとして、その運営に関しては、法人の自主性を尊重することが基本とされる一方、学校教育の担い手としてふさわしい公共性、継続性・安定性を確保する観点から、一定の要件を求められるものとされています。
- 特に、継続性・安定性の確保の観点からは、私立学校法第25条第1項の規定により、「学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない」とされ、保有すべき資産についての要件が課されています。
また、学校法人の設立に係る寄附行為の認可に際しては、同法第31条第1項の規定により、所轄庁が、その設立しようとする学校法人の資産について、当該要件に適合するか否かの審査を行うこととされています。

【特例措置の内容】

- 本条の規定は、構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、高等学校

及び幼稚園を対象に、地方公共団体と民間との連携・協力による新たな学校設置の仕組みとして、「公私協力学校」の制度化を図るものです。

- この制度においては、地方公共団体と民間主体とが協力して新たに学校法人を設立し、当該学校法人（協力学校法人）が、地方公共団体（協力地方公共団体）による一定の支援と関与の下に、学校（公私協力学校）の設置運営を行うこととしています。
- このような公私協力学校の設置を促進するため、協力学校法人の設立に係る寄附行為の認可に当たり、所轄庁である都道府県知事において、資産要件の審査を行うことを要しないこととする特例措置を講じています。



(1) 協力学校法人の設立認可についての特例

- ・ 協力地方公共団体が、学校の設置・運営経費を支援し、安定的な学校運営が可能と認められることを条件に、都道府県知事の資産審査を省略。
- ・ 協力学校法人は、その寄附行為において、その設置する学校が公私協力学校である旨規定。

(2) 協力地方公共団体の支援

- ・ 協力地方公共団体は、協力学校法人に対し、
 - ①校地校舎等の基本財産を無償又は廉価で貸与又は譲渡。
 - ②学校運営に要する経費の不足分を補助。

(3) 協力地方公共団体の関与

- ・ 予め定める公私協力基本計画に基づき、協力学校法人を指定。
- ・ 毎年度、公私協力年度計画及び収支予算を認可。

【趣旨】

[公私協力学校制度]

- 公私協力学校制度は、民間の創意工夫をいかしつつ、地域住民のニーズを反映した特色ある教育を実現することをねらいとするものであり、本項では、本特例措置を受ける地域の要件として、「地域の特性に応じた…教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、」公私協力学校を設置することが、「他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認められる」ことを定めています。
- これまでの学校教育においては、例えば、公立学校では画一的で多様なニーズに答えていないなどの批判もある一方、私立学校については、都市部以外の地域等では経営面での難しさがあるなど、その設置が進みにくい状況にありました。
- このような中、公私協力学校制度の導入を図ることにより、
 - ・ 地方公共団体にとっては、民間の人材やノウハウを活用して、公立学校では難しい特色ある教育の提供を行うことができるようになることと
 - ・ 民間主体にとっては、地方公共団体の支援と関与の下で、安定した学校経営を行えるようになり、
 - ・ 生徒等や保護者にとっても、より多様な学校教育の選択肢を得られることとなるものと期待されます。

[資産要件審査の特例]

- 協力地方公共団体は、公私協力学校の設置に際し必要な施設設備を、協力学校法人に対し、無償又は廉価で貸与・譲渡するとともに（第9項関係）、公私協力学校の毎年度の運営費についても、協力学校法人の自己収入のみでは不足する分を補助する（第12項関係）ものとされています。
- このように、協力学校法人については、その資産面について協力地方公共団体が責任をもって支援を行うものとしており、こうした資産面での支援を受けることを前提に、協力学校法人の設立に当たっては、所轄庁による資産要件の審査を要さないものとし、これにより、公私協力学校の設置の促進を図ることとしています。

2 前項の寄附行為には、私立学校法第三十条第一項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければならない。

【説明】

- 公私協力学校・協力学校法人については、法令上、通常の私立学校・学校法人とは異なる法律関係が適用されることとなり、特に、所轄庁との関係では、
 - ① 寄附行為の認可に当たり、所轄庁による資産要件の審査が行われない
 - ② 学校設置等及び寄附行為(変更)の認可・届出は、協力地方公共団体を経由して

行われ、所轄庁は、認可や届出を受けての指導を行う際、当該地方公共団体の意見に配慮する

③ 協力地方公共団体と協力学校法人との協力が解消された際には、所轄庁は学校廃止等の認可申請を受ける立場に立つ

などの点において、特別の取扱いがなされることとなります。

○ また、公私協力学校の運営については、毎年度、協力地方公共団体の長により学校運営に関する計画及び収支予算の認可が行われ、また、協力地方公共団体から経常経費について所要の補助を受けるなど、協力地方公共団体との特別な協力関係の下に進められていくこととなります。

○ このようなことから、協力学校法人及びその設置する公私協力学校については、寄附行為上にもその旨を明らかにすることとし、寄附行為（又は寄附行為の変更）の認可を行う所轄庁や、その他の第三者に対して、特区における特例の適用を受けた協力学校法人及びその設置する公私協力学校であることを明確にしておくこととしておくものです。

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

（申請）

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第四十五条第三項（同法第五十一条の九第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）

四 事務所の所在地

五 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定

六 理事会に関する規定

七 評議員会及び評議員に関する規定

八 資産及び会計に関する規定

九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

十 解散に関する規定

十一 寄附行為の変更に関する規定

十二 公告の方法

2・3 （略）

3 第一項の認定を受けた地方公共団体（以下この条において「協力地方公共団体」という。）の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学校法人が、所轄庁に対し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に関し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。

一 私立学校法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可の申請

二 私立学校法第四十五条第一項又は第二項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出

三 私立学校法第五十条第二項の規定による解散についての認可又は認定の申請

四 学校教育法第四条第一項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項の認可の申請

【説明】

(1) 協力地方公共団体の長の経由

- 公私協力学校については、協力学校法人がその設置・運営の主体となりますが、当該法人の設立及び当該学校の設置・運営に関しては、協力地方公共団体も、一定の支援を行う責任を負うこととなります。

このため、協力学校法人及び公私協力学校については、特区計画の適正な実施を図るためにも、その設立解散、設置廃止等や運営に関する基本的な事項の変更（収容定員に係る学則の変更など）、またその裏付けとなる寄附行為の内容やその変更に関し、協力地方公共団体が、あらかじめ、その内容を確認し、了知しておく必要があります。

このようなことから、これらの事項に係る所轄庁への認可申請・届出については、協力地方公共団体の長を経由して行うこととしています。

(2) 協力地方公共団体の長の意見付与等

a. 協力地方公共団体の長による意見付与

- 協力地方公共団体は、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）に基づき公私協力学校の設置・運営に協力する者として、協力学校法人に対し一定の支援を行うこととなります。

協力学校法人による認可申請・届出については、協力地方公共団体のこのような立場にかんがみ、所轄庁における認可の決定や、届出を受けての指導の実施に当たり、協力地方公共団体が推進する特区計画との調整が図られるよう、その長が、当該申請・届出事項に対する意見を付すことができるものとしています。

b. 所轄庁における意見への配慮

- 所轄庁は、公私協力学校の設置等認可及び寄附行為の認可・変更認可を行うに当たり、また、届出を受けての指導を行う際、協力地方公共団体の長の意見に配慮することとしています。

所轄庁は、協力地方公共団体の長からいかなる意見があつたとしても、法令の要件に適合しないような学校の設置・運営の認可等を行うことはできませんが、法令基準上の裁量部分等の判断の場面では、ある程度の弾力的な取扱いをすることが可能であり、また、認可に際し条件を付すような場合にも、当該条件については、協力地方公共団体の長の意見に沿うものとなるよう配慮することが可能です。

本項では、このような趣旨から、所轄庁に対し一定の配慮を求め、特区計画の趣旨が最大限実現されるようにしたものです。

- なお、当該意見は、あくまで「配慮」すべきものにとどまり、裁量事項等に係る判断も含め、所轄庁の最終的な判断を拘束するものではありません。

(3) 経由・意見付与等の対象となる認可・届出事項の範囲

- 公私協力学校の制度の趣旨にかんがみ、設置廃止等やその運営に関する基本的な事項（収容定員に係る学則の変更など）、またその裏付けとなる寄附行為の内容やその変更に係る認可・届出事項全般を、協力地方公共団体の経由等に係らしめることとしています。

○ 具体的には、本項により、法律の規定を根拠とする以下の認可・届出事項を、經由・意見付与等の手続の対象としています。

- ①私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可の申請
- ②私立学校法第45条第1項又は第2項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出
- ③私立学校法第50条第2項の規定による解散についての認可又は認定の申請
- ④学校教育法第4条第1項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更その他の事項の認可

<その他の事項の認可>

- ・高等学校の学科の設置廃止の認可（学校教育法施行令第23条第2号）
- ・高等学校の広域通信制の課程に係る学則の変更の認可（同条第10号）
- ・私立の学校の収容定員に係る学則の変更の認可（同条第11号）

○ また、学校運営に関する重要事項の届出としては、上記とは別に、政令を根拠とする手続として、学校教育法施行令第27条の2第1項の規定に基づく私立学校の目的の変更等の届出があります。

当該届出についても、構造改革特別区域法施行令の規定により、協力地方公共団体の長の經由等に係らしめることとされています。

<学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による届出>

- ・私立学校の目的、名称、位置又は学則の変更の届出（同項第1号）
- ・私立高等学校の専攻科・別科の設置廃止の届出（同項第2号）
- ・私立学校の分校の設置廃止の届出（同項第3号）
- ・私立学校の経費の見積り及び維持方法の変更の届出（同項第5号）
- ・私立学校の校地校舎等の変更の届出（同項第6号）

4 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に関し、次に掲げる事項を定めた基本計画（以下この条において「公私協力基本計画」という。）を定め、これを公告しなければならない。

- 一 収容定員に関する事項
- 二 授業料等の納付金に関する事項
- 三 施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に関する事項
- 四 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

【説明】

○ 公私協力学校の設置・運営は、特区計画の認定を受けた協力地方公共団体が、当該区域における教育の需要に効果的、効率的に対応するため、学校法人等の民間主体と協力して協力学校法人を設立し、当該協力学校法人が実施するものです。このため、協力地方公共団体においては、当該民間主体との適切な協力の下に、協力学校法人の設立及び公私協力学校の設置・運営を進められるよう、あらかじめ、公私協力学校の運営や公私協力の在り方に関する基本的な事項（公私協力基本計画）を定め、協力学校法人を設立しようとする者を始め、広く一般に対し、これを示すこととしたものです。

○ 公私協力基本計画においては、協力地方公共団体が公私協力学校に期待する教育の目標や学校規模等の基本的な条件、協力地方公共団体による公私協力学校法人に対する支援の在り方等、民間主体が協力学校法人の設立及び公私協力学校の設置運営に参加するかどうかについての判断を行う際に必要となる情報を示すものとしており、具体的には、以下の事項について定めなければならないものとしています。

(1) 収容定員に関する事項

* 当該学校の収容定員（各学年の入学定員）として、所轄庁に認可申請することとなる定員数を定める。

(2) 授業料等の納付金に関する事項

* 公私協力学校の生徒等が納付する授業料、入学金、施設設備費等の納付金に関し、その額の設定等についての基本的な考え方等を定める。

(3) 施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に関する事項

* 第9項の規定による施設・設備の貸与・譲渡等として当該協力地方公共団体が予定している事項について定める。

* 第12項の規定による年度計画の実施に必要な経費の補助について、補助額の算定等に関する基本的な事項を定める。

(4) 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

* 法人設立時に協力地方公共団体が譲渡等した基本財産について、法人解散時における帰属の取扱い等を定める。

5 公私協力基本計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 教育目標に関する事項

二 その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの

【説明】

○ 前述の通り、協力地方公共団体においては、当該民間主体との適切な協力の下に、協力学校法人の設立及び公私協力学校の設置・運営を進められるよう、あらかじめ、公私協力学校の運営や公私協力の在り方に関する基本的な事項（公私協力基本計画）を定め、協力学校法人を設立しようとする者を始め、広く一般に対し、これを示すこととしています。

○ この協力地方公共団体の公私協力基本計画の内容のうち、以下の事項について定めることを努力義務としています。

(1) 教育目標に関する事項

* 公私協力学校において目指すべき教育の理念とこれに基づく教育活動の基本的方針等について定める。

(2) その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定める事項

<文部科学省令で定める事項>

文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則において規定

- ・ 学科、専攻科及び別科並びに課程の組織に関する事項
 - * 高等学校の学科、課程等について定める。
- ・ 学級の編制に関する事項
 - * 必要な学級規模の基準を定める。
- ・ 教職員の編制に関する事項
 - * 教職員の配置に関する基準を定める。
- ・ 入学に関する事項
 - * 入学を許可する者についての基本的な考え方を定める。
- ・ その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として協力地方公共団体の長が認めるもの

6 第四項の規定により公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法人を設立しようとする者は、当該公告を行った協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。

【説明】

- 地方公共団体の実現したい教育を実施するための協力学校法人を設立したい意向をもつ学校法人等の民間主体は、必ずしも1つのみであるとは限りません。このため、本項においては、これら民間主体の選定をオープンな仕組みの下で行うための手続として、協力地方公共団体の長が、公私協力基本計画の公告を受けて協力学校法人を設立しようとする者の申し出を受け、その中から、公私協力学校の設置・運営を行うべき者の指定を行う旨を定めたものです。
- なお、第1項において、協力学校法人の設立に係る寄附行為の認可を申請することができる者は、その設立しようとする協力学校法人について、本項の指定を受けているもの（協力学校法人の設立予定者）のみに限定しており、当該認可を申請しようとする者は、あらかじめ、本項の規定による協力地方公共団体への申し出を行い、協力地方公共団体の長の指定を受けていることが必要となります。

7 協力地方公共団体の長は、前項の申出に係る協力学校法人が、公私協力基本計画に基づく公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

【説明】

- 公私協力学校の運営を通じ、地域のニーズに応じた教育の提供をより効果的、効率的に行うためには、協力地方公共団体の協力の相手方たる協力学校法人は、公私協力学校の設置・運営主体にふさわしい、十分な能力を備えていなければなりません。このため、協力地方公共団体の長が、協力学校法人を設立しようとする者の申し出を受け、指定を行う際の要件として、当該指定を行うのは、その設立される協力学校

法人が、公告された公私協力基本計画に基づき、公私協力学校の設置及び運営を適正かつ確実に行うことができると認められる場合でなければならないものとしています。

- 本項における「公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する」については、第9項及び第12項の規定により、協力学校法人が協力地方公共団体からの支援を受けることを前提に、その能力を有することが認められればよいものと解しています。

8 協力地方公共団体の長は、地域における教育の需要の状況の変化その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができる。

【説明】

- 協力地方公共団体の長が定める公私協力基本計画については、協力学校法人との連携・協力が実際に開始され、公私協力学校が設置認可された後においても、事情の変更に応じ、これを変更することができるようにしています。
- また、公私協力基本計画の変更は、当該計画の策定主体である協力地方公共団体の長において行うこととなりますが、公私協力学校の運営は、協力学校法人との連携・協力に基づき実施していくものであるため、両当事者間において必要な調整がなされることとなるよう、協力学校法人への事前協議を義務付けることとしています。

9 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置について学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた際に、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協力学校における教育を行うために施設又は設備の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出えんするものとする。

【説明】

- 公私協力学校は、協力学校法人と協力地方公共団体との連携・協力に基づき設置・運営される学校であることから、その協力の具体的内容として、公私協力基本計画の実施に必要な施設及び設備のうち、協力学校法人が、寄附行為が認可された時点において設立予定者の寄附等により自ら用意することができなかったものについては、協力地方公共団体が、無償又は廉価によりこれらを貸与若しくは譲渡し、又は当該施設・設備の整備に要する資金を出えんするものとしています。
- 本項に規定する措置は、所轄庁が協力学校法人に係る寄附行為認可を行うに際して、当該協力学校法人の資産要件の審査に係る特例の前提となるものです。
- なお、協力地方公共団体が設立時に譲渡し、又は整備資金の出えんを行い、協力学

校法人の所有財産となった施設設備については、法人解散時においてこれがどのように清算され、残余財産は誰に帰属することとなるのか等について、協力学校法人の寄附行為においてあらかじめ定めておくことが適当であり、公私協力基本計画の必要記載事項の定めの中にも、あらかじめ、これらの事項が含まれることとなるようにしています（第4項第4号）。

10 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

【説明】

- 地方自治法では、地方公共団体における財産の取扱いに関する定めとして、
 - ・財産を無償・廉価で貸与・譲渡する際には議会の議決が必要であること（第96条第1項第6号／第237条第2項）
 - ・行政財産の貸与・譲渡については制限があること（第238条の4）
 - ・普通財産はこれを貸与・譲渡等できること（第238条の5）などを規定しています。

- 第9項の規定に基づく協力地方公共団体による施設設備等の貸与・譲渡についても、地方自治法に基づき、これらの取扱いが求められるものであり、本項ではその旨を確認的に規定しています。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二編 普通地方公共団体

第六章 議会

第二節 権限

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

二 予算を定めること。

三 決算を認定すること。

四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七 不動産を信託すること。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第五十五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第五十五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第九章 財務

第九節 財産

(財産の管理及び処分)

第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決によるとき又は同条第三項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。

第一款 公有財産

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

一 不動産

二 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機

三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物

四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利

七 出資による権利

八 財産の信託の受益権

2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

四 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

(公有財産に関する長の総合調整権)

第二百三十八条の二 普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは第二百三十八条の四第二項若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権若しくは地役権の設定若しくは同条第七項の規定による行政財産の使用の許可で当該普通地方公共団体の長が指定するものをしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

3 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない。

(職員の行為の制限)

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

- 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。
- 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

（普通財産の管理及び処分）

第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

- 2 普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）は、当該普通地方公共団体を受益者として政令で定める信託の目的により、これを信託することができる。
- 3 普通財産のうち国債その他の政令で定める有価証券（以下この項において「国債等」という。）は、当該普通地方公共団体を受益者として、指定金融機関その他の確実な金融機関に国債等をその価額に相当する担保の提供を受けて貸し付ける方法により当該国債等を運用することを信託の目的とする場合に限り、信託することができる。
- 4 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。
- 5 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。
- 6 普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。
- 7 第四項及び第五項の規定は貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合に、前項の規定は普通財産を売り払い、又は譲与する場合に準用する。
- 8 第四項から第六項までの規定は、普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）を信託する場合に準用する。
- 9 第七項に定めるもののほか普通財産の売払いに関し必要な事項及び普通財産の交換に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

11 協力学校法人は、毎会計年度、文部科学省令で定めるところにより、公私協力基本計画に基づき、当該年度における公私協力学校の運営に関する計画（以下この条において「公私協力年度計画」という。）及び収支予算を作成し、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

【説明】

（1）公私協力年度計画の作成・認可

- 公私協力学校の設置・運営は、協力地方公共団体による特区計画の実施の一環と

して、協力地方公共団体及び協力学校法人の連携・協力の下に推進されるものであることにかんがみ、公私協力学校における毎年度の教育活動等については、協力地方公共団体の定めた公私協力基本計画に基づいて、協力学校法人が公私協力年度計画を作成し、これを、協力地方公共団体の長の認可に係らしめることとしています。また、当該年度内において、当該計画を変更しようとするときも、同様に、認可を要するものとしています。

- 公私協力年度計画は、各協力学校法人が当該年度において、その設置する公私協力学校において実施する教育活動の具体的な運営計画を定めるものであり、その具体的な内容としては、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則において、次の事項を定めることとされています。

<公私協力年度計画において定めるべき事項>

文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則において規定

- ・教育課程及び授業日時数に関する事項
- ・授業料等の納付金の額
- ・学級の数及び規模
- ・教職員の数及び配置
- ・入学者の選抜方法
- ・公私協力基本計画により公私協力年度計画において記載することとされた事項

- なお、公私協力年度計画の認可の申請の方法については、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の規定により、協力地方公共団体の長が定める期日までに、協力地方公共団体の長に、公私協力年度計画において定めるべき事項を記載した計画書を提出して行うこととされています。

(2) 収支予算の作成・認可

- 収支予算は、公私協力年度計画の適正な実施を裏打ちするものであり、公私協力年度計画と一体不可分であり、また、公私協力学校の毎年度の運営経費については、授業料等の納付金等の協力学校法人の自己収入のみでは不足する分を、協力地方公共団体が補助すべき責任を有することとなることにかんがみ、公私協力学校の収支予算については、当該年度の開始前に、あらかじめ、協力地方公共団体の認可に係らしめることとしています。

- 収支予算の認可の申請については、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則第12条第1項の規定により、協力地方公共団体の長が定める期日までに、協力地方公共団体の長に、資金収支予算書及び消費収支予算書を提出して行うこととしています。

また、資金収支予算書及び消費収支予算書については、同規則第12条第2項の規定により、学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び消費収支計算書の記載科目に準じた科目を設けて記載することとしています。ただし、地方公共団体からの補助金に係る科目については、特に、通常の学校法人の場合と異なり、協力地方公共団体補助金の科目と、その他地方公共団体補助金の科目とに分けて記載することとしています。

- なお、学校法人の会計年度については、私立学校法第48条において、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされています。

12 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、公私協力基本計画で定める授業料等の納付金による収入の額では、他の得ることが見込まれる収入の額を合算しても、なおその収支の均衡を図ることが困難となると認められる場合には、公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該公私協力年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとする。

【説明】

- 協力学校法人は、授業料等の納付金の徴収や寄附金の募集等により自己収入を得て、これを公私協力学校の経費に充てることとなりますが、公私協力学校の運営に当たりこれら自己収入のみでは不足する場合には、公私協力基本計画に定めるところにより、協力地方公共団体が、年度計画の円滑・確実な実施に必要な額の補助金を交付することとしています。
- 協力学校法人が作成する、公私協力学校において実施される教育活動の具体を定めた年度計画は、当該年度の収支予算と併せ、協力地方公共団体の長が認可を行うこととなるものですが、当該手続を通じ、その実施を認めたものについては、協力地方公共団体が責任をもって補助することとしているものです。
- また、当該補助金の交付は、あらかじめ「公私協力基本計画に定めるところにより」行うこととしており、補助対象となる経費の範囲、その他補助額の算定方法等については、協力地方公共団体が、自ら基本計画の中でこれを定め、当該基本計画に基づき、補助金の交付を行うこととなります。
- 本項に規定する措置は、所轄庁が協力学校法人に係る寄附行為の認可を行うに際して、当該協力学校法人の資産要件の審査に係る特例の前提となるものであり、具体的には、私立学校法第25条が、学校法人は「私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない」とし、運用財産における収支の均衡を求めていることとの関連において、当該要件への適合を裏打ちするものとなっています。

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

（資産）

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2. (略)

13 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条（第三号に係る部分を除く。）及び第十四条第一項の規定は、第九項又は前項の規定により協力地方公共団体が協力学校法人に対し助成を行う場合について準用する。この場合において、同法第十二条中「所轄庁は、この法律の規定」とあるのは「協力地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第三項に規定する

協力地方公共団体をいう。以下同じ。)の長は、同条第九項又は第十二項の規定」と、「学校法人に」とあるのは「協力学校法人(同条第一項に規定する協力学校法人をいう。以下同じ。)に」と、同条第一号及び第二号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、同条第四号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、「所轄庁」とあるのは「協力地方公共団体の長」と、同法第十四条第一項中「第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人」とあるのは「構造改革特別区域法第二十条第九項又は第十二項の規定により助成を受ける協力学校法人」と、「作成しなければならない」とあるのは「作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

【説明】

- 私立学校振興助成法第12条及び第14条第1項に基づき、同法の規定による助成措置を受ける学校法人に対し所轄庁が有する権限と同様の権限(予算の変更勧告を除く。)を、構造改革特別区域法に基づく助成措置を受ける協力学校法人に対する権限として、協力地方公共団体の長に付与することとします。

＜協力地方公共団体の長に付与することとする権限＞

- ・ 助成に関する事項についての報告聴取、質問・検査
(私立学校振興助成法第12条第1号)
- ・ 収容定員超過の是正命令
(同条第2号)
- ・ 役員解職勧告
(同条第4号)
- ・ 財務諸表の届出
(同法第14条第1項)

- 協力学校法人が、構造改革特別区域法に基づく助成措置とは別に私立学校振興助成法等に基づく助成を受けている場合には、当該権限は、協力地方公共団体の長と所轄庁の双方がこれを有することとなります。
- なお、協力学校法人の予算は、毎年度、協力地方公共団体の事前認可を受けるものとしていることから、予算の変更勧告(私立学校振興助成法第12条第3号)及び毎年度の収支予算書の届出(同法第14条第2項)については、当該権限を、重ねて協力地方公共団体の長に付与することはしないものとし、準用の対象から除外するものとするとしています。
- また、同法第12条の2及び第13条においては、所轄庁が当該権限を行使する際に必要となる手続等を定めていますが、協力地方公共団体の長と協力学校法人との間の関係は、所轄庁とそれとの関係とは異なる性格をもつことにもかんがみ、協力地方公共団体の長が当該権限を行使する場合については、これらの規定を準用しないものとししました。
- 私立学校振興助成法の規定により助成を受ける学校法人については、同法第14条第1項の規定により、文部科学大臣の定める基準に従い、会計書類を作成するものとされており、当該「文部科学大臣の定める基準」として、学校法人会計基準が定められています。

- 本項においては、第9項及び第12項の規定により協力地方公共団体からの助成を受ける協力学校法人について、私立学校振興助成法第14条第1項等の規定を準用しているものであり、これら協力学校法人についても、「文部科学大臣の定める基準に従い」、会計書類を作成しなければならないものとされます。

文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則では、これら協力学校法人に係る会計基準としても、学校法人会計基準を準用することを定めています。ただし、協力学校法人の会計書類においては、特に、協力地方公共団体による財政支援の状況が明示されることが重要となることから、その資金収支計算書及び消費収支計算書においては、協力地方公共団体補助金（に係る収入）とその他地方公共団体補助金（に係る収入）とを区分して記載することとしています。

○構造改革特別区域法第二十条第十二項の規定による読替え後の私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）
（下線部は、読替箇所）

（所轄庁の権限）

第十二条 協力地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第三項に規定する協力地方公共団体をいう。以下同じ。）の長は、同条第八項又は第十一項の規定により助成を受ける協力学校法人（同条第一項に規定する協力学校法人をいう。以下同じ。）に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

- 一 助成に関し必要があると認める場合において、当該協力学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該協力学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 二 当該協力学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
- 三 （略）
- 四 当該協力学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく協力地方公共団体の長の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の見解をすべき旨を勧告すること。

（書類の作成等）

第十四条 構造改革特別区域法第二十条第八項又は第十一項の規定により助成を受ける協力学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない。

2・3 （略）

14 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、協力地方公共団体の長及び協力学校法人の所轄庁は、相互に密接な連携を図りながら、協力学校法人に対し、前項において準用する私立学校振興助成法第十二条の規定による権限の行使その他の当該協力学校法人の業務の適切な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

【説明】

- 協力学校法人については、第13項の規定に基づき、私立学校振興助成法第12条第2号（収容定員超過の是正命令）又は第4号（役員の見解勧告）の処分を、協力地方公共団体の長から受けることがあるものとされています。

一方、所轄庁との間では、私立学校法に基づく学校法人として、収益事業の停止命令（私立学校法第61条）や解散命令（同法第62条）を受けることがあり得るほか、「学校」の設置者としては、学校廃止命令（学校教育法第13条）の対象ともなり得るものであり、また、その他にも様々な場面において、指導等を受けることがあります。

- これらの処分・指導等は、学校法人の自主的活動の領域に対し制約等を及ぼすものでもあり、その権限の行使等に当たっては、所轄庁と協力地方公共団体の長との間の認識の違いから、混乱が生じること等のないようにする必要があります。
- このため、所轄庁又は協力地方公共団体の長のいずれかが、これらの権限の行使等しようとする場合には、「相互に密接な連携を図りながら」これを行うものとししました。

- 15 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなったと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る第六項の指定を取り消すことができる。
- 16 協力学校法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私協力学校について、学校教育法第四条第一項の規定による廃止の認可を所轄庁に申請しなければならない。

【説明】

(1) 協力学校法人の指定の取消し（第15項）

- 協力学校法人においては、協力地方公共団体との連携・協力を解消したい場合には、所轄庁に対し、自ら学校廃止（学校法人の解散）の認可申請を行い、所轄庁の認可を受けることで、協力解消を図ることが可能です。
これに対し、協力地方公共団体においては、自らは学校廃止（法人解散）の申請を行えないため、協力解消を要請しても、相手方の同意がない限りは、公私協力学校の廃止に至ることがありません。
すなわち、協力学校法人が、公私協力学校の設置者としての適格性を欠くに至りながら、なお、公私協力学校を存続させ続け、その間、当該学校の運営経費については、協力地方公共団体が、これを負担し続けるといった事態も生じ得ることとなります。
- このため、協力地方公共団体側からの協力解消の手段として、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなったと認める場合には、協力学校法人の公私協力学校の設置・運営を行うべき者としての指定の取消処分を通じ、連携・協力の解消を図ることができる仕組みを設けることとしたものです。

(2) 指定取消しに係る公私協力学校の廃止認可の申請（第16項）

- 公私協力学校及び協力学校法人は、協力地方公共団体と協力学校法人との連携・協力を前提に、認可の特例を受けて設置・設立されたものですから、指定の取消しにより協力関係が解消されるに至ったときには、当該公私協力学校を廃止するものとし、協力学校法人は、所轄庁に対し、学校廃止の認可申請を行わなければならないものとしています。

- 17 協力地方公共団体の長は、第四項の規定による公私協力基本計画の策定及び第八

項の規定による公私協力基本計画の変更並びに第十一項の規定による公私協力年度計画及び収支予算の認可を行おうとするときは、あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

【説明】

- 公私協力学校の設置・運営を実際に進めていく際には、教育に関する専門的な見地からの検討が必要となること、また、当該地域における学校教育全般の状況を踏まえた適切な配慮を行っていくことが必要であること等から、公私協力基本計画の策定・変更、公私協力年度計画及び収支予算の認可に当たっては、協力地方公共団体の長は、教育に関する専門機関であり、公立学校の設置者でもある教育委員会に協議しなければならないこととしています。
- 教育委員会への協議は、協力地方公共団体の長が公私協力学校の設置・運営を実際に進めていくに当たり、地域の他の学校等との関係から必要となる、様々な調整を行うものであり、具体的には、協力地方公共団体が次の事項を行う際に、教育委員会への事前協議をしなければならないこととしています。

- ① 第4項及び第8項の規定による公私協力基本計画の策定・変更
＜想定される具体的な協議事項＞

（

- ・ 収容定員に関する事
- ・ 公立学校施設の転用に関する事
- ・ 入学に関する事

など）

- ② 第11項の規定による公私協力年度計画及び収支予算の認可
＜想定される具体的な協議事項等＞

（

- 公私協力年度計画関係
 - ・ 教育課程及び授業日時数に関する事
 - ・ 教職員の数及び配置
 - ・ 入学者の選抜方法
- 収支予算関係
 - ・ 教育に関する専門的な見地からの予算(案)の評価

など）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（教育委員会の職務権限）

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事。

二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事。

三～十九 （略）

（長の職務権限）

第二十四条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

一 大学に関する事。

二 私立学校に関する事。

三 教育財産を取得し、及び処分する事。

四 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶ事。

五 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行する事。

18 教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十五条第二項の規定は、公私協力学校について準用する。

【説明】

- 教育基本法第15条第2項では、国公立の学校に対しては、特定の宗教のための宗教教育を禁じている一方、私立学校に対しては、このような宗教教育を禁じていません。
- 公私協力学校は、学校教育法上の私立学校に当たるものですが、特に、地方公共団体の支援・関与の下に教育活動を行う等の特性にかんがみ、国公立学校と同様、特定宗教のための宗教教育を行わないものとし、教育基本法第15条第2項の規定を準用することとしました。

○ 教育基本法（平成十八年法律第百二十号）

（宗教教育）

第十五条（略）

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

(狂犬病予防法の特例)

第二十三条 市町村（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ。）が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法（昭和三十五年法律第二百四十七号）第三条第一項に規定する狂犬病予防員（次項において「都道府県知事任命予防員」という。）の数が当該市町村の区域の範囲に比して少ないことから狂犬病の発生を予防するためには同法第六条第一項から第三項まで、第七項及び第九項並びに第二十一条に規定する事務（以下この条において「犬の抑留に係る事務」という。）を当該市町村が自ら行う必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村の長は、同法第三条第一項、第六条及び第二十一条の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができる。

【事業の名称】 市町村による狂犬病予防員任命事業

【現行制度の概要】

狂犬病予防法第3条及び第6条の規定に基づき、都道府県知事（地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は自らが任命した狂犬病予防員（以下「都道府県知事任命予防員」という。）をして、犬の登録及び予防注射を受けていない等の犬（以下「野犬」という。）の抑留を行わせることとされています。

これは、野犬を放置することなく抑留することで、狂犬病を予防することを目的とするものです。

【特例措置の内容】

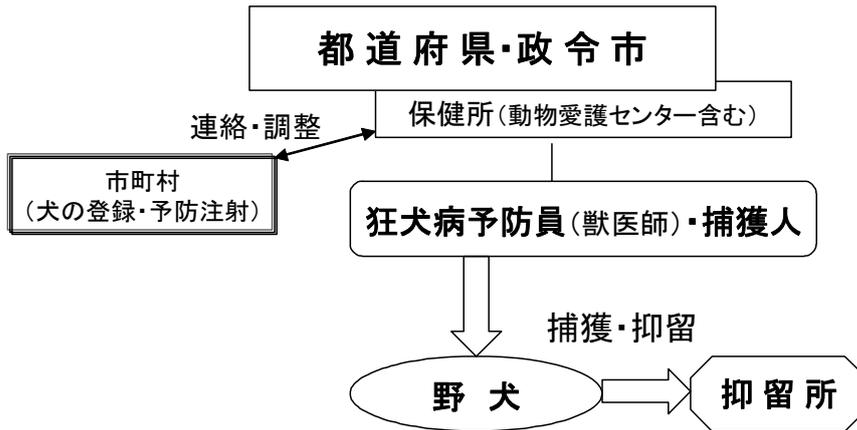
都道府県知事任命予防員は、抑留に係る事務に直接従事するものであり、その配置については、第一線機関である保健所に必要数を配置するよう、通知により要請されています（「狂犬病予防法の施行について」（昭和25年10月5日付け発衛第170号厚生事務次官通知））。しかし、保健所によっては、都道府県知事任命予防員が配置されていないか又は配置されていても少数であって、管轄内の市町村において野犬が発生した際に抑留を行うことが困難である場合もあり、実際に野犬による被害が発生している市町村も存在しています。

このため、野犬の放置による狂犬病の発生を予防する観点から、市町村（保健所を設置する市又は特別区を除く。以下同じ。）自らが狂犬病予防員を任命し、野犬の抑留を行うことができるよう、狂犬病予防法の特例を設けるものです。

犬の抑留に係る権限の市町村への拡大について

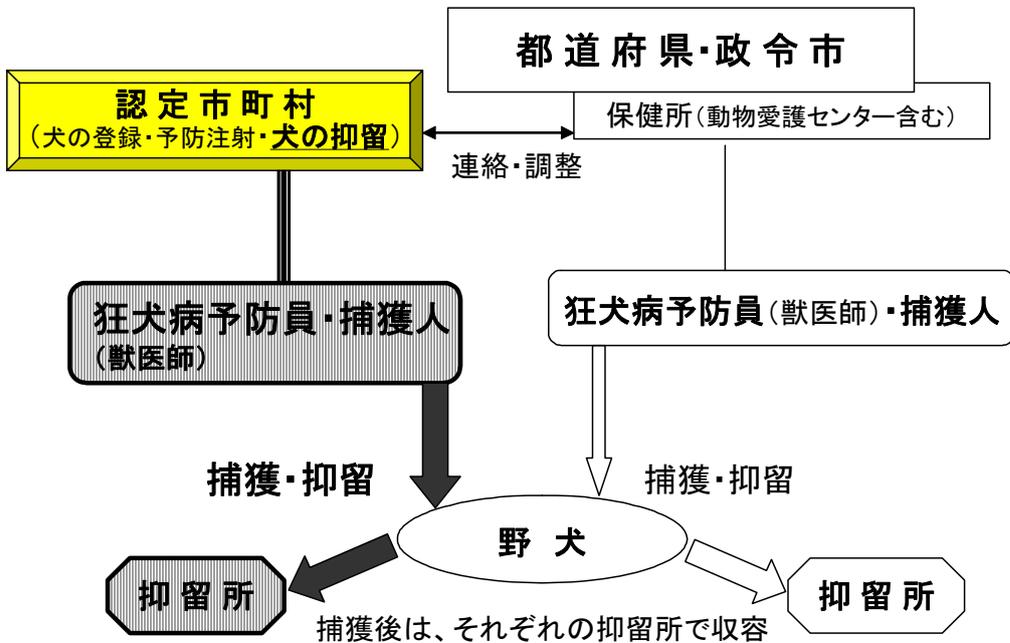
現行制度

都道府県知事等は、狂犬病予防法に基づき、任命した狂犬病予防員を保健所に設置し、犬の登録や狂犬病の予防注射を受けていない等の犬（野犬）の抑留を行う。



特例措置

認定された構造改革特別区域内においては、市町村長も狂犬病予防員を任命し、野犬の抑留を行うことができる。



【趣旨】

野犬の放置による狂犬病の発生を予防する観点から、市町村自らが狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行うことができるよう、狂犬病予防法の特例を設けるものです。

【説明】

市町村長は、狂犬病予防法第3条、第6条及び第21条の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員を任命し、当該狂犬病予防員（以下「市町村長任命予防員」という。）に犬の抑留に係る事務を行わせるようにするものです。

ただし、犬の抑留については、都道府県により、主に第一線機関である保健所を通じて実施されてきたものであることにかんがみ、このような特例措置の適用を受けるためには、都道府県による犬の抑留が適切に行われておらず、狂犬病の予防の発生を予防するためには当該市町村が自ら抑留に係る事務を行う必要があると認めて、構造改革特別区域計画の認定を受けることを条件としています。

○ 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）

（狂犬病予防員）

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員（以下「予防員」という。）を任命しなければならない。

2 （略）

（抑留）

第六条 予防員は、第四条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第五条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めたときは、これを抑留しなければならない。

2 予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

3 予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。但し、その場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。

4 （略）

5 第三項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。

6 （略）

7 予防員は、第一項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知れているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を捕獲した場所を管轄する市町村長にその旨を通知しなければならない。

8 （略）

9 第七項の通知を受け取った後又は前項の公示期間満了の後一日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、政令の定めるところにより、これを処分することができる。但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取ることができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

10 前項の場合において、都道府県は、その処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。
(抑留所の設置)

第二十一条 都道府県知事は、第六条及び第十八条の規定により抑留した犬を収容するため、当該都道府県内に犬の抑留所を設け、予防員にこれを管理させなければならない。

2 狂犬病予防法第三条第二項、第六条、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、前項の規定により市町村の長の任命を受けた狂犬病予防員（次項において「市町村長任命予防員」という。）を都道府県知事任命予防員とみなす。この場合において、同法第六条第二項中「都道府県知事」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十三条第一項の規定により認定を受けた市町村（第五項及び第十項並びに第二十一条において「認定市町村」という。）の長」と、同法第五項及び第二十一条中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と、第六条第十項中「都道府県」とあるのは「認定市町村」と、第二十一条中「当該都道府県」とあるのは「当該認定市町村」と読み替えるものとする。

【説明】

市町村長任命予防員については、都道府県知事任命予防員とみなし、野犬の捕獲及び抑留並びに抑留所の管理を行わせることとするものです。

なお、この場合にあっても、狂犬病予防法に基づく都道府県による抑留に係る権限が失われるものではありません。

○ 構造改革特別区域法による読替え後の狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）

（下線部は、読替箇所）

（抑留）

第六条 （略）

2 予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十三条第一項の規定により認定を受けた市町村（第五項及び第十項並びに第二十一条において「認定市町村」という。）の長が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

3・4 （略）

5 第三項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、認定市町村の長が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。

6～9 (略)

10 前項の場合において、認定市町村は、その処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

(抑留所の設置)

第二十一条 認定市町村の長は、第六条及び第十八条の規定により抑留した犬を収容するため、当該認定市町村内に犬の抑留所を設け、予防員にこれを管理させなければならない。

3 第一項の場合においては、狂犬病予防法第二十三条の規定にかかわらず、市町村長任命予防員が行う犬の抑留に係る事務に要する費用は、同条に規定する犬の所有者が負担する犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用を除き、市町村の負担とする。

【説明】

狂犬病予防法第23条の規定にかかわらず、市町村長任命予防員が行う抑留に係る事務に要する費用については、同条に規定する犬の所有者が負担する抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用を除いて、市町村の負担によるものとするものです。

○ 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）

(費用負担区分)

第二十三条 この法律の規定の実施に要する費用は、次に掲げるものを除き、都道府県の負担とする。

第一 国の負担する費用

第七条の規定による輸出入検疫に要する費用（輸出入検疫中の犬等の飼養管理費を除く。）

第二 犬等の所有者の負担する費用

一 第四条の規定による登録の手續に要する費用

二 第五条及び第十三条の規定による犬の予防注射の費用

三 第六条及び第十八条の規定による犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用

四 第七条の規定による輸出入検疫中の犬等の飼養管理費

五 第八条の規定による届出に要する費用

六 第九条の規定による隔離及び指示により行つた処置に要した費用

(地方公務員法の特例)

第二十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれるため臨時的任用を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る職について当該各号に掲げる場合に行う臨時的任用については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第二項から第五項までの規定は、適用しない。

- 一 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について地方公務員法第二十二条第二項又は第五項の規定に基づく臨時的任用を行っている場合において、当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ、同条第二項後段又は第五項後段の規定により更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。
- 二 当該地方公共団体が特定の分野に関する職務に職員を従事させることにより、当該職員の資質の向上が図られ、ひいては当該構造改革特別区域における当該特定の分野に係る人材の育成が図られると認められる場合において、当該職務に係る職について一年を超えて臨時的任用を行うことが必要であるとき。
- 三 当該構造改革特別区域における住民の生活の向上、行政の効率化等を図るために行う当該構造改革特別区域における当該地方公共団体の事務及び事業の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数の改廃等に効率的かつ機動的に対処する必要がある場合において、その職について一年を超えて臨時的任用を行うことが特に必要であるとき。

【事業の名称】 地方公務員に係る臨時的任用事業

【現行制度の概要】

臨時的任用は正式任用の例外として、緊急の場合、臨時の職に関する場合等に限り、競争試験等による能力実証を経ることなく行うことができるとされており、その場合、任期は6月以内で、更新は1回のみできることとなっています（地方公務員法第22条第2項から第7項まで）。

【特例措置の内容】

構造改革特別区域（以下「特区」という。）における一定の事情にかんがみ、1年を超えた臨時的任用を行う必要性が認められる場合には、当該区域を設定した地方公共団体において、次のいずれかに該当するときに行う臨時的任用については、任期は6月以内で、採用した日から3年を超えない範囲内で更新できることとします。

- ① 既に、資格要件を必要とする職について臨時的任用を行っている場合において、

当該区域における人材の需給状況等にかんがみ、任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。

- ② 特定分野の職務に職員に従事させることにより、職員の資質の向上が図られ、もって当該区域における特定分野の人材育成に資する場合において1年を超えた臨時的任用が必要なとき。
- ③ 当該区域における住民の生活の向上等を図るため、事務事業の見直しに応じた業務量の一時的変化により生ずる職制の改廃等に対処する必要がある場合において1年を超えた臨時的任用が特に必要なとき。

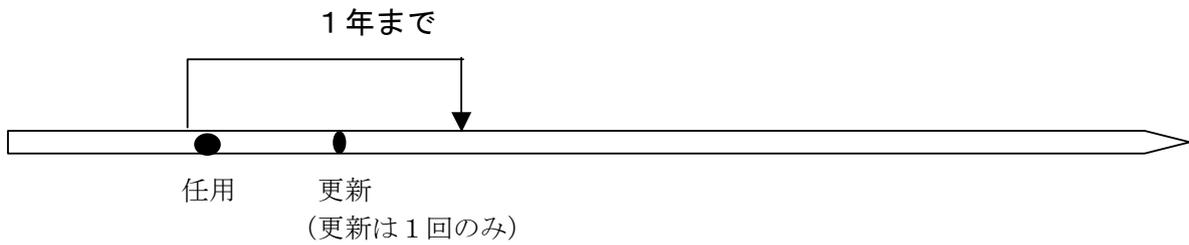
○ 現行制度との対比

	現 行	特例（一定の要件）
1回の任期	6月以内	6月以内
任用期間	1年以内（更新1回のみ）	3年以内（更新回数制限なし）

【趣旨】

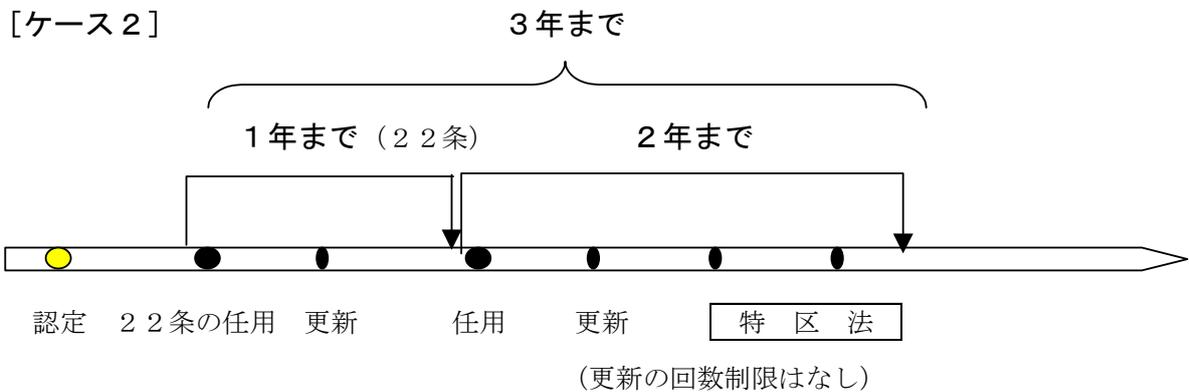
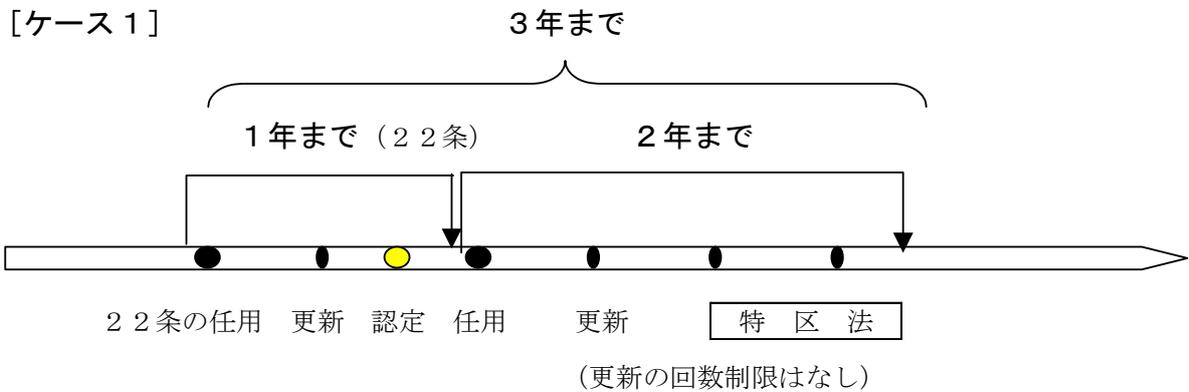
特区において、地方公共団体が地域固有の課題に即応した効率的かつ弾力的な人事行政を可能とするため、特例措置として、地方公務員の任用について、現行の臨時的任用の任期満了後に必要な資格を有する後任が確保できない場合等の一定の要件の下に、1年を超えた臨時的任用を認めるものです。

【 原 則(地方公務員法第22条第2項・第5項)】

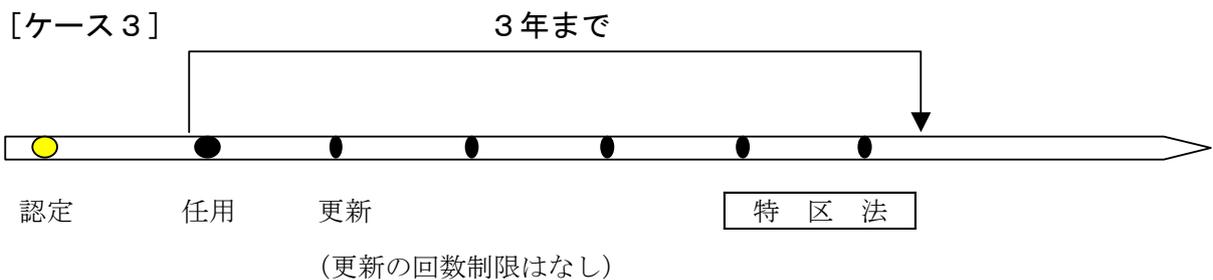


【 特 例 の イ メ ージ 】

○ 1号の場合



○ 2号、3号の場合



【説明】

1 「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第二項から第五項までの規定は、適用しない。」

特区における一定の事情にかんがみ、1年を超えた臨時的任用を行う必要性が認められる場合には、当該区域を設定した地方公共団体において、第1号から第3号までに定める要件に該当するときに行う臨時的任用については、地方公務員法第22条第2項から第5項までの規定を適用しないこととするものです。

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（条件附採用及び臨時的任用）

第二十二条（略）

- 2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
- 3 前項の場合において、人事委員会は、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めることができる。
- 4 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。
- 5 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
- 6・7（略）

2 「一 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について地方公務員法第二十二条第二項又は第五項の規定に基づく臨時的任用を行っている場合において、当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ、同条第二項後段又は第五項後段の規定により更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。」

第1号要件は、特区における人材の需給状況等にかんがみ、現行の臨時的任用の任期満了後において、必要な資格を有する後任が確保できない場合です。

例えば、保育業務等の需要が一時的に増大した場合に、保育士という専門職を必要なだけ配置しようとする、資格職ゆえに人材が必ずしも確保できない場合等が想定されます。

3 「二 当該地方公共団体が特定の分野に関する職務に職員に従事させることにより、当該職員の資質の向上が図られ、ひいては当該構造改革特別区域における当該特定の分野に係る人材の育成が図られると認められる場合において、当該職務に係る職について一年を超えて臨時的任用を行うことが必要であるとき。」

第2号要件は、実務に従事させることを通じて、特区における特定分野の人材育成に資すると認められる場合に、1年を超えた臨時的任用が必要なときです。

例えば、臨床研修が義務付けられている医師を公立病院において臨床研修医として受け入れる場合等が想定されます。

4 「三 当該構造改革特別区域における住民の生活の向上、行政の効率化等を図るために行う当該構造改革特別区域における当該地方公共団体の事務及び事業の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数の改廃等に効率的かつ機動的に対処する必要がある場合において、その職について一年を超えて臨時的任用を行うことが特に必要であるとき。」

第3号要件は、特区における事務事業の見直しに応じた一時的な組織又は定数の改廃等に対処する場合に、1年を超えた臨時的任用が特に必要なときです。

例えば、特定の地域において保育業務等の需要が急増するような場合、当該地域内における比較的余裕がある他の部門の組織や定数の改廃等と合わせて臨時的任用を弾力的に活用することにより、地域住民のニーズに効率的かつ機動的に対処するような場合等が想定されます。

2 前項の認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置くものにおいては、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下この条において同じ。）は、人事委員会規則で定めるところにより、当該認定に係る職について、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、採用した日（その職に同法第二十二条第二項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの項の規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第二項の規定に基づき採用した日）から三年を超えない範囲内に限り、六月を超えない期間で更新することができる。ただし、前項各号に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。

【説明】

本項は、特例措置に係る臨時的任用について、人事委員会を置く地方公共団体について定める規定であり、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、人事委員会の承認を得て、任期は6月以内で、採用した日（地方公務員法第22条第2項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの特例に基づき引き続き任用する場合にあっては、同項の規定に基づき採用した日）から3年を超えない範囲内で更新できることとするものです。

更新後の任用期間の上限を3年としたのは、地方公共団体において、有資格者等が一定のまとまりのある業務を遂行するために必要な期間として、概ね3年まで認めれば足りると考えられるためです。

なお、第1項第1号から第3号までに掲げる基準に該当しないときは、更新することはできませんので、更新の都度要件に合致しているかについて確認する必要があります。

3 前項の場合において、人事委員会は、必要に応じ、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めるものとする。

【説明】

資格要件とは、任用しようとする職の適格者を得るために必要に応じて、人事委員会が定めるものですが、例えば、第1項第1号における資格要件やその他任用しようとする職に必要な経験、経歴等が挙げられます。

4 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

【説明】

本項は、地方公務員法第22条第4項と同様の規定を設けたものですが、この規定により、具体的には、人事委員会は人事委員会の承認を得ることなく行われた臨時的任用や人事委員会が定める資格要件に合致しない臨時的任用を取り消すことができるほか、第1項各号に定める要件に反する臨時的任用などを取り消すことができることとなります。

5 第一項の認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置かないものにおいては、任命権者は、当該認定に係る職について、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、採用した日（その職に地方公務員法第二十二條第五項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの項の規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第五項の規定に基づき採用した日）から三年を超えない範囲内に限り、六月を超えない期間で更新することができる。ただし、第一項各号に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。

【説明】

本項は、特例措置に係る臨時的任用について、人事委員会を置かない団体について定める規定です。

なお、任用期間等の取扱いは、人事委員会を置く団体に関する規定（第2項）と同様です。

6 第一項の認定を申請する地方公共団体においては、任命権者は、第二項又は前項の規定による臨時的任用の適正な実施を確保するため、当該臨時的任用の状況

の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

本項は、今般の特例により、任用期間が最大で3年まで延長されることから臨時的任用が適正に実施、運用されることを確保するために、任命権者に対し臨時的任用の状況の公表その他の必要な措置を講ずることを求めるものです。

なお、「その他の必要な措置」として想定されるものの例として、以下の①～③があげられます。

① 適正な定数管理及び当該職員数の公表

臨時的任用職員については、職員定数の規定の適用が除外(地方自治法第17条第3項)されているところですが、今般の特例においては、任用期間が延長されることから、適正な運用の確保及び住民への説明責任という見地から、対外的にも分かるような形で今般の特例に係る職員数を公表することが必要であり、定数の別途管理や臨時的任用職員の数の公表を求めるものです。

② 職員の分限に関する条例の対象としての追加

地方公務員法第22条第2項等に基づく臨時的任用職員については、同法第28条等の分限の規定は適用されませんが、今般の特例においては、任用期間が延長されることから、身分保障の見地から、臨時的任用をされた職員の分限について条例で定めることができるとする同法第29条の2第2項に基づき、今般の特例により臨時的任用された職員について、この分限に関する条例を定めることを求めるものです。

③ 資格要件の制定

人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会は必要に応じて資格要件を定めることとしていますが、同様に、人事委員会を置かない地方公共団体においても、任用しようとする職の適格者を得るための資格要件を任命権者が定めるよう求めるものです。

(酒税法の特例)

第二十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者(以下この条及び別表第十八号において「特定農業者」という。)が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、次の各号に掲げる酒類を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者(内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画(第六条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に定められた同表第十八号に掲げる特定事業の実施主体である者に限る。以下この条において「認定計画特定農業者」という。)が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類(同表第十八号において「特定酒類」という。)を製造するため、当該各号に定める酒類の製造免許(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条及び次条において同じ。)を申請した場合には、酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定は、適用しない。

- 一 酒税法第三条第十三号(ニを除く。)に規定する果実酒(自ら生産した果実(これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。)以外の果実を原料としたものを除く。) 同条第十三号に規定する果実酒の製造免許
- 二 酒税法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒(米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。) 同条第十九号に規定するその他の醸造酒の製造免許

【事業の名称】 特定農業者による特定酒類の製造事業

【現行制度の概要】

酒税法では、酒税の適正かつ確実な課税を確保するため、酒類の製造について免許制を採用していますが、製造免許の要件の一つとして、採算性が取れるか等の観点から、製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が一定の数量に達しない場合には免許を受けることができないこととされています(最低製造数量基準)。

この最低製造数量基準は、納付すべき酒税相当額のほか、酒類の製造に要する設備投資などのコストを確実に回収するのに必要と考えられる水準です。

【特例措置の内容】

酒税法の特例は、地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域（以下「特区」という。）において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて認定を受けた特区について認められます。農家民宿等を経営する農業者が、その特区内の自己の酒類の製造場において、次の果実酒又はその他の醸造酒（以下「特定酒類」という。）を製造するため、果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を申請した場合には、この最低製造数量基準（果実酒、その他の醸造酒ともに6キロリットル）を適用しないこととするものです。

- (1) 酒税法第3条第13号（ニを除く。）に規定する果実酒（自ら生産した果実（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）以外の果実を原料としたものを除く。）
- (2) 酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒（米（※）、米こうじ及び水又は米（※）、水及び麦その他財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。）（いわゆる「どぶろく」）
※ 自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。

なお、本特例措置を活用して果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

酒税法（酒類製造免許の要件）の特例

【原則】 酒類の年間製造見込数量が一定数量（最低製造数量）に達しない場合は、製造免許を受けることができない。

【要件】

〔製造者〕 構造改革特別区域内で農家民宿や農園レストランなどを営む農業者
〔製造場所〕 構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場
〔製造する酒類〕 特定酒類に限る（原料の果実及び米については自ら生産したもの（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）に限る。）

【特例】 酒類製造免許に係る「最低製造数量基準」を適用しない。

（注）酒類製造免許に係る他の要件（過去に禁錮以上の刑に処せられていないか等）は、適用される。

【趣旨】

特区内で民宿等を営む農業者が、自ら生産した農産物を原料として、特定酒類を製造することを可能とすることにより、当該特区内で生産される農産物を用いた特定酒

類の提供を通じて地域の活性化を図ろうとするものです。

【説明】

次の要件を満たす場合には、酒類製造免許に係る「最低製造数量基準」は適用しないこととするものです。また、「最低製造数量基準」を不適用とする場合は、酒税法第12条第4号に規定する「3年間最低製造数量未達の場合」の取消要件を適用しないこととするものです。

- ① 製造者は、特区内で、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者（特定農業者）であり、かつ、実施主体として構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）に定められた者（認定計画特定農業者）であること。
- ② 製造する酒類は、特定酒類に限ること。（製造する特定酒類の原料及び製造方法等は、構造改革特別区域法に定められている原料及び製造方法等によるものであること。）
- ③ 特定酒類の製造は、特区内に所在する自己の酒類の製造場において行うものであること。

○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）

（酒類の定義及び種類）

第二条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

2 酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の四種類に分類する。

（その他の用語の定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十二 （略）

十三 果実酒 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のもの（ロからニまでに掲げるものについては、アルコール分が十五度以上のものその他政令で定めるものを除く。）をいう。

イ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの

ロ 果実又は果実及び水に糖類（政令で定めるものに限る。ハ及びニにおいて同じ。）を加えて発酵させたもの

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

ニ イからハまでに掲げる酒類にブランデー、アルコール若しくは政令で定めるスピリッツ（以下この号並びに次号ハ及びニにおいて「ブランデー等」という。）又は糖類、香料若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量（既に加えたブランデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量。次号ハにおいて同じ。）が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十を超えないものに限る。）

十四～十八 （略）

十九 その他の醸造酒 穀類、糖類その他の物品を原料として発酵させた酒類（第七号から前号までに掲げる酒類その他政令で定めるものを除く。）でアルコール分が二十度未満のもの（エキス分が二度以上のものに限る。）をいう。

二十～二十七 （略）

（酒類の製造免許）

第七条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目（第三条第七号から第二十三号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、こ

の限りでない。

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

一～六 (略)

七 果実酒 六キロリットル

八～十二 (略)

十三 その他の醸造酒 六キロリットル

十四～十七 (略)

3～6 (略)

(酒類の製造免許の取消し)

第十二条 酒類製造者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の製造免許を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 三年以上引き続き酒類の製造数量が第七条第二項に規定する数量に達しない場合。ただし、同条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。

五 (略)

○ 酒税法施行令(昭和三十七年政令第九十七号)

(果実酒の原料等)

第七条 法第三条第十三号に規定する政令で定める酒類は、次に掲げるものとする。

一 果実(果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含み、なつめやしの実を除く。以下この条において同じ。)又は果実及び水に糖類を加えて発酵させた酒類のうち、当該加えた糖類の重量(糖類を転化糖として換算した場合の重量をいう。以下この号及び次号において同じ。)が果実に含まれる糖類の重量を超えるもの

二 法第三条第十三号イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させた酒類のうち、当該加えた糖類の重量(同号ロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたものにあつては、当該酒類の原料として加えた糖類の重量を加えた重量)が同号イ又はロに掲げる酒類の原料となつた果実に含まれる糖類の重量を超えるもの

三 法第三条第十三号イからハまでに掲げる酒類にブランデー等(同号ニに規定するブランデー等をいう。)又は糖類、香料若しくは水を加えた酒類(以下この号において「ブランデー等混和酒類」という。)のうち、当該加えた糖類の重量が当該ブランデー等混和酒類の重量の百分の十を超えるもの

2 法第三条第十三号ロに規定する政令で定める糖類は、砂糖、ぶどう糖又は果糖とする。

3 法第三条第十三号ニに規定する政令で定めるスピリッツは、果実又は果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツとする。

(その他の醸造酒の範囲)

第八条 法第三条第十九号に規定する政令で定める酒類は、次に掲げるものとする。

一 アルコール以外の酒類を原料の一部としたもの

二 アルコールを原料の一部としたもので、アルコール分が十五度以上のもの又はその原料中アルコールの重量が水以外の原料の重量の百分の三十以上のもの

1 「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者」

この特例措置は、自ら生産した農産物を用いて酒類を製造し、農家民宿等において提供できるようにするとの提案を踏まえ、グリーンツーリズム(農村に滞在し余暇を過ごすこと)の推進を図るために、「構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図る」という趣旨で設けられたものです。

この趣旨にかんがみ、原料を自ら生産する農業者であり、かつ、特区を訪れる者

に対し、農家民宿などの旅館や料理飲食店で酒類を提供することを業とする者を特例措置の対象としているものです。

なお、この特例措置の対象者である「農業者」は、自ら農産物を生産できる者であることが必要ですが、個人、法人を問いません。また、「農業者」には、農業を経営する者のほか、

- ① 10アール（北海道では30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む者（以下「農業経営者」という。）の同居の親族又はその配偶者（その耕作に従事する日数が年間おおむね60日間に達しない者は除きます。）で、当該農業経営者の行う果実又は米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限ります。）
- ② 10アール（北海道では30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人（農地法第2条第3項に規定する農業生産法人をいいます。）の組合員、社員又は株主（その耕作に従事する日数が年間おおむね60日間に達しない者は除きます。）で、当該農業生産法人の行う果実又は米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限ります。）

が含まれます。

○ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。

○ 財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年財務省令第三十六号）

（特定酒類の原料）

第一条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める果実とする。

- 一 農業委員会等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）第八条第一項第一号に掲げる者（以下この条において「農業経営者」という。）の同居の親族又はその配偶者（同項第二号に掲げる者に限る。次項第一号において「同居親族等」という。）で、当該農業経営者の行う果実の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。）の場合 当該農業経営者が生産した当該果実
- 二 農業委員会等に関する法律第八条第一項第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人（農地法（昭和三十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。以下この条において同じ。）の組合員、社員又は株主（農業委員会等に関する法律第八条第一項第三号に掲げる者に限る。次項第二号において「組合員等」という。）で、当該農業生産法人の行う果実の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。）の場合 当該農業生産法人が生産した当該果実
- 三（略）

2 法第二十八条第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める米とする。

- 一 農業経営者の同居親族等で、当該農業経営者の行う米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。）の場合 当該農業経営者が生産した米
- 二 農業委員会等に関する法律第八条第一項第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員等で、当該農業生産法人の行う米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。）の場合 当該農業生産法人が生産した米

三 (略)

3 (略)

○ 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)

(委員の選挙権、被選挙権等)

第八条 農業委員会の区域内に住所を有する次に掲げる者で年齢二十年以上のものは、当該農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有する。

- 一 都府県にあつては十アール、北海道にあつては三十アール以上の農地につき耕作の業務を営む者
- 二 前号の者の同居の親族又はその配偶者(その耕作に従事する日数が農林水産省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。)
- 三 第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人(農地法第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。)の組合員、社員又は株主(その耕作に従事する日数が前号の農林水産省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。)

2~5 (略)

○ 農業委員会等に関する法律施行規則(昭和二十六年農林省令第二十三号)

(同居の親族等の耕作従事日数)

第一条の二 法第八条第一項第二号の農林水産省令で定める耕作に従事する日数は、年間おおむね六十日とする。

○ 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社(公開会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第五号に規定する公開会社をいう。)でないものに限る。以下同じ。)又は持分会社(同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。)で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。

- 一 その法人の主たる事業が農業(その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの、農業と併せ行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第七十二条の八第一項第一号の事業を含む。以下この項において同じ。)であること。
- 二 その法人の組合員、株主(自己の株式を保有している当該法人を除く。)又は社員(以下「構成員」という。)は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること(株式会社にあつては、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの(次に掲げる者の中に、その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があるときは、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの)、持分会社にあつては、次に掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの(次に掲げる者の中に、当該政令で定める者があるときは、次に掲げる者の数が社員の総数の二分の一未満であり、かつ、次に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの)に限る。))。
 - イ その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権(地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。)を移転した個人(その法人の構成員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後農林水産省令で定める一定期間内に構成員となり、引き続き構成員となっている個人以外のものを除く。)又はその一般承継人(農林水産省令で定めるものに限る。)
 - ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人
 - ハ その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し第三条第一項の許可を申請している個人(当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と認められる個人を含む。)
 - ニ その法人の行う農業に常時従事する者(前項各号に掲げる事由により一時的にその法人の行う農業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及び農林水産省令で定める一定期間内にその法人の行う農業に常時従事することとなることが確実と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。)
 - ホ その法人に農作業(農林水産省令で定めるものに限る。)の委託を行つている個人

へ その法人に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った同法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人

ト 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

チ その法人からその法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその法人の事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの

三 その法人の常時従事者たる構成員が理事等（農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。以下この号において同じ。）の数の過半を占め、かつ、その過半を占める理事等の過半数の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。

4 （略）

2 「酒税法第三条第十三号（ニを除く。）に規定する果実酒（自ら生産した果実（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）以外の果実を原料としたものを除く。）」

特例措置の適用を受けて製造することができる果実酒の原料や製造方法等について規定したものです。

(1) 「酒税法第3条第13号（ニを除く。）に定める果実酒」とは、次に掲げる酒類でアルコール分が20度未満のもの（ロ及びハについてはアルコール分が15度以上のものその他一定のものを除く。）です。

イ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの

ロ 果実又は果実及び水に糖類を加えて発酵させたもの

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類（政令で定めるものに限り、）を加えて発酵させたもの

これらの原料となる果実については、「自ら生産した果実以外の果実を原料としたもの」を除くことにより、特定農業者により生産されたものに限定することとしています。

(2) 「（ニを除く。）」とあるのは、酒税法第3条第13号ニに規定する果実酒は「イからハマまでに掲げる酒類にブランデー等又は糖類、香味料若しくは水を加えたもの」であり、こうした果実酒については、原料コスト等を考慮し、本特例措置に馴染まないものとして適用対象外としています。

(3) 「これに準ずるものとして財務省令で定めるもの」として、財務省令において

① 上記1①の農業経営者が生産した果実

② 上記1②の農業生産法人が生産した果実

③ 災害（冷害等）時において、自ら生産した果実に代えて他から入手した果実を規定しています。

○ 財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年財務省令第三十六号）

（特定酒類の原料）

第一条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める果実とする。

一 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第八条第一項第一号に掲げる者（以下この条において「農業経営者」という。）の同居の親族又はその配偶者（同項第二号に掲げる者に限る。次項第一号において「同居親族等」という。）で、当該農業経営者の行う果実の生産に従事する者（当該生産に従事する者であるこ

とについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業経営者が生産した当該果実

二 農業委員会等に関する法律第八条第一項第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。以下この条において同じ。)の組合員、社員又は株主(農業委員会等に関する法律第八条第一項第三号に掲げる者に限る。次項第二号において「組合員等」という。)で、当該農業生産法人の行う果実の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業生産法人が生産した当該果実

三 風水害、干害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害(以下この条及び第三条において「災害等」という。)により自ら生産した果実(前二号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める果実を含む。以下この号において同じ。)を原料として法第二十八条第一項第一号に掲げる酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により自ら生産した果実に被害を受けたことにつき地方公共団体(法第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下この条及び第三条において同じ。)の長から証明を受けた場合に限る。) 当該酒類の製造場の所在する構造改革特別区域(法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。)内において生産された当該果実(当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された当該果実を法第二十八条第一項第一号に掲げる酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該構造改革特別区域以外の地域において生産された当該果実を含む)

2・3 (略)

3 「酒税法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒(米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。)」

特例措置の適用を受けて製造することができるその他の醸造酒(いわゆる「どぶろく」)の原料や製造方法等について規定したものです。

(1) いわゆる「どぶろく」とは、次のものをいいます。

① 米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)、米こうじ及び水を原料として発酵させたもので、こさないもの

② 米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないもの

(注) 財務省令で定める物品とは、麦その他の穀類(米を除く。)、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいいます。

したがって、上記以外の原料を用いて酒類を製造した場合又は上記の製造方法以外の操作(こす又は蒸留する等)により酒類を製造した場合は、無免許製造となる場合があります。

(注) いわゆる「どぶろく」は、昭和37年改正前の酒税法において「濁酒」として分類・定義されていたことから、原料や製造方法はこれに倣って規定されています。

(2) 「これに準ずるものとして財務省令で定めるもの」として、財務省令において

① 上記1①の農業経営者が生産した米

② 上記1②の農業生産法人が生産した米

③ 災害(冷害等)時において、自ら生産した米に代えて他から入手した米を規定しています。

○ 財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年財務省令第三十六号）

（特定酒類の原料）

第一条（略）

- 2 法第二十八条第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める米とする。
 - 一 農業経営者の同居親族等で、当該農業経営者の行う米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。）の場合 当該農業経営者が生産した米
 - 二 農業委員会等に関する法律第八条第一項第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員等で、当該農業生産法人の行う米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。）の場合 当該農業生産法人が生産した米
 - 三 災害等により自ら生産した米（前二号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める米を含む。以下この号において同じ。）を原料として法第二十八条第一項第二号に掲げる酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により自ら生産した米に被害を受けたことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）
当該酒類の製造場の所在する構造改革特別区域内において生産された米（当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された米を同号に掲げる酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合にあつては、当該構造改革特別区域以外の地域において生産された米を含む。）
- 3 法第二十八条第一項第二号に規定する財務省令で定める物品は、麦その他の穀類（米を除く。）、でんぶん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすとする。

2 前項の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合においては、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の」とする。

【説明】

第1項の申請に基づき税務署長が果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を与える場合には、製造する酒類の範囲を第1項に規定する特例で認められた特定酒類に限る旨の条件を付することができるよう読替規定を置くものです。

これは、酒類の製造免許は、品目ごとに与えることとなっていますが、第1項の申請に基づき果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を与える場合においては、特例で認められた特定酒類に限定する必要があるためです。

○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）

（読替え前）

（製造免許等の条件）

第十一条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき条件を付することができる。

2（略）

(読替え後の特定酒類（果実酒）の製造免許の条件)

(製造免許等の条件)

第十一条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の条件を付することができる。

2 (略)

(読替え後の特定酒類（その他の醸造酒）の製造免許の条件)

(製造免許等の条件)

第十一条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件を付することができる。

2 (略)

3 第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が製造した同号に掲げる酒類は、当該酒類の製造免許を受けた者が同項の構造改革特別区域内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合その他これに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、販売してはならない。

【説明】

本特例措置を受けて製造される果実酒については、本特例措置により酒類の製造免許を受けた者が特区内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合その他これに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、販売してはならないこととしています。「財務省令で定める場合」とは、特定農業者が自己の製造場において飲用に供する場合です。

これは、本特例措置の趣旨が、農村への旅行者や宿泊客に対する特定酒類の提供を通じて地域の活性化を図ろうとするものであることから、その趣旨に即して提供することを担保するためのものです。

また、自己の営業場以外の場所で販売をする場合には、容器詰め、輸送等のコストがかかることとなり、採算性の観点から設けられている最低製造数量基準を適用しないこととした規定の趣旨に合わないと考えられるためです。

○ 財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年財務省令第三十六号）

(自己の営業場において飲用に供する場合に準ずる場合)

第二条 法第二十八条第三項に規定する財務省令で定める場合は、同条第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条において同じ。）を受けた者が法第二十八条第一項の構造改革特別区域内に所在する自己の製造場（当該製造免許を受けた製造場に限る。）において飲用に供する場合とする。

なお、いわゆる「どぶろく」については、そもそもその性質上、腐敗しやすいなど保存性に乏しく、また常温では容器に詰めた後も発酵が続き容器の破損の恐れもあるなど、一般の流通過程に乗りにくいものであり、自己の営業場において提供することが想定されるものであるため、本規定の対象外としています。

4 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合、同項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合又は同項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項の規定に違反した場合には、税務署長は、第一項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

【説明】

特区計画の認定が取り消された場合、第1項の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合又は第3項の規定に違反して果実酒を販売した場合には、税務署長は製造免許を取り消すことができる規定を設けるものです。

「認定計画特定農業者でなくなった場合」とは、例えば①農家民宿等を廃業した場合や農業者でなくなった場合や②特区計画の実施主体として定められなくなった場合が考えられます。

5 酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

【説明】

酒税法第7条第3項では、酒類の製造免許を受けた者等の最低製造数量基準の適用除外について規定されています。同項第3号は、果実酒の製造免許を受けた者がブランデーを製造する場合の規定ですが、本特例措置の適用を受けた者についてはこの規定を適用しないこととしています。

○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）

（酒類の製造免許）

第七条（略）

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

一～六（略）

七 果実酒 六キロリットル

八～十七（略）

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一・二（略）

三 果実酒又は甘味果実酒の製造免許を受けた者がブランデーを製造しようとする場合

四～七（略）

4～6（略）

第二十八条の二 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において生産される農産物、当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により当該漁場の区域を定めた漁業の免許について定められている地元地区又は関係地区の全部又は一部が当該構造改革特別区域に含まれるものをいう。）内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（第二号において「特区内農産物等」という。）であつて当該地域の特産物であるものを用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場（同号において「特区内自己製造場」という。）において次の各号に掲げる酒類（別表第十八号の二において「特産酒類」という。）を製造しようとする者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画（第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定められた同表第十八号の二に掲げる特定事業の実施主体である者に限る。以下この条において「認定計画特定事業者」という。）が、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定の適用については、同項第七号中「六キロリットル」とあるのは「二キロリットル」と、同項第十五号中「六キロリットル」とあるのは「一キロリットル」とする。

一 酒税法第三条第十三号（二を除く。）に規定する果実酒（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該構造改革特別区域内において生産されたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第十三号に規定する果実酒の製造免許

二 酒税法第三条第二十一号に規定するリキュール（酒類及び当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料の全部又は一部としたものであつて特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。） 同号に規定するリキュールの製造免許

【事業の名称】 特産酒類の製造事業

【現行制度の概要】

前条を参照ください。

【特例措置の内容】

酒税法の特例は、地方公共団体が、

①その設定する特区内において生産される農産物

②当該特区の周辺の漁場の区域（漁業法の規定により、漁業の免許について定められている地元地区又は関係地区の全部又は一部が当該特区内に含まれるものをいう。）

内において採捕若しくは養殖される水産物

③上記の①の農産物又は②の水産物を原材料として製造される加工品

（上記①、②又は③を、以下「特区内農産物等」という。）

であって当該地域の特産物であるものを用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて認定を受けた特区について認められます。その特区内の自己の酒類の製造場において、次の果実酒又はリキュール（以下「特産酒類」という。）を製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、果実酒については、「6キロリットル」を「2キロリットル」に、リキュールについては、「6キロリットル」を「1キロリットル」に引き下げることをとするものです。

（1）酒税法第3条第13号（ニを除く。）に規定する果実酒（地方公共団体の長が特産物として指定した果実（特区内で生産されたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）以外の果実を原料としたものを除く。）

（2）酒税法第3条第21号に規定するリキュール（酒類及び地方公共団体の長が特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料の全部又は一部としたものであって当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。）

なお、本特例措置を活用して果実酒又はリキュールの製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

【原則】 酒類の年間製造見込数量が一定数量（最低製造数量）に達しない場合は、製造免許を受けることができない。

【要件】

〔製造者〕 構造改革特別区域内で特産酒類を製造する者
〔製造場所〕 構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場
〔製造する酒類〕 特産酒類に限る（原料の果実及び農産物、水産物又は加工品は当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したもの（構造改革特別区域内等において生産等されたものに限る。）が必須。）

【特例】 酒類製造免許に係る「最低製造数量基準」を、果実酒については、「6キロリットル」を「2キロリットル」に、リキュールについては「6キロリットル」を「1キロリットル」に緩和する。

（注）酒類製造免許に係る他の要件（過去に禁錮以上の刑に処せられていないか等）は、適用される。

【趣旨】

本特例措置は、当該地域において、酒類の原料に適した特産物が生産されているという特性を活かして地域の活性化を図るため、特産酒類を製造することを可能にすることにより、特産酒類を当該地域への旅行者や宿泊客へ提供することはもとより、特産酒類の販売を通じて、当該特産品についての特区内外への宣伝や、当該地域の農産物等の利用拡大等につなげることににより、地域の活性化を図ろうとするものです。

【説明】

次の①から③の要件を満たす場合には、果実酒の製造免許に係る「最低製造数量基準」を2キロリットルに、リキュールの製造免許に係る「最低製造数量基準」を1キロリットルに引き下げることとするものです。また、「最低製造数量基準」を緩和する場合は、酒税法第12条第4号に規定する「3年間最低製造数量未達の場合」の取消要件を適用しないこととするものです。

- ① 製造者は、実施主体として構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）に定められた者（認定計画特定事業者）であること。
- ② 製造する酒類は、特産酒類に限ること。（製造する特産酒類の原料及び製造方法等は、構造改革特別区域法に定められている原料及び製造方法等によるものであること。）
- ③ 特産酒類の製造は、特区内に所在する自己の酒類の製造場において行うものであること。

○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）

（酒類の定義及び種類）

第二条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

2 酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の四種類に分類する。

（その他の用語の定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十二 （略）

十三 果実酒 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のもの（ロからニまでに掲げるものについては、アルコール分が十五度以上のものその他政令で定めるものを除く。）をいう。

イ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの

ロ 果実又は果実及び水に糖類（政令で定めるものに限る。ハ及びニにおいて同じ。）を加えて発酵させたもの

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

ニ イからハまでに掲げる酒類にブランデー、アルコール若しくは政令で定めるスピリッツ（以下この号並びに次号ハ及びニにおいて「ブランデー等」という。）又は糖類、香味料若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量（既に加えたブランデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量。次号ハにおいて同じ。）が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十を超えないものに限る。）

十四～二十 （略）

二十一 リキュール 酒類と糖類その他の物品（酒類を含む。）を原料とした酒類でエキス分が二度以上のもの（第七号から第十九号までに掲げる酒類、前条第一項に規定する溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のもの及びその性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものを除く。）をいう。

二十二～二十七 （略）

(酒類の製造免許)

第七条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目（第三条第七号から第二十三号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

一～六 (略)

七 果実酒 六キロリットル

八～十四 (略)

十五 リキュール 六キロリットル

十六・十七 (略)

3～6 (略)

(酒類の製造免許の取消し)

第十二条 酒類製造者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の製造免許を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 三年以上引き続き酒類の製造数量が第七条第二項に規定する数量に達しない場合。ただし、同条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。

五 (略)

○ 酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）

(みりんに類似する酒類)

第八条の二 法第三条第二十一号に規定するその性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものは、米及び米こうじを原料の一部として発酵させた酒類と木灰（木灰を原料の一部として製造した物品の原料となつた木灰を含む。第一号において同じ。）を原料の一部とした酒類（アルコール分が十五度未満でエキス分が十六度以上のものに限る。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 当該酒類の原料となつた木灰の重量が当該酒類一キロリットルにつき一キログラム以上であること。

二 水素イオン指数が五・五以上であること。

三 財務省令で定める方法により測定した場合における光を吸収する度合が〇・二以上であること。

1 「酒税法第三条第十三号（二を除く。）に規定する果実酒（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該構造改革特別区域内において生産されたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）以外の果実を原料としたものを除く。）」

特例措置の適用を受けて製造することができる果実酒の原料や製造方法等について規定したものです。

(1) これらの原料となる果実については、「当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該構造改革特別区域内において生産されたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）以外の果実」を除くことにより、特区内で生産された地域の特産物であるものに限定することとしています。

(2) 「酒税法第3条第13号（二を除く。）に規定する果実酒」については、前条第1項の解説中【説明】の2を参照下さい。

(3) 「これに準ずるものとして財務省令で定めるもの」として、財務省令において、

災害（冷害等）時において、特区内で生産された果実に代えて特区以外で生産された果実を規定しています。

- 財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年法律第三十六号）
（特産酒類の原料）

第三条 法第二十八条の二第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、災害等により当該構造改革特別区域内において生産された果実（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限り。）を原料として同号に掲げる酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された当該果実を同号に掲げる酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された当該果実とする。

2 （略）

- 2 「酒税法第三条第二十一号に規定するリキュール（酒類及び当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料の全部又は一部としたものであって特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。）」

特例措置の適用を受けて製造することができるリキュールの原料等について規定したものです。

- (1) 「酒税法第3条第21号に規定するリキュール」とは、「酒類と糖類その他の物品（酒類を含む。）を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの（酒税法第3条第7号から第19号までに掲げる酒類、溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの及びその性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものを除く。）」と定義されています。
- (2) 特例措置の適用を受けて製造できるリキュールにおいては、上記（1）の原料のうち、「酒類」及び「特区計画の認定を受けた地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）」を必須の原料とすることとした上で、このうち「酒類」については、製造コストを軽減する観点から、当該構造改革特区内に所在する自己の製造場で製造されたものを除くこととし、上記の必須の原料以外の原料については、特段の制約を設けないこととしています。
- (3) 「これに準ずるものとして財務省令で定めるもの」として、財務省令において、災害（冷害等）時において、特区内農産物等に代えて特区以外で生産等された農産物、水産物又は加工品を規定しています。

- 財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年法律第三十六号）
（特産酒類の原料）

第三条 （略）

2 法第二十八条の二第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、災害等により特区内農産物等（同項に規定する特区内農産物等をいい、当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限る。以下この項において同じ。）を原料として同号に掲げる酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該特区内農産物等を同号に掲げる酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された農作物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの、同項に規定する当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域以外の区域において採捕され若しくは養殖された水産物で当該特区内農産物と同一の種類のもの又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造された加工品で当該特区内農産物等と同一の種類のものとする。

2 前項の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合においては、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の二第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の二第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の」とする。

【説明】

第1項の申請に基づき税務署長が果実酒又はリキュールの製造免許を与える場合には、製造する酒類の範囲を第1項に規定する特例で認められた特産酒類に限る旨の条件を付することができるよう読替規定を置くものです。

これは、酒類の製造免許は、品目ごとに与えることとなっていますが、第1項の申請に基づき果実酒又はリキュールの製造免許を与える場合においては、特例で認められた特産酒類に限定する必要があるためです。

○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）

（読替え前）

（製造免許等の条件）

第十一条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき条件を付することができる。

2 （略）

（読替え後の特産酒類（果実酒）の製造免許の条件）

（製造免許等の条件）

第十一条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の二第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の条件を付することができる。

2 （略）

（読替え後の特産酒類（リキュール）の製造免許の条件）

（製造免許等の条件）

第十一条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の二第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件を付することができる。

2 （略）

3 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合又は同項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合には、税務署長は、同項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

【説明】

特区計画の認定が取り消された場合又は第1項の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合には、税務署長は製造免許を取り消すことができる規定を設けるものです。

「認定計画特定事業者でなくなった場合」とは、例えば、特区計画の実施主体として定められなくなった場合が考えられます。

4 酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

【説明】

酒税法第7条第3項では、酒類の製造免許を受けた者等の最低製造数量基準の適用除外について規定されています。同項第3号は、果実酒の製造免許を受けた者がブランデーを製造する場合の規定ですが、本特例措置の適用を受けた者についてはこの規定を適用しないこととしています。

○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）

（酒類の製造免許）

第七条 （略）

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

一～六 （略）

七 果実酒 六キロリットル

八～十七 （略）

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一・二 (略)

三 果実酒又は甘味果実酒の製造免許を受けた者がブランデーを製造しようとする場合

四～七 (略)

4～6 (略)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例)

第二十九条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校（学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学を除く。）及び社会教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十条に規定する教育機関のうち社会教育に関するものをいう。）（以下この条において「学校等」という。）の校舎その他の施設（以下この条及び別表第十九号において「学校等施設」という。）並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設（以下この項において単に「公の施設」という。）の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校等施設及び公の施設の一体的な利用（学校等施設を学校教育及び社会教育の目的以外の目的に使用することを含む。）又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条及び第二十四条の規定にかかわらず、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校等施設については、同法第二十八条の規定は、適用しない。

【事業の名称】 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業

【現行制度の概要】

教育委員会は、教育の政治的中立性や継続性・安定性を確保するとともに、多様な民意を反映するための組織であり、地方における教育行政の中心となっています。

このため、学校及び社会教育機関（以下「学校等」という。）の施設（以下「学校等施設」という。）の管理及び整備に関する事務も教育委員会が担うこととなっており、地方公共団体の長の権限として行うことは認められていません。

【特例措置の内容】

地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することについて、当該地方公共団体が、学校等施設及び公の施設の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、学校等施設及び公の施設の一体的な利用又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定の日以後は、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができます。

この際、認定を受けた地方公共団体の長は、学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

また、上記の規則を制定し、又は改廃しようとするときにも、認定を受けた地方公共

団体の長は、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

【趣旨】

学校等施設と他の公の施設の一体的な管理や整備をすることにより、例えば、学校施設の複合化や余裕教室の活用の促進、計画的な施設整備の推進が期待される場合に、構造改革特別区域において、教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理及び整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを認めるものです。

【説明】

1 「校舎その他の施設」について

学校に関しては校舎のほか、運動場、プール、体育館、給食施設等を、社会教育機関に関しては公民館のほか、図書館、博物館等の施設を指します。

2 「利用及び配置の状況」について

「利用の状況」としては、学校等施設については余裕教室が十分に活用されているか、公の施設については住民のニーズが十分に満たされているかなどが挙げられます。

また、「配置の状況」としては、どのような学校等施設や公の施設がどこに配置されているか、複合化されていたり隣接して配置されていたりするかなど一体的に利用を図る必要があるか、全体として住民のニーズを十分満たすものとしての配置状況になっているかなどが挙げられます。

3 「その他の地域の事情」について

例えば、将来的な児童等の減少や増加を見越して学校等施設の整備を緊急的に行わなければならない場合など、地方公共団体の長が一体的に事務を行うことが適切と考えられる事情が想定されます。

4 「学校等施設の管理及び整備に関する事務」について

「学校等施設の管理に関する事務」としては、例えば、目的外使用の許可、維持修繕、安全点検、清掃などの事務が挙げられます。

また、「学校等施設の整備に関する事務」としては、例えば、施設の整備に係る計画の策定（整備目標の設定など）、施設の設計・整備事業の実施、施設の複合化に係る施設の設計・整備事業の実施などの事務が挙げられます（学校等施設の設置そのものに係る事務は含まれません。）。

5 「学校等施設及び公の施設の一体的な利用」について

例えば、学校等施設に余裕教室が生じている場合にこれを公の施設として活用し、複合施設として一体的に利用する場合や、学校等施設と公の施設が隣接して設置されている場合にこれらを一体的に利用する場合などにおいて、学校等施設を学校教育及び社会教育の目的に使用することだけでなく、高齢者との交流スペースなど教育以外の目的に使用する場合も想定されます。

6 「これらの総合的な整備」について

例えば、学校等施設と公の施設について一体的な計画を策定するなど総合的な整備を行うことが想定されます。

- 7 「学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがない」について
例えば、学校等施設と他の公の施設の複合化を行う場合には、複合化する公の施設について教育活動への悪影響を及ぼすような施設は避けるべきであり、また、学校等施設と他の公の施設の整備計画を一体として策定する場合にも、その地域における教育内容に関わる施策と学校等施設の整備は、食い違いをきたさないように行われるべきであると考えられます。
- 8 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条及び第二十四条の規定にかかわらず」について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条には教育委員会の、また、同法第24条には地方公共団体の長の職務権限が規定されています。
今回、特例措置により、本来、教育委員会の所管に属する学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を地方公共団体の長が行うことができるものとするため、同法第23条及び第24条の規定の特例となることを明記したものです。
- 9 「第二十八条の規定は適用しない」について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育財産の取得及び処分は地方公共団体の長の権限とされている一方、その管理及び整備は教育委員会の権限とされています。
同法第28条は教育財産の取得及び処分と管理を担う主体が異なることを踏まえた調整のための規定であり、今回の特例措置により、地方公共団体の長に権限移譲される場合には、地方公共団体の長が一元的に学校等施設の取得、処分、管理及び整備を担うこととなるため、当該学校等施設については同条の適用を除外するものです。

2 前項の認定を受けた地方公共団体の長は、同項の規定により管理し、及び執行する学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

【説明】

- 1 「学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるもの」について
学校施設等の管理及び整備に関する事務のうち、整備計画の策定や施設の設計など、教育内容や指導方法の変化に応じて実施する必要があるものや、目的外使用の許可など、学校等における教育活動への支障の有無について十分に考慮を行う必要があるものについては、「学校等における教育活動と密接な関連を有するもの」と考えられるため、このような事務については教育委員会の意見を聴く必要があります。
一方で、維持修繕や安全点検、さらには清掃などの継続的かつ日常的に行われるような事務については、学校等における教育活動に大きな影響を与えることは想定されないことから、このような事務についても意見を聴くこととすることは、効率的な事務の遂行等の観点より不要であると考えられます。
しかしながら、どのような事務が当該地域の学校等における教育活動と密接な関連を有し、教育委員会の意見を聴くこととすべきかについては、権限移譲の対象となる

事務の内容や地域の実情等が影響する部分も少なくないため、一律の基準をもって区分することは困難です。

したがって、学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち、学校等における教育活動と密接な関連を有するものであると各地域の実情等を踏まえて各地方公共団体が判断し、規則で定めたものについて教育委員会の意見を聴くこととしています。

2 「当該地方公共団体の規則で定めるところにより」について

教育委員会の意見を反映させる上では、企画立案や調整等、個々の事務について管理し、及び執行する際に、教育委員会の意見をそれぞれ聴くことが望ましいですが、一方で、個々の事務についてすべての段階で一律に意見を聴くこととするのも迅速な行政運営等の観点から非効率であると考えられます。

したがって、具体的な意見聴取の時期、手続等についても、各地方の実情等を踏まえて各地方公共団体が判断し、規則において定めることとしています。

3 第一項の認定を受けた地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

【説明】

第2項の規則の制定又は改廃に際しては、教育活動を担う教育委員会の意見を踏まえる必要があることから、あらかじめ、地方公共団体の長が教育委員会の意見を聴くことを規定することとしています。

4 第一項の規定により地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行する場合における社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第四十四条第二項及び学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）第二条第三項の規定の適用については、同法第四十四条第二項中「教育委員会又は」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校にあつては、当該地方公共団体の長）又は」と、「教育委員会を」とあるのは「教育委員会（同条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する学校にあつては、当該地方公共団体の長）を」と、同令第二条第三項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校にあつては、当該地方公共団体の長）」とする。

【説明】

社会教育法第44条第2項及び学校施設の確保に関する政令第2条第3項の規定において、大学以外の公立学校の管理機関については、「教育委員会」として具体的に規定されています。

しかし、本特例措置が適用される構造改革特別区域においては、学校施設等の管理及び整備に関する事務の全部又は一部について地方公共団体の長に移譲することができる

こととされます。このため、管理に関する事務を含めて移譲する場合においては、「地方公共団体の長」が管理機関となることから、読替規定を設けています。

○ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

第四十四条 （略）

- 2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第四十八条第一項において同じ。）の理事長、大学以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校にあつては、当該地方公共団体の長）又は公立大学法人の理事長、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会（同条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する学校にあつては、当該地方公共団体の長）をいう。

○ 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

第二条 （略）

2 （略）

- 3 この政令において「管理者」とは、公立の大学にあつては設置者である地方公共団体の長、大学以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長が管理する同項の学校施設にあつては、当該地方公共団体の長）をいう。

(老人福祉法の特例)

第三十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であって、当該区域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条及び別表第二十号において同じ。）の入所定員の総数が、同法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この条において同じ。）において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者をいい、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。

【事業の名称】 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業

【現行制度の概要】

特別養護老人ホームの経営は第1種社会福祉事業（社会福祉法第2条第2項第3号）とされており、社会福祉法においては、社会福祉法人以外の民間事業者が第1種社会福祉事業を行うことは、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）の許可を受ければ可能とされています（社会福祉法第62条第2項）。しかし、特別養護老人ホームは、常時の介護が必要で在宅ではこれを受けることが困難な高齢者のための入所施設であり、こうした利用者の保護を図るためには、長期間、安定した経営を行いながら介護サービスを提供する必要があることなどから、老人福祉法において、その経営主体を自治体と社会福祉法人に限定しています。

【特例措置の内容】

特別養護老人ホームについては、各都道府県が作成する老人福祉計画において、老人保健福祉圏域（介護保険法第118条第2項第1号の規定により当該都道府県が定める区域。平成18年10月1日現在、全国で352。）ごとに必要入所定員総数を定めており、これに向かって計画的な整備が行われています。

構造改革特別区域（以下「特区」という。）として認定を受けた場合には、都道府県老人福祉計画に照らして特別養護老人ホームの整備量が必要入所定員総数に達していない老人保健福祉圏域において、地域の介護ニーズを把握しその整備に一定の責任を負う自治体が主導し、かつ、十分関与できる形で、自治体及び社会福祉法人以外の主体にも特別養護老人ホームの経営が認められます。

この特例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく選定事業者である法人が特別養護老人ホームを設置することを認めるものです。

構造改革特別区域法における老人福祉法の特例措置の体系

	特区法第30条の特例措置	老人福祉法第15条		
設置運営	PFI法に基づく選定事業者である法人	社会福祉法人	地方公共団体	
	PFI法に基づく選定事業者である法人	社会福祉法人	地方公共団体	社会福祉法人等（※）
分類	民設民営		公設公営	公設民営

（※）地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者

【趣旨】

現在、都市部を中心として、特別養護老人ホームへの入所希望者が増加している状況にあり、真に入所の必要性がある方の数を正確に見込んだ上で、このような状況に適切に対応していくことが求められています。

このため、特区として認定を受けた場合には、特別養護老人ホームの整備量が必要入所定員総数に達していない老人保健福祉圏域において、自治体及び社会福祉法人以外の主体にも特別養護老人ホームの経営を認めることにより、多様なサービス提供主体によって、地域の介護ニーズを充足することを可能とするものです。

なお、特別養護老人ホームは、常時の介護が必要で在宅ではこれを受けることが困難な高齢者のための入所施設ですので、こうした利用者の保護の観点に立ち、自治体が主導し、かつ、十分関与できる方式であるPFI方式に限って

認めることとしています。

【説明】

- 1 「特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であって、当該区域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条及び別表第二十号において同じ。）の入所定員の総数が、同法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この条において同じ。）において特別養護老人ホームの設置を促進する必要がある」

特別養護老人ホームの整備については、各都道府県が作成する老人福祉計画において、老人保健福祉圏域ごとに必要入所定員総数を定めています。特別養護老人ホームの入所定員総数がこの必要入所定員総数を下回る区域において、株式会社等の参入によって特別養護老人ホームの設置を促進し、地域の介護ニーズを充足する必要があることを要件とするものです。

- 2 「選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者をいい、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）である法人」

特区において自治体及び社会福祉法人以外の主体に特別養護老人ホームの経営を認めるに当たっても、利用者保護の観点から自治体が主導し、かつ、十分関与できる方式とすることが必要であり、その一つとして本条ではPFI方式による場合を想定しています。

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

- 5 この法律において「選定事業者」とは、第七条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。

（特定事業の選定）

第六条 公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

（民間事業者の選定等）

第七条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

2（略）

3 「老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる」

P F I 法に基づく選定事業者である法人が、特別養護老人ホームを設置するには、都道府県知事等の認可が必要であることを定めたものです。

2 都道府県知事は、前項の認可の申請があったときは、老人福祉法第十七条第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

- 一 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。
- 二 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。
- 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。
- 四 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- 五 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。

3 都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、第一項の認可を与えなければならない。

4 都道府県知事は、前項の認可を与えるに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

【説明】

1 P F I 法に基づく選定事業者である法人から、特別養護老人ホームの設置認可の申請があったときの都道府県知事等の審査等について規定したものです。

2 第2項本文前段は、市町村や社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームと同様に、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（老人福祉法第17条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準）を満たしているかどうか、審査基準の1つであることを述べたものです。

3 また、都道府県知事等は、第2項第1号から第5号までに掲げる基準に従って審査を行うほか、認可を与えるに当たっては、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができることとするものです。

5 老人福祉法第十五条第六項、第十五条の二第二項、第十六条第三項及び第四項、第十九条並びに附則第七条の規定の適用については、選定事業者である法人を社会福祉法人とみなす。この場合において、同法第十五条第六項中「第四項の認可の」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十条第一項の認可の」と、同項及び附則第七条第一項中「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地」とあるのは「特別養護老人ホームの所在地」と、「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員」とあるのは「特別養護老人ホームの入所定員」と、同法第十五条第六項中「、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、」とあるのは「当該申請に係る特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」と、「第四項の認可を」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項の認可を」と、同法第十五条の二第二項中「前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項」と、同法第十六条第四項中「第十五条第六項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用する第十五条第六項」と、同項、第十九条及び附則第七条中「養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム」とあるのは「特別養護老人ホーム」と、同法第十九条第一項及び附則第七条第一項中「第十五条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項」と、同法第十九条第二項及び附則第七条第二項中「前項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用する前項」と、同法附則第七条第一項中「、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、」とあるのは「当該特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認める

とき」と読み替えるものとする。

【説明】

P F I法に基づく選定事業者である法人が特別養護老人ホームを設置できることとしたことに伴い、社会福祉法人に適用される特別養護老人ホームに係る規定について、P F I法に基づく選定事業者である法人を社会福祉法人とみなしてこれを適用するとともに、所要の読替規定を整備するものです。

構造改革特別区域法 読替え表 (第三十条第五項関係)
 ○老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号) 抄

(注) 傍線は読替部分を示す。

読替之後	読替之前
<p>(施設の設置) 第十五条 (略) 2 5 (略) 6 都道府県知事は、構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第三十条第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る特別養護老人ホームの所在地を含む区域(介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における特別養護老人ホームの入所定員の総数が当該申請に係る特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるときその他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、構造改革特別区域法第三十条第一項の認可をしないことができる。</p> <p>(変更) 第十五条の二 (略) 2 構造改革特別区域法第三十条第一項の規定による認可を受けた者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加) 第十六条 (略) 2・3 (略) 4 構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用する第十五条第六項の規定は、前項の規定により社会福祉法人が特</p>	<p>(施設の設置) 第十五条 (略) 2 5 (略) 6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域(介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。</p> <p>(変更) 第十五条の二 (略) 2 前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項の規定による認可を受けた者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加) 第十六条 (略) 2・3 (略) 4 第十五条第六項の規定は、前項の規定により社会福祉法人が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員の増加の認可の申請</p>

別養護老人ホームの入所定員の増加の認可の申請をした場合について準用する。

第十九条 都道府県知事は、特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分と違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は構造改革特別区域法第三十条第一項の規定による認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用する前項の規定により、特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

附則

(養護老人ホーム等の設置等に係る中核市の長に対する助言等)

第七条 都道府県知事は、当分の間、構造改革特別区域法第三十条第一項の規定により社会福祉法人が中核市の区域内に特別養護老人ホームを設置しようとする場合において、当該特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における特別養護老人ホームの入所定員の総数が当該特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるときその他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当中核市の長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

2 構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用

をした場合について準用する。

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分と違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

附則

(養護老人ホーム等の設置等に係る中核市の長に対する助言等)

第七条 都道府県知事は、当分の間、第十五条第四項の規定により社会福祉法人が中核市の区域内に養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置しようとする場合において、当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当中核市の長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

2 前項の規定は、社会福祉法人が中核市の区域内に設置した養護老

する前項の規定は、社会福祉法人が中核市の区域内に設置した特別養護老人ホームの入所定員を増加しようとする場合について準用する。

人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員を増加しようとする場合について準用する。

(河川法及び電気事業法の特例等)

第三十一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による許可(以下この条において「河川法第二十三条等の許可」という。)を受けた水利使用(流水の占有又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占有のためのものの新築若しくは改築をいう。以下この条において同じ。)のために取水した流水のみを利用する水力発電事業(以下この条及び別表第二十一号において「特定水力発電事業」という。)を実施し又はその実施を促進することが、環境に配慮した地域の活性化を図るため必要であると認めて、次に掲げるところにより内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る特定水力発電事業については、第七項から第十三項までの規定を適用する。

一 当該認定の申請に、第四条第七項(第六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する意見の概要のほか、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものであること。

イ 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関する計画(国土交通省令で定める事項が定められたものに限る。以下この条において「特定水利使用計画」という。)

ロ 当該特定水力発電事業が利用する流水に係る河川法第二十三条等の許可を受けた水利使用の内容(国土交通省令で定める事項が記載されたものに限る。)

ハ 次号の規定による協議の概要

二 地方公共団体が、当該認定の申請に先立ち、特定水力発電事業に関し必要な協議を行うための協議会(以下この条及び別表第二十一号において単に「協議会」という。)を組織し、当該協議会において当該特定水力発電事業に係る特定水利使用計画が協議されていること。

【事業の名称】 特定水力発電事業

【現行制度の概要】

河川法においては、水利使用(流水の占有又は河川法第26条第1項に規定する工作物で流水の占有のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)に関し河川法第23条、第24条又は第26条第1項の許可(「河川法第23条等の許可」という。)の処分をしようとするときは、河川管理者等に関係機関への協議・意見聴取等が義務付けられています。

【特例措置の内容】

認定申請を行う構造改革特別区域計画に係る河川法第23条等の許可を受けた水利使用のために取水した流水のみを利用する水力発電事業（いわゆる「従属発電」。以下、「特定水力発電事業」という。）に係る水利使用については、河川法及び電気事業法の手続と同様の調整を行うために必要な代替措置を満たす場合において、関係機関への協議・意見聴取等の手続について実施することを要しないこととします。

【趣旨】

今回、環境に配慮した地域の活性化を図る観点から、治水上の影響や新たな環境負荷が少ない従属発電について、手続の簡素化等を図るものです。

【説明】

次の要件を満たす場合には、手続の簡素化等を図るものです。

- ① 特定水力発電事業に係る水利使用に関する計画（以下「特定水利使用計画」という。）及び当該特定水力発電事業が利用する流水に係る水利使用の内容を記載した書類等を認定の申請に添付していること
- ② 河川管理者を構成員とする協議会が組織され、当該協議会において、特定水利使用計画が協議されていること

特定水利使用計画の内容については、書面に記載する事項等を国土交通省令で定めることを想定しています。

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

（流水の占用の許可）

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土地の占用の許可）

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（工作物の新築等の許可）

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2～5 （略）

（この法律の規定を準用する河川）

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これら

の規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 前項の地方公共団体

二 特定水力発電事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

三 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第二十三条等の許可を行う河川管理者（河川法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。第九項及び第十三項において同じ。）

【説明】

特定水力発電事業に係る構造改革特別区域計画の認定を申請する地方公共団体は、事前に以下の者を構成員とする協議会を組織し、当該特定水力発電事業に係る特定水利使用計画について協議することとします。

(1) 構造改革特別区域計画の認定を申請する地方公共団体

(2) 特定水力発電事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

具体的には特定水力発電事業の実施主体である民間事業者等が想定される。

(3) 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第23条等の許可を行う河川管理者等

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

（一級河川の管理）

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3・4 （略）

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。

6・7 （略）

(二級河川の管理)

第十条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

2～4 (略)

3 第一項第二号の規定により協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し密接な関係を有する者
- 二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

【説明】

協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、協議会に、以下の者を構成員として加えることができることとします。

- (1) 当該特定水力発電事業に係る特定発電水利使用に関し密接な関係を有する者
具体的には、河川法第36条の関係地方公共団体の長、同法第38条の関係河川使用者などが想定されます。
- (2) その他当該地方公共団体が必要と認める者
特定水力発電事業に知見を有する有識者などが想定されます。

なお、特定発電水利使用の許可を円滑かつ迅速に進める観点からは、特に(1)の者が協議会の構成員となっていることが重要です。

4 地方公共団体は、第一項第二号の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

【説明】

地方公共団体は、協議会を組織したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならないこととしています。公表する事項については、協議会の構成員の氏名又は名称、特定水力発電事業に関する事項等を、公表方法については、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用等を、国土交通省令で定めることを想定しています。

5 第三項第一号に掲げる者であって協議会の構成員でないものは、第一項第二号

の規定により協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

【説明】

関係河川使用者など法31条第3項に掲げる者であって協議会の構成員でないものは、協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができることとします。

6 前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

【説明】

第5項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならないこととします。

7 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用（第一項の認定を受けた構造改革特別区域計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のものに限る。以下この条において「特定発電水利使用」という。）に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。

【説明】

河川法第35条では、国土交通大臣が一定規模以上の水利使用に関する許可等の処分をしようとするときは、当該行政機関の長に協議することとされています。

内閣総理大臣が、特定水力発電事業に関する構造改革特別区域計画の認定を行う際には、法第4条第10項の規定により、関係行政機関の長の同意を得ることとなります。今回、当該認定の申請書に特定水利使用計画等を添付することとすることにより、関係行政機関の長は、当該特定水利使用計画等の内容を確認することができることから、河川法第35条の規定による協議を不要としています。

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

（関係行政機関の長との協議）

第三十五条 国土交通大臣は、水利使用（流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）に関し、第二十三条、第二十四条若しくは第二十六条

第一項の許可又は前条第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、関係行政機関の長に協議しなければならない。これらの規定による許可に関し第七十五条の規定による処分をしようとするとき、又は都道府県知事が第七十九条第二項第四号の同意の申請をした場合においてその申請に対する処分をしようとするときも、同様とする。

2 (略)

○ 河川法施行令(昭和四十年二月十一日政令第十四号)

(都道府県知事又は指定都市の長による指定区間内の一級河川の管理)

第二条 法第九条第二項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事が行うこととされる管理は、次に掲げるもの以外のものとする。

一・二 (略)

三 水利使用で次に掲げるもの(以下「特定水利使用」という。)に関し、法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項、第三十四条第一項及び第五十三条の二の規定による権限を行うこと。

イ 発電のためにするもの。ただし、当該発電が、次に掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたもののために取水した流水のみを利用するものである場合を除く。

(1) 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル未満の水利使用であつて給水人口が一万人未満の水道のためにするもの

(2) 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル未満の鉱工業用水道のためにするもの

(3) 取水量が一秒につき最大一立方メートル未満の水利使用であつてかんがい面積が三百ヘクタール未満のかんがいのためにするもの

(4) 発電、水道、鉱工業用水道又はかんがい以外のためにするもの

ロ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上又は給水人口が一万人以上の水道のためにするもの

ハ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上の鉱工業用水道のためにするもの

ニ 取水量が一秒につき最大一立方メートル以上又はかんがい面積が三百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの

四～七 (略)

2・3 (略)

(関係行政機関の長との協議を要しない水利使用)

第十九条 法第三十五条第一項の政令で定める流水の占用は、特定水利使用に係るもの以外のものとする。

8 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川(河川法第五条第一項に規定する二級河川をいう。以下この条において同じ。)の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第三十六条第一項から第四項までの規定にかかわらず、協議会を構成する都道府県知事又は市町村長の意見を

聴くことを要しない。

【説明】

河川法第36条では、一定規模以上の水利使用に関する処分について、国土交通大臣がこれを行う場合は関係都道府県知事の、都道府県知事が二級河川についてこれを行う場合は関係市町村長の意見を、それぞれ聴くものとされています。(指定都市の長が指定区間内の一級河川又は二級河川の管理を行う場合についても、一定規模以上の水利使用に関する処分については、上記と同様に、関係地方公共団体の長の意見聴取を行うこととされています。)

今回、上記関係地方公共団体の長が協議会の構成員である場合には、当該協議会において関係地方公共団体の長の意見を聴取することが可能であることから、河川法第36条の規定による意見聴取を不要としています。

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

（二級河川）

第五条 この法律において「二級河川」とは、前条第一項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2～7 （略）

（関係地方公共団体の長の意見の聴取）

第三十六条 国土交通大臣は、水利使用に関し、第二十三条、第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可又は第三十四条第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が前条第一項の政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。これらの規定による許可に関し第七十五条の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第二十三条又は第二十六条第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 指定都市の長は、水利使用に関し、第九条第五項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 指定都市の長は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第二十三条又は第二十六条第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5 （略）

○ 河川法施行令（昭和四十年二月十一日政令第十四号）

（関係市町村長の意見をきかなければならない水利使用）

第二十条 法第三十六条第二項の水利使用で政令で定めるものは、特定水利使用とする。

（関係都道府県知事の意見を聴かなければならない一級河川の管理）

第二十条の二 法第三十六条第三項の一級河川の管理で政令で定めるものは、特定水利使用以外の水利使用で次に掲げるものに関する法第二十三条又は第二十六条第一項の規定による処分とする。

一 取水量が一日につき最大千二百立方メートル以上又は給水人口が五千人以上の水道のためにするもの

- 二 取水量が一秒につき最大〇・三立方メートル以上又はかんがい面積が百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの
 - 三 取水量が一日につき最大千二百立方メートル以上の水利使用であつて発電、水道又はかんがい以外のためにするもの
 - 四 前三号に掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたものために取水した流水のみを利用する発電のためにするもの
- (関係都道府県知事等の意見を聴かなければならない水利使用)

第二十条の三 法第三十六条第四項の水利使用で政令で定めるものは、特定水利使用とする。

9 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があつたときは、同法第三十八条の規定にかかわらず、協議会を構成する者であつて当該協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに対しては、同条に規定する通知をすることを要しない。

【説明】

河川法第38条では、水利使用の許可の申請があつたときは、河川管理者は、当該申請が却下すべきものである場合を除いて、申請の概要を関係河川使用者のうち当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて同意をした者以外の者に対して通知しなければならないとされています。

しかしながら、同一の内容の水利使用について同意しているのであれば、当該水利使用の許可申請を行う場合に、改めて同意を得る等の手続を要することとする必要はないと考えられるため、今回、協議会の構成員である関係河川使用者であつて当該協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに対しては、河川法第38条の規定による通知を不要とします。

なお、第31条第9項は、このような協議会の「場」で、「協議事項に関する事項」（特定水利使用計画）について、協議会という組織としてではなくても、「特定の者」が「同意」した場合には、河川法第38条の通知を要しないという「効果」が発生するものです。

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

(水利使用の申請があつた場合の通知)

第三十八条 河川管理者は、水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があつた場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第二十三条から第二十九条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に関し権利を有する者（以下「関係河川使用者」と総称する。）に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うこと

について同意をした者については、この限りでない。

○ 河川法施行令（昭和四十年二月十一日政令第十四号）

（河川に関し権利を有する者）

第二十一条 法第三十八条の政令で定める河川に関し権利を有する者は、漁業権者及び入漁権者とする。

10 都道府県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第七十九条の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得ることを要しない。

【説明】

河川法第79条では、一定規模以上の水利使用に関する処分について、指定区間内の一級河川において都道府県知事が行う場合は国土交通大臣の認可を受け、二級河川において都道府県知事が行う場合は国土交通大臣に協議してその同意を得なければならないとされています。

今回、法第31条第7項と同様に、国土交通大臣については、法第4条第10項の規定による同意を得ることから、河川法第79条の規定による認可等を不要とします。

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

（国土交通大臣の認可等）

第七十九条 都道府県知事は、第九条第二項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、その管理する二級河川について、第一号又は第四号に該当する場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、第二号又は第三号に該当する場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。

一～三 （略）

四 政令で定める水利使用に関し、第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項、第二十九条若しくは第三十四条第一項の規定による処分又はこれらの処分に係る第七十五条の処分をしようとする場合

○ 河川法施行令（昭和四十年二月十一日政令第十四号）

（国土交通大臣の認可）

第四十五条 法第七十九条第一項の一級河川の管理で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 特定水利使用以外の水利使用で第二十条の二各号に掲げるものに関する法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項若しくは第三十四条第一項の規定による処分又はこれらの処分に係る法第七十五条の規定による処分

五～六 （略）

（国土交通大臣への協議）

第四十七条 法第七十九条第二項第四号 の政令で定める水利使用は、特定水利使用とする。

11 準用河川（河川法第百条第一項に規定する準用河川をいう。）の特定発電水利使用に関する同項において準用する同法の規定の特例については、前三項の規定に準じて政令で定める。

【説明】

準用河川については、河川法第100条第1項において二級河川に関する規定を準用するとされていますが、河川法施行令第56条において準用しない規定が定められており、河川法第35条第1項、第36条第2項及び第4項並びに第79条第2項第4号については準用しないものとされています。

このため、準用河川の特定発電水利使用に関する河川法の規定の特例については、法第31条第8項から第10項までの規定に準じて政令で定めることとし、政令においては、法第31条第10項で規定する河川法第38条の特例に準じて、特例を規定することとします。

○ 河川法施行令（昭和四十年二月十一日政令第十四号）

（準用しない規定）

第五十六条 法第百条第一項 の政令で定める規定は、法第六条第五項、第十条第二項から第四項まで、第十四条第二項、第十六条、第十六条の二、第十六条の三、第三十二条第四項、第三十五条第一項、第三十六条第二項及び第四項、第六十二条、第六十五条の二、第七十条の二、第七十九条第二項第三号及び第四号、第九十七条第二項並びに第九十九条とする。

12 都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があったときは、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第百三条第一項の規定にかかわらず、意見を付して経済産業大臣に報告し、及びその意見を求めることを要しない。

【説明】

電気事業法第103条においては、都道府県知事又は指定都市の長は、河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請が発電水力のためのものであるときは、意見を付して経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の意見を求めなければならないとされています。

今回、法第31第7項と同様に、経済産業大臣については、法第4条第10項の規定による同意を得ることから、電気事業法第103条の規定による意見聴取を不要と

します。

○ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）

（発電水力）

第百三条 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長は、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項又は第二十九条第二項の許可の申請があつた場合において、その申請が発電水力の利用のためのものであるときは、意見を付して経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

13 河川管理者は、水利使用に関する河川法第二十三条等の許可の申請に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第六条に規定する通常要すべき標準的な期間（以下この項において「標準処理期間」という。）を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十条第一項に規定する特定発電水利使用及び東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第三十条第一項に規定する特定発電水利使用を除く。）に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めるものとする。

【説明】

行政手続法第6条においては、行政庁は、処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努め、定めたときは公にしておかなければならない旨規定されています。

今般の河川法等の特例により、河川管理者を構成員とする協議会が組織され、当該協議会において、特定水力発電事業に係る水利使用に関する計画が協議されている場合には、その段階で当該水利使用に係る情報が得られるとともに、関係機関との調整手続が簡素化されることから、特定発電水利使用については、通常の水利用に比して相当程度審査期間を短縮することが十分可能です。

一方、特定発電水利使用について、他の水利使用に比して相当程度短い期間を定めるものとすることは、河川管理者に対して、審査期間の短縮化を促す意義があり、従属発電（小水力発電）という再生可能エネルギーの利用促進を通じた地域活性化にも資するものと考えられます。

このため、河川管理者が当該水利使用に関する河川法第23条等の許可の申請に係る標準処理期間を定めるときは、他の水利使用に関する標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めることとする旨規定することとします。具体的には、標準処理期間について、1ヶ月を目安とすることを想定しています。

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）

（標準処理期間）

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

○ 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）

第五十条 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用（前条の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のものに限る。以下この条から第五十二条までにおいて「特定発電水利使用」という。）に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。

2～5 （略）

○ 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号）

第三十条 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用（前条の認定を受けた復興推進計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のものに限る。以下この条から第三十二条までにおいて「特定発電水利使用」という。）に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。

2～5 （略）

(社会保険労務士法の特例)

第三十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の各号のいずれにも該当するものと認めて第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該構造改革特別区域内に事務所を有する社会保険労務士であって厚生労働省令で定める要件に該当することについて当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたものは、当該認定の日以後は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六条の規定にかかわらず、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項各号に掲げる事務のほか、当該構造改革特別区域内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該構造改革特別区域内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除（別表第二十二号において「労働契約の締結等」という。）について当該求職者又は労働者の代理（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する代理を除く。）をすることを業とすることができる。

- 一 当該構造改革特別区域内において求人が相当数あるにもかかわらず、当該構造改革特別区域内の求職者が当該構造改革特別区域内において安定した職業に就くことが困難な状況にあること。
- 二 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

【事業の名称】 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業

【現行制度の概要】

労働基準法第6条は、法律に基づいて許される場合のほか、業として中間搾取を行うことを禁止し、労働者保護を図っています。

他方、社会保険労務士は、労働契約の締結等を代理することはできないこととなっています。

以上から、労働関係法令や労務管理等に専門的な知識及び経験を有する社会保険労務士であっても、労働者及び求職者を代理して労働契約の締結等を行い、報酬を得ることは、労働基準法第6条違反となります。

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

（社会保険労務士の業務）

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

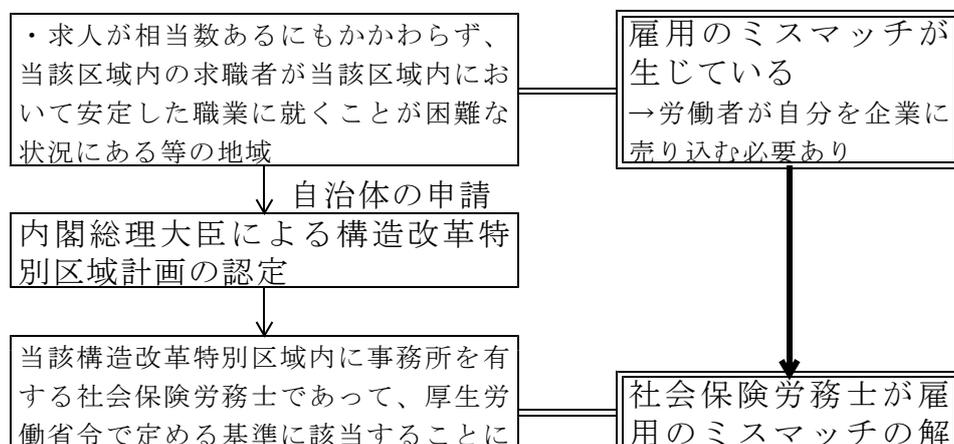
- 一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録で

- あつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)をいう。以下同じ。)を作成すること。
- 一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。
 - 一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第一項において「事務代理」という。）。
 - 一の四 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会における同法第五条第一項のあつせんの手続及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十八条第一項の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。
 - 一の五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。）に関するあつせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。
 - 一の六 個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第三百六十八条第一項に定める額を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。）に関する民間紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第一号に規定する民間紛争解決手続をいう。以下この条において同じ。）であつて、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として厚生労働大臣が指定するものが行うものについて、紛争の当事者を代理すること。
 - 二 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く。）を作成すること。
 - 三 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。

2～4 （略）

【特例措置の内容】

構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、社会保険労務士が労働契約の締結、変更及び解除（以下「労働契約の締結等」という。）の代理を業として行うことを認めることとしています。



ついて都道府県労働局長の認定を受けたものに、労働契約の締結、変更及び解除に係る求職者又は労働者の代理業務を認める

消に貢献

【趣旨】

相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者数が少ないような地域においては、就職のミスマッチが起こっているものと考えられますが、このような地域の求職者又は労働者の代理人として社会保険労務士が労働契約の締結等を行うことにより、安定した職業に就かせるための対策を行うことは、当該地域の雇用を安定させるとともに、当該地域の活性化にも資するものとなります。

このため、社会保険労務士法の特例を設けるものです。

【説明】

- 1 「当該構造改革特別区域内に事務所を有する社会保険労務士であって厚生労働省令で定める要件に該当することについて当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたもの」

特例の対象となる社会保険労務士については、特区内に事務所を有する社会保険労務士に限定することとし、厚生労働省令で定める要件に該当することについて、当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けることとするものです。

〔厚生労働省令で定める要件〕

厚生労働省令で定める要件としては、①開業後3年以上を経過していること、②懲戒処分を受けたことがないこととしています。

- 2 「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六条の規定にかかわらず、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項各号に掲げる事務のほか、当該構造改革特別区域内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該構造改革特別区域内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除（別表第二十二号において「労働契約の締結等」という。）について当該求職者又は労働者の代理（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する代理を除く。）をすることを業とすることができる」

特区において、社会保険労務士が労働契約の締結等の代理を業として行うことを認めるものです。

具体的には、中間搾取の排除に係る労働基準法第6条に違反することとならないよう、社会保険労務士法第2条の社会保険労務士の業務の特例を設けるものです。

- 3 「一 当該構造改革特別区域内において求人が相当数あるにもかかわらず、当該構造改革特別区域内の求職者が当該構造改革特別区域内において安定し

た職業に就くことが困難な状況にあること。」

「二 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。」

特区の要件として、相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者が少なく、就職のミスマッチが生じており、そのような状況が一定期間継続していることを定めるものです。

〔厚生労働省令で定める状態〕

具体的には、認定を受けようとする特区における求職者の数に対する求人数の比率、求人の充足率（求人の中に占める求職者が当該求人を充足した数の割合をいう。）、就職者の数又は就業者の数その他の最近の雇用の状況に関する指標が他の地域における当該指標と比較して低位にあることにより、当該特区が構造改革特別区域法第32条第1項第1号に規定する状況であると認められ、かつ、当該状況の急激な変化が認められない状態としています。

2 前項の規定により都道府県労働局長の認定を受けた場合においては、社会保険労務士法第十八条中「第二条」とあるのは、「第二条及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十二条第一項」とする。

【説明】

社会保険労務士法において、社会保険労務士の行う業に着目した規定が設けられていることから、第1項の規定により都道府県労働局長の認定を受け、労働契約の締結等の代理の業務を行うことができる社会保険労務士について、必要な読替えを行うものです。

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）

（読替え前）

（事務所）

第十八条 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行う社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員を除く。以下「開業社会保険労務士」という。）

は、その業務を行うための事務所を二以上設けてはならない。ただし、特に必要がある場合において厚生労働大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 社会保険労務士法人の社員は、第二条に規定する事務を業として行うための事務所を設けてはならない。

（読替え後）

（事務所）

第十八条 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十二条第一項に規定する事務を業として行う社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員を除く。以下「開業社会保険労務士」という。）は、その業務を行うための事務所を二以上設けてはならない。ただし、特に必要がある場合において厚生労働大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 社会保険労務士法人の社員は、第二条及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十二条第一項に規定する事務を業として行うための事務所を設けてはならない。

3 第一項の規定による認定を行った都道府県労働局長は、当該認定に係る社会保険労務士が同項に規定する厚生労働省令で定める要件に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

【説明】

第1項の規定による認定を行った都道府県労働局長は、特例の対象となる社会保険労務士が、厚生労働省令で定める要件に該当しなくなった場合、認定を取り消すことができることを定めたものです。

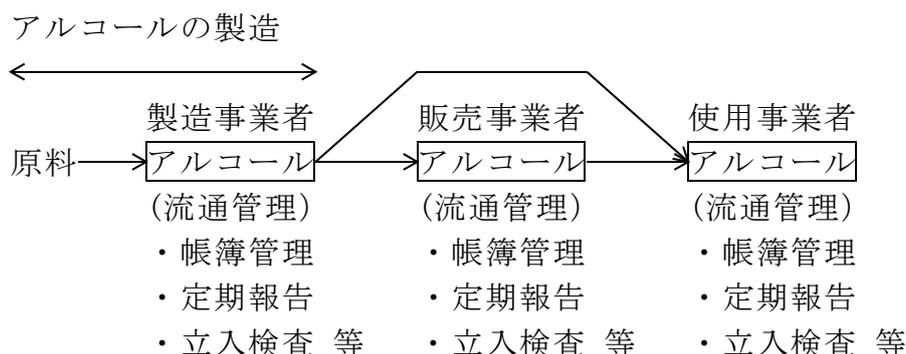
(アルコール事業法の特例)

第三十三条 地方公共団体が設定する構造改革特別区域又はその周辺の地域における地域産業に係る使用済物品等（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第一項に規定する使用済物品等をいう。）又は副産物（同法第二条第二項に規定する副産物をいう。）であって主としてこれらの地域において回収されるものとして当該地方公共団体の長が指定したのものについて、これを再生資源（同法第二条第四項に規定する再生資源をいう。別表第二十六号において同じ。）として利用して、当該構造改革特別区域において製造事業者（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第三条第一項の許可を受けた者をいう。）が製造するアルコール（同法第二条第一項に規定するアルコールをいい、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものに限る。別表第二十六号において同じ。）については、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第九条、第十条、第二章第三節及び第四節並びに第三十五条から第三十七条までの規定は、適用しない。

【事業の名称】 再生資源を利用したアルコール製造事業

【現行制度の概要】

アルコールが酒類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの酒類の原料への不正な使用の防止を図るため、アルコールの製造・輸入・販売・使用を許可制とし、流通管理（帳簿記帳・定期報告等）を実施しています。



【趣旨】

使用済物品等や副産物を原料として製造されるアルコール（主として燃料用途を想定したもの等）が円滑に市場に供給されるようにするため、アルコール事業法の特例を設けるものです。

2 製造事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、その業務に関し経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

3 製造事業者は、前項に定めるもののほか、その業務に係るアルコール、酒母又はもろみを亡失し、又は盗み取られたときは、経済産業省令で定めるところにより、直ちに、その旨を経済産業大臣に報告し、その検査を受けなければならない。

(業務改善命令)

第十条 経済産業大臣は、製造事業者の業務の運営に関しアルコールの適正な流通を確保するために改善が必要であると認めるときは、当該製造事業者に対し、その改善に必要な措置を命ずることができる。

第三節 アルコールの販売の事業

(販売の許可)

第二十一条 アルコール(特定アルコールを除く。以下この条及び次条において同じ。)の販売を業として行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、製造事業者又は輸入事業者が、その製造し、又は輸入したアルコールを販売する場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人(アルコールの販売に係る事業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所

四 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

五 主たる事務所の所在地並びに営業所及び貯蔵所の所在地

六 貯蔵所ごとの設備の能力及び構造

七 事業開始の予定年月日

八 その他経済産業省令で定める事項

第二十二条 前条第一項の許可を受けた者(以下「販売事業者」という。)、製造事業者又は輸入事業者でなければ、アルコールを譲渡してはならない。ただし、許可使用者が経済産業大臣の承認を受けて、アルコールを譲渡する場合は、この限りでない。

2 販売事業者は、製造事業者等(製造事業者、販売事業者、許可使用者及び第四条第三号の規定により経済産業大臣の承認を受けた者をいう。以下同じ。)以外の者にアルコールを譲渡してはならない。ただし、輸出する場合は、この限りでない。

3 製造事業者は、その製造したアルコールを製造事業者等以外の者に譲渡してはならない。ただし、輸出する場合は、この限りでない。

4 輸入事業者は、その輸入したアルコールを製造事業者等以外の者に譲渡してはならない。ただし、輸出する場合は、この限りでない。

(許可の基準)

第二十三条 経済産業大臣は、第二十一条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎を有すること。

二 アルコールの数量の管理のための措置が経済産業省令で定める基準に適合することであること。

三 その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

(必要な行為の継続等)

第二十四条 販売事業者の相続人につき次条において準用する第七条第一項ただし書の規定の適用がある場合、次条において準用する第十一条第二項の規定により販売事業者の許可が効力を失った場合又は次条において準用する第十二条の規定により販売事業者の許可が取り消された場合において、当該貯蔵所にその業務に係るアルコールが現存するときは、経済産業大臣は、当該相続人、当該効力を失った許可を受けていた者又は当該取り消された許可を受けていた者の申請により、期間を指定し、そのアルコールの譲渡を継続させることができる。

- 2 前項の場合においては、同項の規定により経済産業大臣が指定した期間は、同項に規定する者を販売事業者とみなして、この法律の規定を適用する。

(準用)

第二十五条 第五条の規定は第二十一条第一項の許可に、第七条から第十二条まで及び第十四条の規定は販売事業者に準用する。この場合において、第七条第一項中「第五条各号」とあるのは「第二十五条において準用する第五条各号」と、第八条第一項中「第三条第二項第六号」とあるのは「第二十一条第二項第六号」と、同条第二項中「第三条第二項第一号から第四号まで若しくは第八号」とあるのは「第二十一条第二項第一号から第四号まで若しくは第八号」と、同条第三項中「第六条」とあるのは「第二十三条」と、第九条第三項中「アルコール、酒母又はもろみ」とあるのは「アルコール」と、第十二条第二号中「第五条第一号又は第四号から第六号まで」とあるのは「第二十五条において準用する第五条第一号又は第四号から第六号まで」と、同条第四号中「第三条第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、同号及び同条第五号中「第八条第一項」とあるのは「第二十五条において準用する第八条第一項」と、第十四条中「製造事業者名簿」とあるのは「販売事業者名簿」と、同条第一項中「第三条第二項第一号、第二号及び第五号」とあるのは「第二十一条第二項第一号、第二号及び第五号」と読み替えるものとする。

第四節 アルコールの使用

(使用の許可)

第二十六条 アルコール（特定アルコールを除く。以下この条及び次条において同じ。）を工業用に使用しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
- 三 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人（アルコールの使用に関し代理権を有する者に限る。）の氏名、商号又は名称及び住所
- 四 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
- 五 主たる事務所の所在地並びにアルコールの使用施設及び貯蔵設備の所在地
- 六 使用施設ごとのアルコールの用途及び使用方法並びに使用設備の能力及び構造並びに貯蔵設備ごとの能力及び構造
- 七 使用の時期
- 八 その他経済産業省令で定める事項

第二十七条 許可使用者でなければ、アルコールを使用してはならない。ただし、第十七条ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けて輸入したアルコールを試験、研究又は分析のために使用するときは、この限りでない。

- 2 許可使用者は、当該許可に係る用途にアルコールを使用し、かつ当該許可に係る使用方法によりアルコールを使用しなければならない。

(許可の基準)

第二十八条 経済産業大臣は、第二十六条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 使用方法がアルコールの数量を適確に管理できるものと認められること。
- 二 アルコールの数量の管理のための措置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

(必要な行為の継続等)

第二十九条 許可使用者の相続人につき次条において準用する第七条第一項ただし書の規定の適用がある場合、次条において準用する第十一条第二項の規定により許可使用者の許可が効力を失った場合又は次条において準用する第十二条の規定により許可使用者の許可が取り消された場合において、当該使用施設又は貯蔵設備にアルコールが現存するときは、経済産業大臣は、当該相続人、当該効力を失った許可を受けていた者又は当該

取り消された許可を受けていた者の申請により、期間を指定し、そのアルコールの使用を継続させることができる。

- 2 前項の場合においては、同項の規定により経済産業大臣が指定した期間は、同項に規定する者を許可使用者とみなして、この法律の規定を適用する。

(準用)

第三十条 第五条の規定は第二十六条第一項の許可に、第七条から第十二条まで及び第十四条の規定は許可使用者に準用する。この場合において、第七条第一項中「第五条各号」とあるのは「第三十条において準用する第五条各号」と、第八条第一項中「第三条第二項第六号」とあるのは「第二十六条第二項第六号」と、同条第二項中「第三条第二項第一号から第四号まで若しくは第八号」とあるのは「第二十六条第二項第一号から第四号まで若しくは第八号」と、同条第三項中「第六条」とあるのは「第二十八条」と、第九条第三項中「アルコール、酒母又はもろみ」とあるのは「アルコール」と、第十一条及び第十二条中「事業」とあるのは「使用」と、同条第二号中「第五条第一号又は第四号から第六号まで」とあるのは「第三十条において準用する第五条第一号又は第四号から第六号まで」と、同条第四号中「第三条第一項」とあるのは「第二十六条第一項」と、同号及び同条第五号中「第八条第一項」とあるのは「第三十条において準用する第八条第一項」と、第十四条中「製造事業者名簿」とあるのは「許可使用者名簿」と、同条第一項中「第三条第二項第一号、第二号及び第五号」とあるのは「第二十六条第二項第一号、第二号及び第五号」と読み替えるものとする。

(アルコールの希釈の制限)

第三十五条 製造事業者、輸入事業者、販売事業者及び許可使用者は、許可使用者がその使用の過程において薄める場合その他経済産業省令で定める場合のほか、アルコール(特定アルコールを除く。)を薄めてアルコール分を九十度未満にしてはならない。

(納付金の徴収)

第三十六条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げるアルコールの数量にそのアルコールに係る加算額を乗じて得た額に相当する額の納付金を国庫に納付することを命じなければならない。

- 一 製造事業者等以外の者にアルコール(特定アルコールを除く。以下この条において同じ。)を譲渡した製造事業者(アルコールを輸出した者を除く。) 当該譲渡されたアルコールの数量
- 二 製造事業者等以外の者にアルコールを譲渡した輸入事業者(アルコールを輸出した者を除く。) 当該譲渡されたアルコールの数量
- 三 製造事業者等以外の者にアルコールを譲渡した販売事業者(アルコールを輸出した者を除く。) 当該譲渡されたアルコールの数量
- 四 アルコールを譲渡した許可使用者(第二十二条第一項ただし書の規定による承認を受けてアルコールを譲渡した場合を除く。) 当該譲渡されたアルコールの数量
- 五 アルコールを使用した製造事業者 当該使用されたアルコールの数量
- 六 アルコールを使用した輸入事業者 当該使用されたアルコールの数量
- 七 アルコールを使用した販売事業者 当該使用されたアルコールの数量
- 八 第二十六条第一項の許可に係る用途以外の用途にアルコールを使用した許可使用者 当該使用されたアルコールの数量

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、同項に規定する納付金を国庫に納付しなければならない。

- 3 第四十七条第二項の規定により没収されたアルコールには、第一項に規定する納付金を課さない。

(強制徴収)

第三十七条 経済産業大臣は、第三十一条第一項の規定による納付金又は前条第一項に規定する納付金を納期限までに納付しない者があるときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の納付金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

- 3 前項の場合において、納付金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以

降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる納付金の額は、その納付のあった納付金の額を控除した額とする。

- 4 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、経済産業大臣は、国税滞納処分の例により、第一項及び第二項に規定する納付金及び延滞金を徴収することができる。この場合における納付金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 5 延滞金は、納付金に先立つものとする。

(政令等で規定された規制の特例措置)

第三十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において政令又は主務省令により規定された規制に係る事業（以下この条及び別第二十四号において「政令等規制事業」という。）を実施し又はその実を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該政令等規制事業については、令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により定された規制に係るものにあつては主務省令で、それぞれ定めるところより、規制の特例措置を適用する。

政令又は主務省令で規定された規制に係る事業については、これまで、別表第27号の規定による政令又は主務省令において特定事業として個別具体の事業を定めた上で、認定構造改革特別区域計画に記載された当該事業については、法第4条第11項の規定により、政令又は主務省令で定めるところにより、規制の特例措置を適用していました。

今般、新たに地方公共団体事務政令等規制事業に係る条例委任の特例を第35条に規定するに当たり、政令又は主務省令で規定された規制に係る事業についても同様に、当該事業に関する構造改革特別区域計画の認定及び規制の特例措置の適用について第4章において定めることとしたものです。

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

第三十五条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、政令又は主務省令により規定された規制（地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。）に係る事業（以下この条及び別表第二十五号において「地方公共団体事務政令等規制事業」という。）を実施し又はその実施を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

【事業の名称】 地方公共団体事務政令等規制事業で第三十五条の規定による政令又は主務省令で定めるもの（個別の事業の名称については当該政令又は主務省令で別途定められます。）

【趣旨】

地方公共団体が、その構造改革特別区域における事業に関して、地方公共団体が行う許認可の基準など当該事業に関連する地方公共団体の事務に係る規制について、国が全国一律に定めた規制に代えて、各地域において地域特性に応じた特例措置を講ずることができるようにすることが適当な場合があります。

例えば、特定の規制について多くの地方公共団体から緩和の要望が寄せられている場合に、当該規制の所管省庁が個々の要望に応じた対応を検討するよりも、各地方公共団体が条例で特例措置を定めることができることとすることで、地域の活性化に資する事業を柔軟かつ効果的に推進することが可能です。

【特例措置の内容】

政令又は主務省令により定められた規制（地方公共団体の事務に係るものに限る。）に関連する事業（以下「地方公共団体事務政令等規制事業」という。）について、特定事業として認定構造改革特別区域計画に基づき実施する場合には、政令又は主務省令で定める範囲で当該規制の特例措置を条例で定め、適用することができます。

第 5 章

構造改革特別区域推進本部

(設置)

第三十七条 構造改革の推進等に必要な施策を集中的かつ一体的に実施するため、内閣に、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）を置く。

1. 構造改革特別区域制度においては、各地方公共団体からの構造改革特別区域計画の申請の受付及び認定に係る業務については、内閣府において内閣府の長たる内閣総理大臣が一元的に実施することとしています。
2. 一方、構造改革特別区域基本方針案の作成など、構造改革特別区域制度の推進に関する基本的な施策などについては、すべての行政分野にまたがるものであって、政府全体で取り組む必要があるため、内閣総理大臣を構造改革特別区域推進本部長とする（第40条）構造改革特別区域推進本部を内閣に設置し、取り組んでいくこととしています。

(所掌事務)

第三十八条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 構造改革特別区域基本方針の案の作成に関すること。
- 二 構造改革特別区域基本方針の実施を推進すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、構造改革の推進等に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

1. 構造改革特別区域推進本部においては、構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）の案を作成するとともに、閣議決定された基本方針の適切かつ円滑な実施等を通じて、構造改革特別区域制度の推進を図ることとしています。
2. このため、構造改革特別区域推進本部においては、定期的に新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等に関し政府が講ずべき新たな措置に係る地方公共団体や民間事業者等からの提案の募集、提案又は情勢の推移を踏まえた基本方針の案の作成、基本方針に基づいて法令の規定の整備を行う際の関係行政機関との調整、規制の特例措置の効果及び影響についての評価、さらに地方公共団体等に対する助言や情報提供等の幅広い任務を行うこととなります。

(組織)

第三十九条 本部は、構造改革特別区域推進本部長、構造改革特別区域推進副本部長及び構造改革特別区域推進本部員をもって組織する。

(構造改革特別区域推進本部長)

第四十条 本部の長は、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(構造改革特別区域推進副本部長)

第四十一条 本部に、構造改革特別区域推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(構造改革特別区域推進本部員)

第四十二条 本部に、構造改革特別区域推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

構造改革特別区域推進本部の組織は、内閣総理大臣をもって充てられる構造改革特別区域推進本部長、その職務を助ける構造改革特別区域推進副本部長が置かれるほか、構造改革特別区域制度はすべての行政分野に関係することから、全閣僚がメンバーとなることとされています。

(参考) 構造改革特別区域推進本部の副本部長の特定について（平成14年12月27日閣議決定。平成21年11月17日閣議決定により最終改正）

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）の施行（平成14年12月18日）により内閣に構造改革特別区域推進本部が設置されることに伴い、構造改革特別区域推進副本部長に充てられる国務大臣は、内閣官房長官、地域活性化担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び内閣府特命担当大臣（規制改革）とする。

(資料の提出その他の協力)

第四十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）及び地方行政法人（地方行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

本条は、構造改革特別区域推進本部が第38条に規定された所掌事務を遂行する上で必要な場合には、規制の特例措置に係る関係行政機関の長及び構造改革特別区域計画の認定を受けた地方公共団体のみならず広く協力を求めることができる旨を定めたものです。

なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人は国立大学法人法施行令第23条の規定により、また、日本司法支援センターは総合法律支援法施行令第18条の規定により、それぞれ行政法人とみなして本条を準用するものとされています。

(事務)

第四十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第四十五条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

申請された構造改革特別区域計画の認定に関する事務は、内閣府において行われることとなりますが、構造改革特別区域推進本部(以下「本部」という。)については、内閣に設置されることからその事務は内閣官房において処理することになるとともに、本部に関する事務については、内閣総理大臣自身が主任の大臣として、分担管理するものであることを明らかにしたものです。

なお、内閣府が行う認定事務と本部の事務とは、相互に密接に連携して実施されることとなります。

(政令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

構造改革特別区域推進本部の組織や任務について、必要に応じて政令により定めることとしており、当初の構造改革特別区域基本方針において、規制の特例措置の実施状況に関する評価を行うため、「本部に、民間事業者、学識経験者等第三者からなる評価委員会（仮称）を平成15年中に設置することを検討する」こととされたことを踏まえ、構造改革特別区域推進本部に評価委員会を設置すること等を内容とする構造改革特別区域推進本部令が制定されています。

平成19年5月には、評価委員会に代えて、同委員会の事務に「本部長の諮問に応じ、新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する」との事務を加えた評価・調査委員会が設置されています。

(参考) 構造改革特別区域推進本部令（平成十五年政令第三百二十六号）

(評価・調査委員会)

第一条 構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、評価・調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 構造改革の推進等を図る観点から、特定事業の実施又はその実施の促進の状況について評価を行い、その結果に基づき、構造改革の推進等に関し必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べること。

二 本部長の諮問に応じ、新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議すること。

3 委員会は、委員十人以内をもって組織する。

4 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第二条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(本部の運営)

第四条 この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

第 6 章

雜則

(規制の特例措置の見直し)

第四十七条 関係行政機関の長は、規制の特例措置の適用の状況について、定期的に調査を行うとともに、その結果について、本部に報告しなければならない。

2 関係行政機関の長は、前項の調査の結果及び地方公共団体その他の関係者の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

1. 関係行政機関の長は、構造改革特別区域における規制の特例措置の効果・影響等を適切に評価するため、その適用状況について、定期的に調査を行うこととしているものです。

さらに、内閣総理大臣を構造改革特別区域推進本部長とする構造改革特別区域推進本部においても構造改革特別区域で実施される規制の特例措置の効果等の評価を政府全体として行い、全国における規制改革を推進するための必要な措置を講ずる必要があることから、調査結果について関係行政機関の長に報告義務を課しています。

2. また、関係行政機関の長は、調査の結果等を踏まえて、規制の特例措置の内容について不断に見直すとともに、その規制自体の在り方についても全国的な規制改革を推進する観点から見直しを行うなどの必要な措置を講じなければならないことを定めています。

また、その際、広く当該規制や特例措置の在り方について意見を聴くことが望ましいと考えられることから、地方公共団体その他の民間事業者等の関係者からの意見を聴取することとしているものです。

なお、規制の特例措置の在り方に関する具体的な評価のプロセスについては、構造改革特別区域基本方針において定められています。

(参考) 構造改革特別区域基本方針

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

②評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

a 弊害が生じていないと認められる場合

b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認められる場合

c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場

合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置
- b 全国で実施することとなった規制改革
- c その他提案を実現するための措置

イ) 関係府省において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③ 評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に、調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④ 拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣官房は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣官房は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣官房は、更なる実施の可能性について調査（以下「ニーズ調査」という。）を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省にその旨通知するものとする。その際、内閣官房は、あらかじめ関係府省の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣官房はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第47条第1項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の3か月前までに関係府省に通知するものとする。通知を受けた関係府省は、評価の開始の2か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

(経過措置)

第五十条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

本条は、本法の規定に基づいて命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、罰則に関する経過措置をも含め、所要の経過措置を定める権限を与えることを明らかにしたものです。

今回の改正事項のうち、特に、第35条に、地方公共団体の事務に係る規制についての条例による特例措置の規定を定めており、当該規定に基づき認定を受けた地方公共団体が条例で特例を定める場合に、特例の内容によっては、法令に規定される罰則について所要の経過措置を定める必要がありますが、法律による授権なしに罰則に係る経過措置を定めることはできません。

そのため、この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができることとしたものです。

附則

(提案を募集する期限)

第三条 第三条第三項の募集は、平成二十九年三月三十一日までの間、行うものとする。

本条は、第3条第3項の規定による提案募集について、平成28年度末までの間、行うものとするとの期限を定めたものです。

提案募集制度の法定は、構造改革特別区域制度を5年間延長することに伴い集中的に提案を促し、5年後の見直しの際に、その状況を検討に反映させるためのものであることから、その期限についても、構造改革特別区域計画の認定申請期限と合わせ、平成29年3月31日とされています。

(構造改革特別区域計画の認定を申請する期限)

第四条 第四条第一項の申請は、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができる。

本条は、構造改革特別区域計画（以下「計画」という。）の認定申請について、平成28年度末までに限り行うことができるとの期限を定めたものです。

原始附則の第4条では、認定申請は平成24年3月31日まで行うことができるとの期限が定められていたところ、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成19年法律第14号）附則第2項の規定に基づく見直しに当たり、地方公共団体や民間事業者等から引き続き構造改革特別区域制度により構造改革の推進と地域の活性化を図るよう求められ、このような意見も踏まえて、更に集中的に取り組むため、従前と同様に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成24年法律第73号）附則第3条に規定する見直しの期限に合わせて、構造改革特別区域制度を5年間延長することとされました。

(訓令又は通達に関する措置)

第五条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち構造改革特別区域に関するものについては、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化の必要性にかんがみ、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

1. 訓令又は通達に基づく規制については、この法律の第2条で定義する特定事業及び規制の特例措置には直接は該当しませんが、第3条第2項第5号中の「その他経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する事項」に位置付けられており、これにより、法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）に基づく規制と同様に、構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）中にその特例措置の内容等が定められています。
2. 本規定により、訓令や通達についても関係行政機関の長は、基本方針において定められた内容に即して必要な訓令又は通達の改正を行う必要があるなど、この法律において法律、政令又は主務省令に基づく規制に適用される規定と同様の取扱いがなされることを明らかにしたものです。
3. なお、訓令又は通達において定められた規制の特例措置については、第2条で定義する特定事業及び規制の特例措置には当たらないため、第3章の規定による同意、認定の直接の対象とはなりません。本規定を受けた基本方針に基づき法律、政令又は主務省令に基づく規制の特例措置と同一の取扱いをすることとなります。

附 則（平成二十四年九月五日法律第七十三号・抄）

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成24年の法改正では、これまでの実績や地方公共団体のニーズ等を踏まえ見直しを行った結果、構造改革の推進と地域の活性化を図るため、本制度の運用に更に集中的に取り組むことが必要であるため、更に特区制度を5年間延長するために行われたものです。このため、今回の見直しによる改正法施行後も、一定の期間経過後には、その成果なども踏まえて適切に評価を行い、再度、特区制度全体について見直しを行うことが必要であると考えられます。

なお、見直し期間については、これまでと同様に、特区制度の延長期間と合わせて5年としました。